

## 府中市地域防災計画修正（案） 新旧対照表

該当頁	新（変更後）	旧（変更前）
震災編 目次	<p>第2部 施策ごとの具体的計画（災害予防・応急・復旧計画）</p> <p>第2章 市民と地域の防災力向上</p> <p>第2節 具体的な取組</p> <p>【予防対策】（市民と地域の防災力向上）</p> <p>5 市民・行政・事業所等の連携</p> <p>5-3 <u>避難行動要支援者</u>における連携体制の確立</p> <p>(2) <u>避難行動要支援者名簿</u>に登録する者の範囲</p> <p>(6) 支援者の責任・安全確保等</p> <p>第7章 医療救護等の対策</p> <p>第2節 具体的な取組</p> <p>【予防対策】（医療救護等の対策）</p> <p>2 医薬品・医療資器材の確保</p> <p>2-2 <u>災害薬事センター</u>の設置</p> <p>【応急対策】（医療救護等の対策）</p> <p>4 医薬品・医療資器材の確保</p> <p>(2) <u>災害薬事センター</u>の役割</p> <p>(3) <u>災害薬事センター</u>の設置</p> <p>第9章 避難者対策</p> <p>第2節 具体的な取組</p> <p>【予防対策】（医療救護等の対策）</p> <p>4 多様な避難者ニーズへの配慮</p> <p>4-1 <u>避難行動要支援者</u></p>	<p>第2部 施策ごとの具体的計画（災害予防・応急・復旧計画）</p> <p>第2章 市民と地域の防災力向上</p> <p>第2節 具体的な取組</p> <p>【予防対策】（市民と地域の防災力向上）</p> <p>5 市民・行政・事業所等の連携</p> <p>5-3 <u>災害時要援護者</u>における連携体制の確立</p> <p>(2) <u>災害時要援護者名簿</u>に登録する者の範囲</p> <p>(6) <u>災害時要援護者</u>支援者の責任・安全確保等</p> <p>第7章 医療救護等の対策</p> <p>第2節 具体的な取組</p> <p>【予防対策】（医療救護等の対策）</p> <p>2 医薬品・医療資器材の確保</p> <p>2-2 <u>医薬品ストックセンター</u>の設置</p> <p>【応急対策】（医療救護等の対策）</p> <p>4 医薬品・医療資器材の確保</p> <p>(2) <u>医薬品ストックセンター</u>の役割</p> <p>(3) <u>医薬品ストックセンター</u>の設置</p> <p>第9章 避難者対策</p> <p>第2節 具体的な取組</p> <p>【予防対策】（医療救護等の対策）</p> <p>4 多様な避難者ニーズへの配慮</p> <p>4-1 <u>災害時要援護者</u></p>

<p>震災編 目次</p>	<p>第9章 避難者対策 第2節 具体的な取組 【応急対策】(避難者対策) 2 避難誘導 2-3 <u>避難行動要支援者に配慮した避難誘導</u> 4 「避難所」の管理運営 4-2 発災後8時間までに実施 (2) <u>要配慮者への対応</u> 4-3 発災後24時間までに実施 (2) <u>要配慮者への対応</u> 5 その他避難所運営に必要な協力等 5-2 <u>要配慮者対策</u></p>	<p>第9章 避難者対策 第2節 具体的な取組 【応急対策】(避難者対策) 2 避難誘導 2-3 <u>災害時要援護者に配慮した避難誘導</u> 4 「避難所」の管理運営 4-2 発災後8時間までに実施 (2) <u>災害時要援護者への対応</u> 4-3 発災後24時間までに実施 (2) <u>災害時要援護者への対応</u> 5 その他避難所運営に必要な協力等 5-2 <u>災害時要援護者対策</u></p>																																				
<p>(震-4) 第1部 第1章 第6節</p>	<p>第6節 地区防災計画 ○ 平成25年6月に改正された「災害対策基本法」第42条及び第42条の2において規定。 ○ 一定の地区内において、その地区の居住者及び事業者は、「自助」・「共助」の精神に基づき行う防災活動について、「地区防災計画」を作り、府中市防災会議に<u>提案</u>し、その規定内容について「府中市地域防災計画」に定めることができる。</p>	<p>第6節 地区防災計画 ○ 平成25年6月に改正された「災害対策基本法」第42条において規定。 ○ 一定の地区内において、その地区の居住者及び事業者は、「自助」・「共助」の精神に基づき行う防災活動について、「地区防災計画」を作り、府中市防災会議に<u>諮り</u>、その規定内容について「府中市地域防災計画」に定めることができる。</p>																																				
<p>(震-15) 第1部 第3章 第2節</p>	<p>4-2 死者・負傷者 【地震別の死者・負傷者数】</p> <table border="1" data-bbox="331 1074 1173 1270"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>従来 多摩直下地震</th> <th>東京湾北部 地震</th> <th>多摩直下 地震</th> <th>元禄型関東 地震</th> <th>立川断層帯 地震</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>死者</td> <td>72人 (※1)</td> <td>10人 (※2)</td> <td>72人 (※2)</td> <td>33人 (※3)</td> <td>136人 (※2)</td> </tr> <tr> <td>負傷者</td> <td>1,569人 (※1)</td> <td>331人 (※3)</td> <td>1,568人 (※3)</td> <td>1,109人 (※3)</td> <td>1,894人 (※3)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 冬18時・風速15m/sの場合 ※2 冬18時・風速8m/sの場合 ※3 冬5時・風速8m/sの場合</p>	種類	従来 多摩直下地震	東京湾北部 地震	多摩直下 地震	元禄型関東 地震	立川断層帯 地震	死者	72人 (※1)	10人 (※2)	72人 (※2)	33人 (※3)	136人 (※2)	負傷者	1,569人 (※1)	331人 (※3)	1,568人 (※3)	1,109人 (※3)	1,894人 (※3)	<p>4-2 死者・負傷者 【地震別の死者・負傷者数】</p> <table border="1" data-bbox="1211 1074 2054 1201"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>従来 多摩直下地震</th> <th>東京湾北部 地震</th> <th>多摩直下 地震</th> <th>元禄型関東 地震</th> <th>立川断層帯 地震</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>死者</td> <td>72人</td> <td>10人</td> <td>72人</td> <td>33人</td> <td>136人</td> </tr> <tr> <td>負傷者</td> <td>1,569人</td> <td>331人</td> <td>1,569人</td> <td>1,109人</td> <td>1,894人</td> </tr> </tbody> </table>	種類	従来 多摩直下地震	東京湾北部 地震	多摩直下 地震	元禄型関東 地震	立川断層帯 地震	死者	72人	10人	72人	33人	136人	負傷者	1,569人	331人	1,569人	1,109人	1,894人
種類	従来 多摩直下地震	東京湾北部 地震	多摩直下 地震	元禄型関東 地震	立川断層帯 地震																																	
死者	72人 (※1)	10人 (※2)	72人 (※2)	33人 (※3)	136人 (※2)																																	
負傷者	1,569人 (※1)	331人 (※3)	1,568人 (※3)	1,109人 (※3)	1,894人 (※3)																																	
種類	従来 多摩直下地震	東京湾北部 地震	多摩直下 地震	元禄型関東 地震	立川断層帯 地震																																	
死者	72人	10人	72人	33人	136人																																	
負傷者	1,569人	331人	1,569人	1,109人	1,894人																																	

<p>(震-20) 第1部 第4章 第2節</p>	<p>目標1 被害軽減</p> <p>○ これら被害の半減のため、主に次の対策を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>要配慮者</u>に対する支援体制の強化</li> <li>・ <u>優先啓開道路</u>の拡充</li> </ul>	<p>目標1 被害軽減</p> <p>○ これら被害の半減のため、主に次の対策を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>災害時要援護者</u>に対する支援体制の強化</li> <li>・ <u>緊急輸送道路</u>の拡充</li> </ul>																
<p>(震-21) 第1部 第4章 第2節</p>	<p>目標2 機能確保と安全確保</p> <p>① 中枢機能を支える施設（市庁舎、避難所等）の機能停止の回避</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>優先啓開道路</u>の拡充</li> </ul>	<p>目標2 機能確保と安全確保</p> <p>① 中枢機能を支える施設（市庁舎、避難所等）の機能停止の回避</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>緊急輸送道路</u>の拡充</li> </ul>																
<p>(震-22) 第1部 第4章 第2節</p>	<p>目標3 都市機能の早期回復</p> <p>○ <u>東京都地域防災計画</u>で示す、ライフライン機能の回復目標（95%以上）を、本市における各ライフライン事業者によるライフライン回復目標とする。</p>	<p>目標3 都市機能の早期回復</p> <p>○ <u>東京都地域防災会議</u>で示す、ライフライン機能の回復目標（95%以上）を、本市における各ライフライン事業者によるライフライン回復目標とする。</p>																
<p>(震-31) 第2部 第1章 第2節</p>	<table border="1" data-bbox="347 762 1164 1117"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(削除)</td> <td>(削除)</td> </tr> <tr> <td>長野県南佐久郡 佐久穂町</td> <td>災害時における姉妹都市相互応援協定</td> </tr> <tr> <td>(削除)</td> <td>(削除)</td> </tr> </tbody> </table>	名称	内容	(削除)	(削除)	長野県南佐久郡 佐久穂町	災害時における姉妹都市相互応援協定	(削除)	(削除)	<table border="1" data-bbox="1227 762 2045 1117"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>八王子市</u></td> <td><u>災害時等における大型汎用電気計算機の相互支援体制に関する協定</u></td> </tr> <tr> <td>長野県南佐久郡佐 久穂町</td> <td>災害時における姉妹都市相互応援協定</td> </tr> <tr> <td><u>東京都水道局・25 市町村</u></td> <td><u>多摩地区都営水道の災害時等の相互応援協定</u></td> </tr> </tbody> </table>	名称	内容	<u>八王子市</u>	<u>災害時等における大型汎用電気計算機の相互支援体制に関する協定</u>	長野県南佐久郡佐 久穂町	災害時における姉妹都市相互応援協定	<u>東京都水道局・25 市町村</u>	<u>多摩地区都営水道の災害時等の相互応援協定</u>
名称	内容																	
(削除)	(削除)																	
長野県南佐久郡 佐久穂町	災害時における姉妹都市相互応援協定																	
(削除)	(削除)																	
名称	内容																	
<u>八王子市</u>	<u>災害時等における大型汎用電気計算機の相互支援体制に関する協定</u>																	
長野県南佐久郡佐 久穂町	災害時における姉妹都市相互応援協定																	
<u>東京都水道局・25 市町村</u>	<u>多摩地区都営水道の災害時等の相互応援協定</u>																	

(震-31) 第2部 第1章 第2節		<table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東京都柔道整復師会武蔵野支部</td> <td>災害時における東京都柔道整復師会武蔵野支部の協力について</td> </tr> <tr> <td>府中市薬剤師会</td> <td>災害時における救護活動に関する協定</td> </tr> <tr> <td>府中市管工事協会</td> <td>災害時における応急給水及び上・下水道応急復旧に関する協定</td> </tr> <tr> <td>株式会社 ジェイコム東京</td> <td>災害時における放送等に関する協定</td> </tr> <tr> <td>市内老人福祉施設</td> <td>災害時における老人福祉施設等の使用に関する協定</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	内 容	東京都柔道整復師会武蔵野支部	災害時における東京都柔道整復師会武蔵野支部の協力について	府中市薬剤師会	災害時における救護活動に関する協定	府中市管工事協会	災害時における応急給水及び上・下水道応急復旧に関する協定	株式会社 ジェイコム東京	災害時における放送等に関する協定	市内老人福祉施設	災害時における老人福祉施設等の使用に関する協定		<table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東京都柔道接骨師会武蔵野支部</td> <td>災害時における東京都柔道接骨師会武蔵野支部の協力について</td> </tr> <tr> <td>府中市薬剤師会</td> <td>災害時における応急医薬品等の調達に関する協定</td> </tr> <tr> <td>府中市管工事協会</td> <td>災害時における応急給水及び上・下水道応急復旧の協力についての協定</td> </tr> <tr> <td>株式会社 ジェイコム東京</td> <td>災害時における災害情報の放送等に関する協定</td> </tr> <tr> <td>多摩同胞会信愛泉寮ほか</td> <td>災害時における老人福祉施設等の使用に関する協定</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	内 容	東京都柔道接骨師会武蔵野支部	災害時における東京都柔道接骨師会武蔵野支部の協力について	府中市薬剤師会	災害時における応急医薬品等の調達に関する協定	府中市管工事協会	災害時における応急給水及び上・下水道応急復旧の協力についての協定	株式会社 ジェイコム東京	災害時における災害情報の放送等に関する協定	多摩同胞会信愛泉寮ほか	災害時における老人福祉施設等の使用に関する協定
	名 称	内 容																										
	東京都柔道整復師会武蔵野支部	災害時における東京都柔道整復師会武蔵野支部の協力について																										
	府中市薬剤師会	災害時における救護活動に関する協定																										
	府中市管工事協会	災害時における応急給水及び上・下水道応急復旧に関する協定																										
	株式会社 ジェイコム東京	災害時における放送等に関する協定																										
市内老人福祉施設	災害時における老人福祉施設等の使用に関する協定																											
名 称	内 容																											
東京都柔道接骨師会武蔵野支部	災害時における東京都柔道接骨師会武蔵野支部の協力について																											
府中市薬剤師会	災害時における応急医薬品等の調達に関する協定																											
府中市管工事協会	災害時における応急給水及び上・下水道応急復旧の協力についての協定																											
株式会社 ジェイコム東京	災害時における災害情報の放送等に関する協定																											
多摩同胞会信愛泉寮ほか	災害時における老人福祉施設等の使用に関する協定																											
(震-35) 第2部 第2章 第2節	<p>1-1 市民、事業所等の役割</p> <p>⑧ 市、府中警察署及び府中消防署が行う防火防災訓練や防災事業への積極的な参加</p> <p>⑩ 避難行動要支援者情報の、自主防災組織、府中消防署、府中警察署等への事前情報提供</p>	<p>1-1 市民、事業所等の役割</p> <p>⑧ 市や府中消防署が行う防火防災訓練や防災事業への積極的な参加</p> <p>⑩ 災害時要援護者情報の、自主防災組織、府中消防署、府中警察署等への事前情報提供</p>																										
(震-37) 第2部 第2章 第2節	<p>1-4 防災訓練の充実</p> <p>(3) 地域防災スクール事業</p> <p>○ 市は、小中学校の生徒、児童を対象に総合学習や特別活動などの時間を活用し、消防職員、団員等を指導者として、防災講座や防災訓練などの地域防災スクールを開催する。この地域防災スクールを推進することで、市民の防災活動や消防についての理解促進を図るとともに、将来の地域防災を担う人材を育成する。</p>	<p>1-4 防災訓練の充実</p> <p>(3) 地域防災スクール事業</p> <p>○ 市は、小中学校の生徒、児童を対象に総合学習や特別活動などの時間を活用し、消防職団員等を指導者として、防災講座や防災訓練などの地域防災スクールを開催する。この地域防災スクールを推進することで、市民の防災活動や消防についての理解促進を図るとともに、将来の地域防災を担う人材を育成する。</p>																										
(震-39) 第2部 第2章 第2節	<p>2-1 自主防災組織等の役割</p> <p>○ 自主防災組織の役割は、次のとおりである。</p> <p>⑥ 地域内の避難行動要支援者の把握及び災害時の支援体制の整備</p>	<p>2-1 自主防災組織等の役割</p> <p>○ 自主防災組織の役割は、次のとおりである。</p> <p>⑥ 地域内の災害時要援護者の把握及び災害時の支援体制の整備</p>																										

<p>(震-39) 第2部 第2章 第2節</p>	<p>2-2 自主防災組織の充実 (3) 自主防災組織の活性化 ○ 市は、<u>府中警察署及び府中消防署と連携し、自主防災組織が行う各種訓練の一層の充実を図るため、訓練の技術指導や実技体験等の実践的な訓練を実施し、自主防災組織の活性化に努める。</u></p>	<p>2-2 自主防災組織の充実 (3) 自主防災組織の活性化 ○ 市は、府中消防署と連携し、自主防災組織が行う各種訓練の一層の充実を図るため、訓練の技術指導や実技体験等の実践的な訓練を実施し、自主防災組織の活性化に努める</p>
<p>(震-47) 第2部 第2章 第2節</p>	<p>5-2 地域における防災連携体制の確立 (4) <u>地区防災計画制度の活用</u> <u>地域住民が提案する地区防災計画を府中市地域防災計画に定め、共助の強化による地域の防災力向上を図る。</u> ※ <u>地区防災計画</u> <u>地域住民等が共同して行う防災訓練、地域住民等による防災活動に必要な物資及び資材の備蓄、災害が発生した場合における地域住民等の相互の支援その他の当該地区における防災活動に関する計画</u> <u>地域住民等が共同して、府中市地域防災計画に地区防災計画を定めることを提案することができる。</u></p>	<p>5-2 地域における防災連携体制の確立</p>

(震-47)  
第2部  
第2章  
第2節

5-3 避難行動要支援者における連携体制の確立

- 内閣府及び消防庁が定める「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を踏まえ、現在、「災害時要援護者支援者マニュアル」に基づき整備している「避難行動要支援者対策事業」について、精査を進める。
- 「避難行動要支援者対策事業」を実施するに当たり用いる用語を、次のとおり整理する。

【避難行動要支援者対策事業に係る用語の整理】

	用語	定義
支援を受ける	要配慮者	要介護高齢者や障害者等、一般的に災害時において配慮を要するとされる者をいう。
	避難行動要支援者	「避難行動要支援者名簿」に掲載された者をいう。
支援をする	避難支援等関係者	「災害時要援護者名簿」の提供を受ける機関及び機関に属する者をいう。

- 「避難行動要支援者対策事業」の概要については次のとおりであるが、「災害対策基本法」の規定等を踏まえ、適切な見直しを検討し、より多くの市民を救うことができる体制となるよう努める。

5-3 災害時要援護者における連携体制の確立

- 内閣府及び消防庁が定める「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を踏まえ、現在、「災害時要援護者支援者マニュアル」に基づき整備している「災害時要援護者対策事業」について、精査を進める。
- 「災害時要援護者対策事業」を実施するに当たり用いる用語を、次のとおり整理する。

【災害時要援護者対策事業に係る用語の整理】

	用語	定義
支援を受ける	① 要配慮者	要介護高齢者や障害者等、一般的に災害時において配慮を要するとされる者をいう。
	②	「災害時要援護者名簿」に掲載された者をいう。
	③ 災害時要援護者	なお、④と区別するため、「府中市地域防災計画」においては、「②に、災害に伴う負傷など、発災後に避難行動の支援を要することとなった者を加えた者」をいう場合もある。 ※「災害時要援護者の避難支援に関する検討会報告書（平成25年3月）」参照
	④ 避難行動要支援者	②と同義。
支援をする	⑤ 避難支援等関係者	「災害時要援護者名簿」の提供を受ける機関及び機関に属する者をいう。
	⑥ 災害時要援護者支援者	避難支援等関係者のうち、事前に災害時要援護者本人と確認の上、支援を行う者として指定された者をいう。

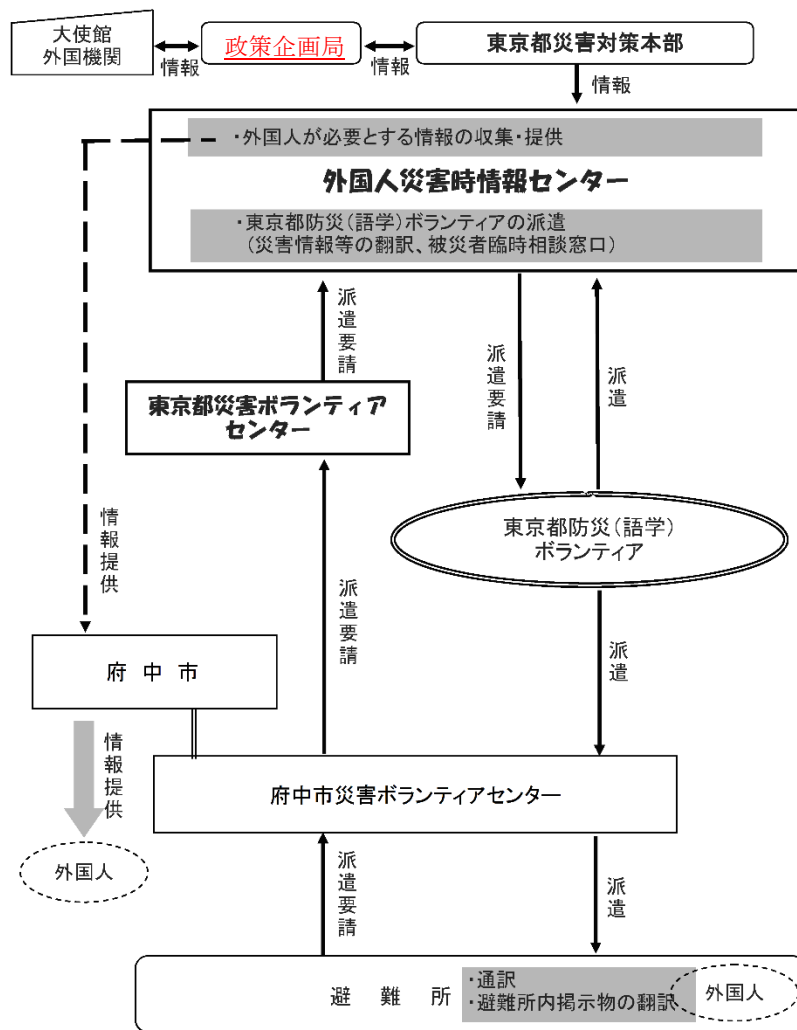
- 「災害時要援護者対策事業」の概要については次のとおりであるが、「災害対策基本法」の規定等を踏まえ、適切な見直しを検討し、より多くの市民を救うことができる体制となるよう努める。

<p>(震-48) 第2部 第2章 第2節</p>	<p>(2) <u>避難行動要支援者名簿</u>に登録する者の範囲</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ <u>要配慮者</u>で、かつ(1)で示す自治会などへ個人情報を提供することに同意し、次のいずれかに該当する市民(以下「名簿登録者」という。)に登録する。</li> </ul>	<p>(2) <u>災害時要援護者名簿</u>に登録する者の範囲</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ <u>災害時要援護者</u>で、かつ(1)で示す自治会などへ個人情報を提供することに同意し、次のいずれかに該当する市民(以下「名簿登録者」という。)に登録する。</li> </ul>
<p>(震-48) 第2部 第2章 第2節</p>	<p>(3) 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 個人情報 氏名、住所、電話番号、生年月日、性別、対象要件、加入自治会名</li> <li>○ 入手方法 「府中市災害時要援護者名簿登録届(兼)救急災害医療情報キット申込書」に基づき、市が「<u>避難行動要支援者名簿</u>」を作成する。 【自治会に加入している市民の名簿】 ・それぞれの加入自治会に提供され、自治会と名簿登録者本人が相談して、支援者又はグループを決定する。 【自治会未加入の市民の名簿】 ・民生委員に提供され、民生委員と名簿登録者本人が相談して、支援者又はグループを決定する。</li> </ul>	<p>(3) 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 個人情報 氏名、住所、電話番号、生年月日、性別、対象要件、加入自治会名</li> <li>○ 入手方法 「府中市災害時要援護者名簿登録届(兼)救急災害医療情報キット申込書」に基づき、市が「<u>災害時要援護者名簿</u>」を作成する。 【自治会に加入している市民の名簿】 ・それぞれの加入自治会に提供され、自治会と名簿登録者本人が相談して、<u>災害時要援護者</u>支援者又はグループを決定する。 【自治会未加入の市民の名簿】 ・民生委員に提供され、民生委員と名簿登録者本人が相談して、<u>災害時要援護者</u>支援者又はグループを決定する。</li> </ul>
<p>(震-49) 第2部 第2章 第2節</p>	<p>(6) 支援者の責任・安全確保等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害により、支援者自身に不測の事態が生じる場合があるため、あくまで本支援は善意と協力によるものであり、万が一支援することが不可能となった場合においても一切責任が問われることはないものとする。</li> <li>○ 支援者は、まずは自身と家族等の身の安全の確保に努めるものとし、可能な範囲で名簿登録者へ支援を行うものとする。</li> </ul> <p>(7) 救急災害医療情報キット</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 名簿登録者に「救急災害医療情報キット」を配付する。なお、名簿登録をしない市民でも、「<u>避難行動要支援者名簿</u>」の登録要</li> </ul>	<p>(6) <u>災害時要援護者</u>支援者の責任・安全確保等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害により、<u>災害時要援護者</u>支援者自身に不測の事態が生じる場合があるため、あくまで本支援は善意と協力によるものであり、万が一支援することが不可能となった場合においても一切責任が問われることはないものとする。</li> <li>○ <u>災害時要援護者</u>支援者は、まずは自身と家族等の身の安全の確保に努めるものとし、可能な範囲で名簿登録者へ支援を行うものとする。</li> </ul> <p>(7) 救急災害医療情報キット</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 名簿登録者に「救急災害医療情報キット」を配付する。なお、名簿登録をしない市民でも、「<u>災害時要援護者名簿</u>」の登録要件</li> </ul>

件を満たす市民に対しては希望によりキットを配付する。

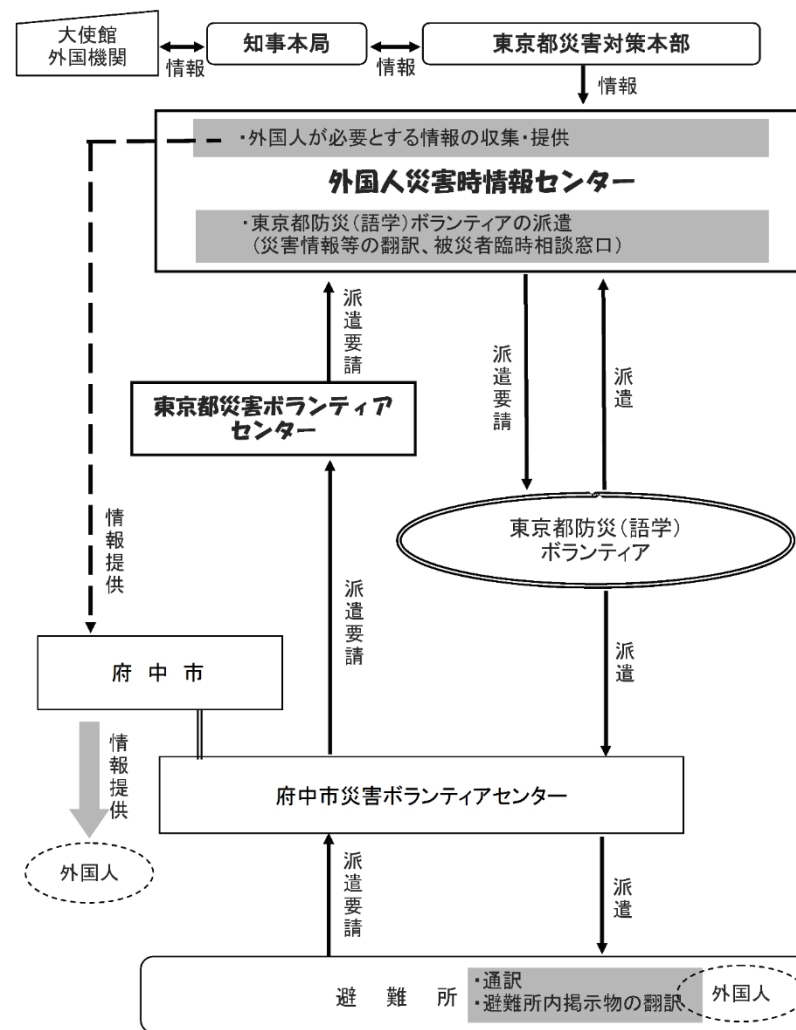
(震・54)  
第2部  
第2章  
第2節

1-2 外国人の情報収集に係る支援  
【手順】



件を満たす市民に対しては希望によりキットを配付する。

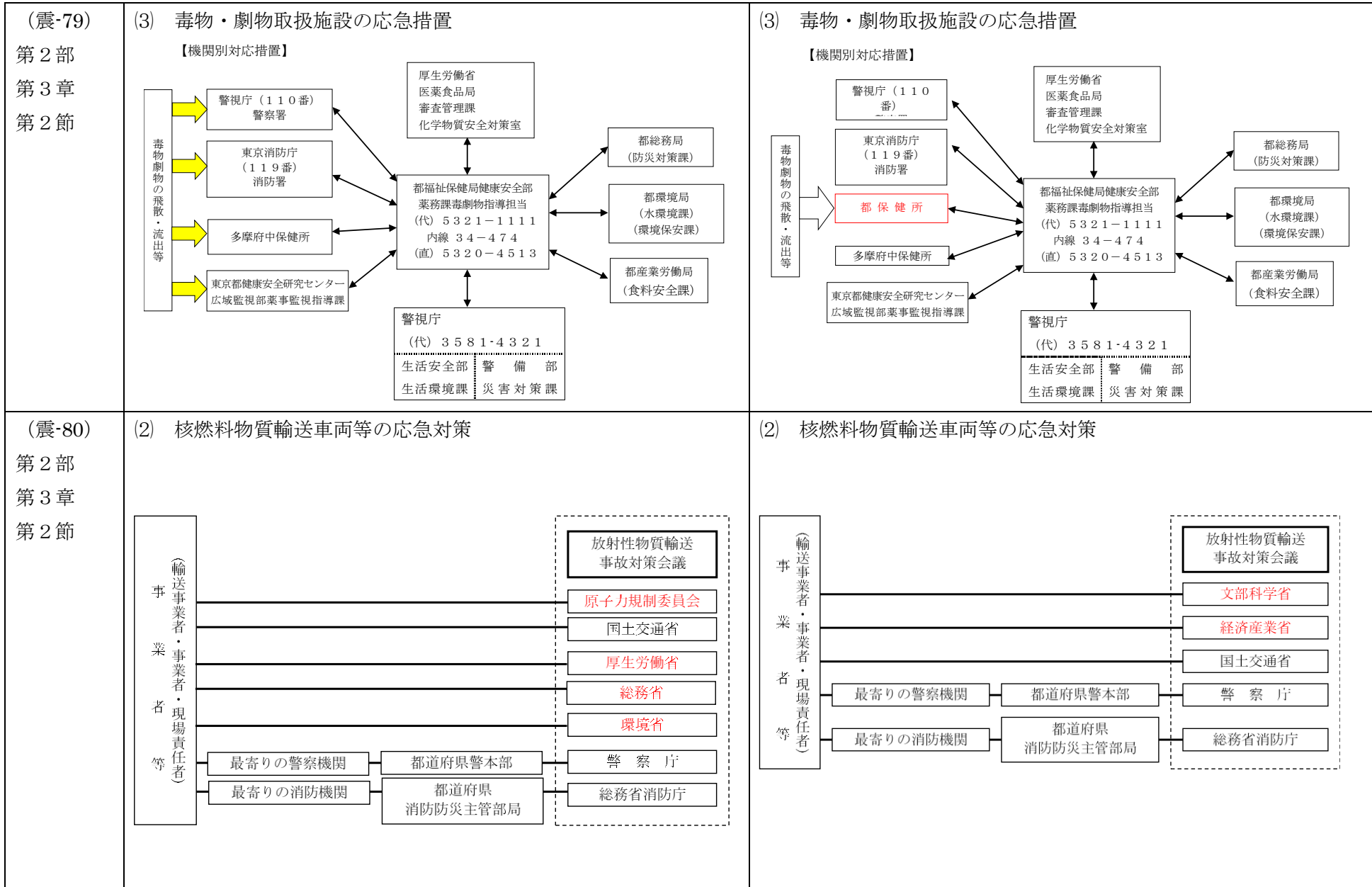
1-2 外国人の情報収集に係る支援  
【手順】





<p>(震-55)</p> <p>第2部 第2章 第2節</p>	<p>2-1 自主防災組織</p> <p>○ 自主防災組織は、次の事項を実施する。</p> <p>④ 救出救護活動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>避難行動要支援者</u>については、「災害時要援護者支援者マニュアル」に基づく体制により、登録名簿を基に安否確認を行うとともに、消防団等と連携して、避難誘導や救出・救護を行う。</li> </ul> <p>⑦ <u>避難行動要支援者の避難支援</u></p> <p>⑧ 避難所運営</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難所運営主体である市や地域住民と連携し、自主防災組織リーダーを中心に、女性や<u>要配慮者</u>にも配慮した避難所運営支援を行う。</li> </ul>	<p>2-1 自主防災組織</p> <p>○ 自主防災組織は、次の事項を実施する。</p> <p>④ 救出救護活動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>災害時要援護者</u>については、「災害時要援護者支援者マニュアル」に基づく体制により、登録名簿を基に安否確認を行うとともに、消防団等と連携して、避難誘導や救出・救護を行う。</li> </ul> <p>⑦ <u>災害時要援護者の避難支援</u></p> <p>⑧ 避難所運営</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難所運営主体である市や地域住民と連携し、自主防災組織リーダーを中心に、女性や<u>災害時要援護者等</u>にも配慮した避難所運営支援を行う。</li> </ul>
<p>(震-69)</p> <p>第2部 第3章 第2節</p>	<p>4 出火、延焼等の防止</p> <p>4-2 初期消火体制の強化</p> <p>(3) 市民、事業所の自主防災体制の強化</p> <p>① 市民の防災力の向上</p> <p>○ <u>避難行動要支援者</u>への支援については、市で実施している<u>避難行動要支援者対策事業</u>の周知を図ることで、各家庭や地域の協力体制づくりを進め、地域ぐるみの防災行動力の向上を図る。</p> <p>4-3 火災の拡大防止</p> <p>(1) 消防活動体制の整備強化</p> <p>○ 府中消防署では、1か所の消防署と4か所の消防出張所に、ポンプ車、化学車、はしご車、救助車、救急車等の消防車両を配置して災害に備えている。また、地震等により多発する救助活動や消火活動に迅速に対応するため、<u>特に配置された救助用資機(器)材を積載して、救助活動を実施すること</u>にしている。</p>	<p>4 出火、延焼等の防止</p> <p>4-2 初期消火体制の強化</p> <p>(3) 市民、事業所の自主防災体制の強化</p> <p>① 市民の防災力の向上</p> <p>○ <u>災害時要援護者</u>への支援については、市で実施している<u>災害時要援護者対策事業</u>の周知を図ることで、各家庭や地域の協力体制づくりを進め、地域ぐるみの防災行動力の向上を図る。</p> <p>4-3 火災の拡大防止</p> <p>(1) 消防活動体制の整備強化</p> <p>○ 府中消防署では、1か所の消防署と4か所の消防出張所に、ポンプ車、化学車、はしご車、救助車、救急車等の消防車両を配置して災害に備えている。また、地震等により多発する救助活動や消火活動に迅速に対応するため、<u>救助用資機(器)材を配置し、ポンプ隊を「救助隊」として運用する。</u></p>

<p>(震-76) 第2部 第3章 第2節</p>	<p>(2) 二次災害防止のための応急対策 2-1 社会公共施設等の応急対策 (2) 社会公共施設等の応急対策 ⑤ 社会教育・文化施設及び保養所等</p> <p>○ 社会教育・文化施設及び保養所等の管理者は、利用者が不特定多数であることから、様々な状況を想定した災害時の行動計画の確立を図る。</p> <p>イ 避難について特に綿密な計画を樹立し、それに基づいて行動する。特に<u>要配慮者</u>の安全確保に万全を期する。</p>	<p>(2) 二次災害防止のための応急対策 2-1 社会公共施設等の応急対策 (2) 社会公共施設等の応急対策 ⑤ 社会教育・文化施設及び保養所等</p> <p>○ 社会教育・文化施設及び保養所等の管理者は、利用者が不特定多数であることから、様々な状況を想定した災害時の行動計画の確立を図る。</p> <p>イ 避難について特に綿密な計画を樹立し、それに基づいて行動する。特に<u>災害時要援護者</u>の安全確保に万全を期する。</p>
<p>(震-78) 第2部 第3章 第2節</p>	<p>(2) 高圧ガス保管施設の応急措置</p> <p>【高圧ガス震災時応援連絡体制】</p> <p>注1 太線は応援出動体制を示す。</p>	<p>(2) 高圧ガス保管施設の応急措置</p> <p>【高圧ガス震災時応援連絡体制】</p> <p>注1 太線は応援出動体制を示す。</p>



<p>(震-83) 第2部 第4章 第1節</p>	<p>対策の方針</p> <p>市民の生命を守る交通関連施設の安全確保に向けて、道路ネットワークの整備、道路・橋りょう等の安全確保や新たな交通規制の実施、鉄道事業者に対する支援を進め、鉄道駅や駅間施設等の耐震性向上を図り、鉄道の安全確保と早期復旧、整備を一層<u>促進</u>する等、ソフト・ハード両面の対策を進め、発災後においても交通・物流機能を維持する。</p>	<p>対策の方針</p> <p>市民の生命を守る交通関連施設の安全確保に向けて、道路ネットワークの整備、道路・橋りょう等の安全確保や新たな交通規制の実施、鉄道事業者に対する支援を進め、鉄道駅や駅間施設等の耐震性向上を図り、鉄道の安全確保と早期復旧、整備を一層<u>推進</u>する等、ソフト・ハード両面の対策を進め、発災後においても交通・物流機能を維持する。</p>												
<p>(震-87) 第2部 第4章 第2節</p>	<p>○ 市は、<u>救出救助活動の拠点となる施設（消防署（出張所含む）、各防災センター等）から、都が整備する緊急輸送道路までの道路を、優先啓開道路として指定する。</u> <u>（資料35-2「優先啓開道路図」）</u></p>	<p>○ 市は、<u>都の整備する「緊急輸送ネットワーク」の拠点と避難所等を結ぶ道路を、市の「緊急輸送道路」として指定し、整備を進めるよう検討する。</u></p>												
<p>(震-88) 第2部 第4章 第2節</p>	<p>2 緊急輸送ネットワークの整備</p> <p>【通行制限に係る用語整理】</p> <table border="1" data-bbox="331 708 1167 906"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>緊急自動車専用路</td> <td>発災直後に「道路交通法」による交通規制を行い、人命救助、消火活動等を行う緊急自動車等のみを通行させる路線をいう。</td> </tr> <tr> <td>緊急交通路</td> <td>「災害対策基本法」第76条第1項の規定により、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限する道路の区間をいう。</td> </tr> </tbody> </table>	名称	説明	緊急自動車専用路	発災直後に「道路交通法」による交通規制を行い、人命救助、消火活動等を行う緊急自動車等のみを通行させる路線をいう。	緊急交通路	「災害対策基本法」第76条第1項の規定により、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限する道路の区間をいう。	<p>2 緊急輸送ネットワークの整備</p> <p>【通行制限に係る用語整理】</p> <table border="1" data-bbox="1211 708 2047 906"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>緊急交通路</td> <td>「災害対策基本法」第76条第1項の規定により、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限する道路の区間をいう。</td> </tr> <tr> <td>緊急自動車専用路</td> <td>発災直後に「道路交通法」による交通規制を行い、人命救助、消火活動等を行う緊急自動車等のみを通行させる路線をいう。</td> </tr> </tbody> </table>	名称	説明	緊急交通路	「災害対策基本法」第76条第1項の規定により、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限する道路の区間をいう。	緊急自動車専用路	発災直後に「道路交通法」による交通規制を行い、人命救助、消火活動等を行う緊急自動車等のみを通行させる路線をいう。
名称	説明													
緊急自動車専用路	発災直後に「道路交通法」による交通規制を行い、人命救助、消火活動等を行う緊急自動車等のみを通行させる路線をいう。													
緊急交通路	「災害対策基本法」第76条第1項の規定により、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限する道路の区間をいう。													
名称	説明													
緊急交通路	「災害対策基本法」第76条第1項の規定により、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限する道路の区間をいう。													
緊急自動車専用路	発災直後に「道路交通法」による交通規制を行い、人命救助、消火活動等を行う緊急自動車等のみを通行させる路線をいう。													
<p>(震-89) 第2部 第4章 第2節</p>	<p>4 水道</p> <p>○ 都は、市等が迅速に応急給水できるよう、<u>浄（給）水所の給水拠点において、応急給水活動区域を仕切柵で区分する施設整備</u>を行う。また、応急給水活動区域には、蛇口をひねるだけの簡単な操作で飲料水が出てくる給水施設を整備する。</p>	<p>4 水道</p> <p>○ 都は、市等が迅速に応急給水できるよう、<u>応急給水活動区域を仕切柵で区分する施設整備</u>を行う。また、応急給水活動区域には、蛇口をひねるだけの簡単な操作で飲料水が出てくる給水施設を整備する。</p>												

(震-94)  
第2部  
第4章  
第2節

【応急対策】

【対策の体系・担当】

1 道路・橋りょう	市、府中警察署、 <u>中日本高速道路(株)</u>
2 鉄道施設	鉄道事業者
3 河川施設等	市、用水組合
4 水道	市、都
5 下水道	市
6 電気・ガス・通信等	市、電気事業者、ガス事業者、通信事業者
7 エネルギーの確保	市、ガス事業者

1 道路・橋りょう

- 市及び府中警察署、中日本高速道路(株)は、道路の亀裂、陥没等の損壊及び倒壊物等並びに落橋等により通行不能箇所について調査・点検を行う。
- 市及び府中警察署、中日本高速道路(株)は、被災状況や交通状況を把握し、道路交通を確保するため、通行規制の措置やう回道路の選定等通行者の安全対策を行う。
- 市及び府中警察署、中日本高速道路(株)は、上下水道、電話、電気、ガス等の道路占用施設に危険が発見されたときは、直ちにバリケード等による応急措置を取り、所管の占用者に連絡する。
- 市及び府中警察署、中日本高速道路(株)は、落下又は危険と認められた橋りょうは、直ちに通行止め等の措置を行い、う回路の案内を標示する。
- 市及び都は、災害対策基本法第76条の6第3項の規定に基づき道路の区間を指定し、放置車両等の移動等の必要な措置を実施する。

【応急対策】

【対策の体系・担当】

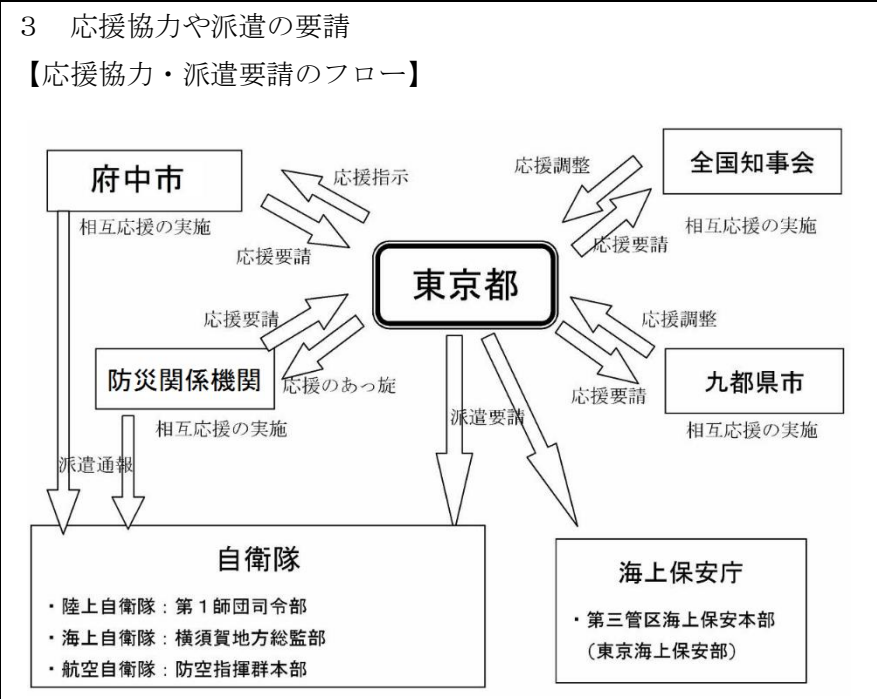
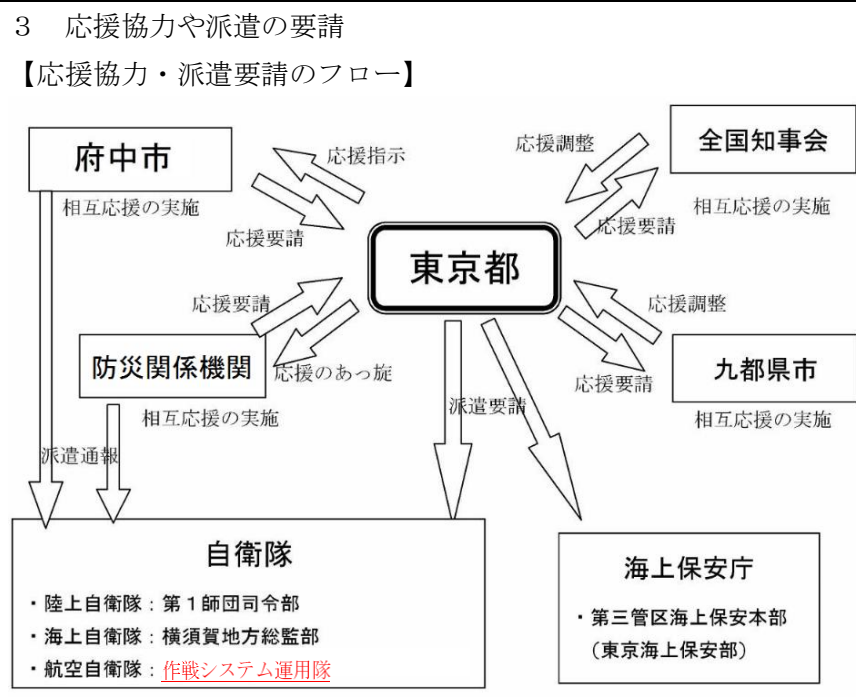
1 道路・橋りょう	市、府中警察署、 <u>中日本高速道路事業者</u>
2 鉄道施設	鉄道事業者
3 河川施設等	市、用水組合
4 水道	市、都
5 下水道	市
6 電気・ガス・通信等	市、電気事業者、ガス事業者、通信事業者
7 エネルギーの確保	市、ガス事業者

1 道路・橋りょう

- 市及び府中警察署、中日本高速道路事業者は、道路の亀裂、陥没等の損壊及び倒壊物等並びに落橋等により通行不能箇所について調査・点検を行う。
- 市及び府中警察署、中日本高速道路事業者は、被災状況や交通状況を把握し、道路交通を確保するため、通行規制の措置やう回道路の選定等通行者の安全対策を行う。
- 市及び府中警察署、中日本高速道路事業者は、上下水道、電話、電気、ガス等の道路占用施設に危険が発見されたときは、直ちにバリケード等による応急措置を取り、所管の占用者に連絡する。
- 市及び府中警察署、中日本高速道路事業者は、落下又は危険と認められた橋りょうは、直ちに通行止め等の措置を行い、う回路の案内を標示する。

<p>(震-97) 第2部 第4章 第2節</p>	<p>【復旧対策】</p> <p>【対策の体系・担当】</p> <table border="1"> <tr> <td>1 道路・橋りょう</td> <td>市、都、<u>中日本高速道路㈱</u></td> </tr> <tr> <td>2 鉄道施設</td> <td>鉄道事業者</td> </tr> <tr> <td>3 河川施設等</td> <td>市</td> </tr> <tr> <td>4 水道</td> <td>市、都</td> </tr> <tr> <td>5 下水道</td> <td>市</td> </tr> <tr> <td>6 電気・ガス・通信等</td> <td>電気事業者、ガス事業者、通信事業者</td> </tr> </table>	1 道路・橋りょう	市、都、 <u>中日本高速道路㈱</u>	2 鉄道施設	鉄道事業者	3 河川施設等	市	4 水道	市、都	5 下水道	市	6 電気・ガス・通信等	電気事業者、ガス事業者、通信事業者	<p>【復旧対策】</p> <p>【対策の体系・担当】</p> <table border="1"> <tr> <td>1 道路・橋りょう</td> <td>市、都、<u>中日本高速道路事業者</u></td> </tr> <tr> <td>2 鉄道施設</td> <td>鉄道事業者</td> </tr> <tr> <td>3 河川施設等</td> <td>市</td> </tr> <tr> <td>4 水道</td> <td>市、都</td> </tr> <tr> <td>5 下水道</td> <td>市</td> </tr> <tr> <td>6 電気・ガス・通信等</td> <td>電気事業者、ガス事業者、通信事業者</td> </tr> </table>	1 道路・橋りょう	市、都、 <u>中日本高速道路事業者</u>	2 鉄道施設	鉄道事業者	3 河川施設等	市	4 水道	市、都	5 下水道	市	6 電気・ガス・通信等	電気事業者、ガス事業者、通信事業者
1 道路・橋りょう	市、都、 <u>中日本高速道路㈱</u>																									
2 鉄道施設	鉄道事業者																									
3 河川施設等	市																									
4 水道	市、都																									
5 下水道	市																									
6 電気・ガス・通信等	電気事業者、ガス事業者、通信事業者																									
1 道路・橋りょう	市、都、 <u>中日本高速道路事業者</u>																									
2 鉄道施設	鉄道事業者																									
3 河川施設等	市																									
4 水道	市、都																									
5 下水道	市																									
6 電気・ガス・通信等	電気事業者、ガス事業者、通信事業者																									
<p>(震-98) 第2部 第4章 第2節</p>	<p>1 道路・橋りょう</p> <p>○ <u>中日本高速道路㈱</u>は、速やかに交通を確保し、被害の拡大を防止する観点から応急復旧を実施する。</p>	<p>1 道路・橋りょう</p> <p>○ <u>中日本高速道路事業者</u>は、速やかに交通を確保し、被害の拡大を防止する観点から応急復旧を実施する。</p>																								
<p>(震-106) 第2部 第5章 第2節</p>	<p>1－6 外出者のための一時滞在施設の確保</p> <p>○ 一時滞在施設は、公共施設や民間の事業所を問わず幅広く確保する。また、一時滞在施設の収容能力には限りがあるため、外出者の一時収容に当たっては、<u>要配慮者</u>の受入れを優先する。</p>	<p>1－6 外出者のための一時滞在施設の確保</p> <p>○ 一時滞在施設は、公共施設や民間の事業所を問わず幅広く確保する。また、一時滞在施設の収容能力には限りがあるため、外出者の一時収容に当たっては、<u>災害時要援護者</u>の受入れを優先する。</p>																								
<p>(震-109) 第2部 第5章 第2節</p>	<p>6 災害時応援協定の締結</p> <p>○ 市は平常時から災害時応援協定の締結先との連携を密にし、効果的な応援協力を得られるよう努める。 (資料4 6 「災害時応援協定一覧」)</p>	<p>6 災害時応援協定の締結</p> <p>○ 市は平常時から災害時応援協定の締結先との連携を密にし、効果的な応援協力を得られるよう努める。 (資料4 6 「災害時応援協定一覧」) <u>(資料4 7 【八王子市】「災害時等における大型汎用電気計算機の相互支援体制に関する協定」)</u></p>																								

(震-125)  
第2部  
第5章  
第2節



(震-141)  
第2部  
第6章  
第2節

【三類型の避難勧告等一覧】

	発令時の状況	住民に求める行動
避難準備 (要配慮者 避難情報)	○ 避難行動に時間を要する者(要配慮者)が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	○ 避難行動に時間を要する者(要配慮者)は計画された避難場所への避難行動を開始(避難支援者は支援行動を開始) ○ 上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始
避難勧告	○ 通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	○ 通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等への避難行動を開始
避難指示	○ 前兆現象の発生や現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ○ 堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が高いと判断された状況 ○ 人的被害の発生した状況	○ 避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了 ○ 未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動

【三類型の避難勧告等一覧】

	発令時の状況	住民に求める行動
避難準備 (要援護者 避難情報)	○ 災害時要援護者等の避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	○ 災害時要援護者等の避難行動に時間を要する者は計画された避難場所への避難行動を開始(避難支援者は支援行動を開始) ○ 上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始
避難勧告	○ 通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	○ 通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等への避難行動を開始
避難指示	○ 前兆現象の発生や現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ○ 堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が高いと判断された状況 ○ 人的被害の発生した状況	○ 避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了 ○ 未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動

<p>(震-147)</p> <p>第2部 第6章 第2節</p>	<p>3-1 機関別の広報活動</p> <p>【広報内容】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>広報内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域住民相互間の安否確認手段を周知する。</li> <li>○ 当該区域や所管施設において災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、直ちに府中警察署、府中消防署等と連携して、必要な広報活動を実施する。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>府中警察署</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 広報内容は次のとおりである。</li> <li>1 避難を必要とする情報</li> <li>2 混乱防止及び人心の安定を図るための情報</li> <li>3 デマ・流言打ち消し情報</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>府中消防署</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 広報内容は次のとおりである。</li> <li>1 出火防止、初期消火の呼び掛け</li> <li>2 救出救護及び要配慮者(高齢者・身体障害者等)への支援の呼び掛け</li> <li>3 火災及び水災に関する情報</li> <li>4 避難勧告又は指示に関する情報</li> <li>5 救急告示医療機関等の診療情報</li> <li>6 その他市民が必要としている情報</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>東京管区气象台 (气象台)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地震・津波の詳しい状況やその解説、余震の見通しや防災上の留意事項等を広報する。</li> <li>○ テレビ、ラジオ、新聞等報道機関を通じて知らせるほか、インターネットのホームページでも広報する。</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table> <p>【提供手段】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>府中市から市民へ情報提供する際の手段</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 府中市防災行政無線（フリーダイヤル：0800-8000-606）</li> <li>② 全国瞬時警報システム（J-ALERT）</li> <li>③ 府中市メール配信サービス（事前登録必要）</li> <li>④ 緊急速報メール（事前登録必要なし）</li> <li>⑤ 府中市公式ツイッター【アカウント：「東京都府中市」、ユーザー名：@fuchu_tokyo】</li> <li>⑥ <u>災害情報共有システム（Lアラート）</u></li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	機関名	広報内容	市	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域住民相互間の安否確認手段を周知する。</li> <li>○ 当該区域や所管施設において災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、直ちに府中警察署、府中消防署等と連携して、必要な広報活動を実施する。</li> </ul>	府中警察署	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 広報内容は次のとおりである。</li> <li>1 避難を必要とする情報</li> <li>2 混乱防止及び人心の安定を図るための情報</li> <li>3 デマ・流言打ち消し情報</li> </ul>	府中消防署	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 広報内容は次のとおりである。</li> <li>1 出火防止、初期消火の呼び掛け</li> <li>2 救出救護及び要配慮者(高齢者・身体障害者等)への支援の呼び掛け</li> <li>3 火災及び水災に関する情報</li> <li>4 避難勧告又は指示に関する情報</li> <li>5 救急告示医療機関等の診療情報</li> <li>6 その他市民が必要としている情報</li> </ul>	東京管区气象台 (气象台)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地震・津波の詳しい状況やその解説、余震の見通しや防災上の留意事項等を広報する。</li> <li>○ テレビ、ラジオ、新聞等報道機関を通じて知らせるほか、インターネットのホームページでも広報する。</li> </ul>	府中市から市民へ情報提供する際の手段	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 府中市防災行政無線（フリーダイヤル：0800-8000-606）</li> <li>② 全国瞬時警報システム（J-ALERT）</li> <li>③ 府中市メール配信サービス（事前登録必要）</li> <li>④ 緊急速報メール（事前登録必要なし）</li> <li>⑤ 府中市公式ツイッター【アカウント：「東京都府中市」、ユーザー名：@fuchu_tokyo】</li> <li>⑥ <u>災害情報共有システム（Lアラート）</u></li> </ul>	<p>3-1 機関別の広報活動</p> <p>【広報内容】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>広報内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域住民相互間の安否確認手段を周知する。</li> <li>○ 当該区域や所管施設において災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、直ちに府中警察署、府中消防署等と連携して、必要な広報活動を実施する。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>府中警察署</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 広報内容は次のとおりである。</li> <li>1 避難を必要とする情報</li> <li>2 混乱防止及び人心の安定を図るための情報</li> <li>3 デマ・流言打ち消し情報</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>府中消防署</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 広報内容は次のとおりである。</li> <li>1 出火防止、初期消火の呼び掛け</li> <li>2 救出救護及び災害時要援護者(高齢者・身体障害者等)への支援の呼び掛け</li> <li>3 火災及び水災に関する情報</li> <li>4 避難勧告又は指示に関する情報</li> <li>5 救急告示医療機関等の診療情報</li> <li>6 その他市民が必要としている情報</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>東京管区气象台 (气象台)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地震・津波の詳しい状況やその解説、余震の見通しや防災上の留意事項等を広報する。</li> <li>○ テレビ、ラジオ、新聞等報道機関を通じて知らせるほか、インターネットのホームページでも広報する。</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table> <p>【提供手段】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>府中市から市民へ情報提供する際の手段</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 府中市防災行政無線（フリーダイヤル：0800-8000-606）</li> <li>② 全国瞬時警報システム（J-ALERT）</li> <li>③ 府中市メール配信サービス（事前登録必要）</li> <li>④ 緊急速報メール（事前登録必要なし）</li> <li>⑤ 府中市公式ツイッター【アカウント：「東京都府中市」、ユーザー名：@fuchu_tokyo】</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	機関名	広報内容	市	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域住民相互間の安否確認手段を周知する。</li> <li>○ 当該区域や所管施設において災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、直ちに府中警察署、府中消防署等と連携して、必要な広報活動を実施する。</li> </ul>	府中警察署	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 広報内容は次のとおりである。</li> <li>1 避難を必要とする情報</li> <li>2 混乱防止及び人心の安定を図るための情報</li> <li>3 デマ・流言打ち消し情報</li> </ul>	府中消防署	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 広報内容は次のとおりである。</li> <li>1 出火防止、初期消火の呼び掛け</li> <li>2 救出救護及び災害時要援護者(高齢者・身体障害者等)への支援の呼び掛け</li> <li>3 火災及び水災に関する情報</li> <li>4 避難勧告又は指示に関する情報</li> <li>5 救急告示医療機関等の診療情報</li> <li>6 その他市民が必要としている情報</li> </ul>	東京管区气象台 (气象台)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地震・津波の詳しい状況やその解説、余震の見通しや防災上の留意事項等を広報する。</li> <li>○ テレビ、ラジオ、新聞等報道機関を通じて知らせるほか、インターネットのホームページでも広報する。</li> </ul>	府中市から市民へ情報提供する際の手段	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 府中市防災行政無線（フリーダイヤル：0800-8000-606）</li> <li>② 全国瞬時警報システム（J-ALERT）</li> <li>③ 府中市メール配信サービス（事前登録必要）</li> <li>④ 緊急速報メール（事前登録必要なし）</li> <li>⑤ 府中市公式ツイッター【アカウント：「東京都府中市」、ユーザー名：@fuchu_tokyo】</li> </ul>
機関名	広報内容																									
市	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域住民相互間の安否確認手段を周知する。</li> <li>○ 当該区域や所管施設において災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、直ちに府中警察署、府中消防署等と連携して、必要な広報活動を実施する。</li> </ul>																									
府中警察署	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 広報内容は次のとおりである。</li> <li>1 避難を必要とする情報</li> <li>2 混乱防止及び人心の安定を図るための情報</li> <li>3 デマ・流言打ち消し情報</li> </ul>																									
府中消防署	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 広報内容は次のとおりである。</li> <li>1 出火防止、初期消火の呼び掛け</li> <li>2 救出救護及び要配慮者(高齢者・身体障害者等)への支援の呼び掛け</li> <li>3 火災及び水災に関する情報</li> <li>4 避難勧告又は指示に関する情報</li> <li>5 救急告示医療機関等の診療情報</li> <li>6 その他市民が必要としている情報</li> </ul>																									
東京管区气象台 (气象台)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地震・津波の詳しい状況やその解説、余震の見通しや防災上の留意事項等を広報する。</li> <li>○ テレビ、ラジオ、新聞等報道機関を通じて知らせるほか、インターネットのホームページでも広報する。</li> </ul>																									
府中市から市民へ情報提供する際の手段																										
<ul style="list-style-type: none"> <li>① 府中市防災行政無線（フリーダイヤル：0800-8000-606）</li> <li>② 全国瞬時警報システム（J-ALERT）</li> <li>③ 府中市メール配信サービス（事前登録必要）</li> <li>④ 緊急速報メール（事前登録必要なし）</li> <li>⑤ 府中市公式ツイッター【アカウント：「東京都府中市」、ユーザー名：@fuchu_tokyo】</li> <li>⑥ <u>災害情報共有システム（Lアラート）</u></li> </ul>																										
機関名	広報内容																									
市	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域住民相互間の安否確認手段を周知する。</li> <li>○ 当該区域や所管施設において災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、直ちに府中警察署、府中消防署等と連携して、必要な広報活動を実施する。</li> </ul>																									
府中警察署	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 広報内容は次のとおりである。</li> <li>1 避難を必要とする情報</li> <li>2 混乱防止及び人心の安定を図るための情報</li> <li>3 デマ・流言打ち消し情報</li> </ul>																									
府中消防署	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 広報内容は次のとおりである。</li> <li>1 出火防止、初期消火の呼び掛け</li> <li>2 救出救護及び災害時要援護者(高齢者・身体障害者等)への支援の呼び掛け</li> <li>3 火災及び水災に関する情報</li> <li>4 避難勧告又は指示に関する情報</li> <li>5 救急告示医療機関等の診療情報</li> <li>6 その他市民が必要としている情報</li> </ul>																									
東京管区气象台 (气象台)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地震・津波の詳しい状況やその解説、余震の見通しや防災上の留意事項等を広報する。</li> <li>○ テレビ、ラジオ、新聞等報道機関を通じて知らせるほか、インターネットのホームページでも広報する。</li> </ul>																									
府中市から市民へ情報提供する際の手段																										
<ul style="list-style-type: none"> <li>① 府中市防災行政無線（フリーダイヤル：0800-8000-606）</li> <li>② 全国瞬時警報システム（J-ALERT）</li> <li>③ 府中市メール配信サービス（事前登録必要）</li> <li>④ 緊急速報メール（事前登録必要なし）</li> <li>⑤ 府中市公式ツイッター【アカウント：「東京都府中市」、ユーザー名：@fuchu_tokyo】</li> </ul>																										
<p>(震-150)</p> <p>第2部 第7章 第1節</p>	<p><u>対策の方針</u></p> <p>また、医薬品等の不足を回避し、的確な医療を提供できるよう、<u>災害薬事センター</u>を整備し、医薬品や医療資器材の備蓄に加え、卸売販売業者も活用した医薬品等の供給体制を強化する。</p>	<p><u>対策の方針</u></p> <p>また、医薬品等の不足を回避し、的確な医療を提供できるよう、<u>医薬品ストックセンター</u>を整備し、医薬品や医療資器材の備蓄に加え、卸売販売業者も活用した医薬品等の供給体制を強化する。</p>																								



<p>(震-152) 第2部 第7章 第2節</p>	<p>1-1 情報連絡体制等の確保</p> <p>○ 市災害医療コーディネーターは、東京都地域災害医療コーディネーター、東京都災害医療コーディネーターと連携し、広域的な視点で市内の医療体制を統括・調整する。</p>	<p>1-1 情報連絡体制等の確保</p> <p>○ 市災害医療コーディネーターは、東京都地域災害医療コーディネーター、東京都災害コーディネーターと連携し、広域的な視点で市内の医療体制を統括・調整する。</p>												
<p>(震-154) 第2部 第7章 第2節</p>	<p>2-2 災害薬事センターの設置</p> <p>○ 保健センターに災害薬事センターを設置する。災害薬事センターの運営方法については、市は府中市医師会及び府中市薬剤師会と連携して、次の項目等を事前に定めておく。</p> <p>① 災害薬事センターを統括する災害薬事コーディネーターの選任</p> <p>② 災害薬事コーディネーターと市災害医療コーディネーターとの連携方法</p>	<p>2-2 医薬品ストックセンターの設置</p> <p>○ 保健センターに医薬品ストックセンターを設置する。医薬品ストックセンターの運営方法については、市は府中市医師会及び府中市薬剤師会と連携して、次の項目等を事前に定めておく。</p> <p>① センター長の選任</p> <p>② センター長と市災害医療コーディネーターとの連携方法</p>												
<p>(震-157) 第2部 第7章 第2節</p>	<p>【応急対策】</p> <p>【対策の体系・担当】</p> <table border="1" data-bbox="349 847 1155 1238"> <tr> <td data-bbox="349 847 707 1043">2 初動医療体制</td> <td data-bbox="707 847 1155 1043">市、府中市医師会、府中市歯科医師会、府中市薬剤師会、東京都柔道整復師会武蔵野支部、多摩府中保健所</td> </tr> <tr> <td data-bbox="349 1043 707 1139">3 負傷者等の搬送体制</td> <td data-bbox="707 1043 1155 1139">市、都、府中消防署</td> </tr> <tr> <td data-bbox="349 1139 707 1238">4 医薬品・医療資器材の確保</td> <td data-bbox="707 1139 1155 1238">市、府中市薬剤師会、災害薬事コーディネーター</td> </tr> </table>	2 初動医療体制	市、府中市医師会、府中市歯科医師会、府中市薬剤師会、東京都柔道整復師会武蔵野支部、多摩府中保健所	3 負傷者等の搬送体制	市、都、府中消防署	4 医薬品・医療資器材の確保	市、府中市薬剤師会、災害薬事コーディネーター	<p>【応急対策】</p> <p>【対策の体系・担当】</p> <table border="1" data-bbox="1229 847 2045 1238"> <tr> <td data-bbox="1229 847 1547 1043">2 初動医療体制</td> <td data-bbox="1547 847 2045 1043">市、府中市医師会、府中市歯科医師会、府中市薬剤師会、東京都柔道接骨師会武蔵野支部、多摩府中保健所</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1229 1043 1547 1139">3 負傷者等の搬送体制</td> <td data-bbox="1547 1043 2045 1139">市、都、府中消防署</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1229 1139 1547 1238">4 医薬品・医療資器材の確保</td> <td data-bbox="1547 1139 2045 1238">市、府中市薬剤師会、医薬品ストックセンター長</td> </tr> </table>	2 初動医療体制	市、府中市医師会、府中市歯科医師会、府中市薬剤師会、東京都柔道接骨師会武蔵野支部、多摩府中保健所	3 負傷者等の搬送体制	市、都、府中消防署	4 医薬品・医療資器材の確保	市、府中市薬剤師会、医薬品ストックセンター長
2 初動医療体制	市、府中市医師会、府中市歯科医師会、府中市薬剤師会、東京都柔道整復師会武蔵野支部、多摩府中保健所													
3 負傷者等の搬送体制	市、都、府中消防署													
4 医薬品・医療資器材の確保	市、府中市薬剤師会、災害薬事コーディネーター													
2 初動医療体制	市、府中市医師会、府中市歯科医師会、府中市薬剤師会、東京都柔道接骨師会武蔵野支部、多摩府中保健所													
3 負傷者等の搬送体制	市、都、府中消防署													
4 医薬品・医療資器材の確保	市、府中市薬剤師会、医薬品ストックセンター長													

<p>(震-158) 第2部 第7章 第2節</p>	<p>(2) 医療機関の被災状況及び活動状況等の収集方法</p> <p>【機関別の収集方法】</p> <table border="1" data-bbox="327 161 1182 427"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>収集方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害拠点病院</td> <td>都が、東京都防災行政無線及び広域災害救急医療情報システム等により収集する。</td> </tr> <tr> <td>上記以外の病院</td> <td>市が、広域災害救急医療情報システム等を用いながら、医師会等の協力を得て収集する。</td> </tr> <tr> <td>診療所、歯科診療所及び薬局</td> <td>市が、保健所、医師会、歯科医師会及び薬剤師会等の協力を得て収集する。</td> </tr> </tbody> </table>	区分	収集方法	災害拠点病院	都が、東京都防災行政無線及び広域災害救急医療情報システム等により収集する。	上記以外の病院	市が、広域災害救急医療情報システム等を用いながら、医師会等の協力を得て収集する。	診療所、歯科診療所及び薬局	市が、保健所、医師会、歯科医師会及び薬剤師会等の協力を得て収集する。	<p>(2) 医療機関の被災状況及び活動状況等の収集方法</p> <p>【機関別の収集方法】</p> <table border="1" data-bbox="1205 161 2058 427"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>収集方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害拠点病院</td> <td>都が、東京都防災行政無線及び広域災害救急医療情報システム等により収集する。</td> </tr> <tr> <td>救急告示医療機関</td> <td>東京消防庁が、災害救急情報システム等により収集する。</td> </tr> <tr> <td>上記以外の病院</td> <td>都が、市及び都医師会等の協力を得て収集する。</td> </tr> <tr> <td>診療所及び歯科診療所</td> <td>市が、保健所、医師会、歯科医師会及び薬剤師会等の協力を得て収集する。</td> </tr> </tbody> </table>	区分	収集方法	災害拠点病院	都が、東京都防災行政無線及び広域災害救急医療情報システム等により収集する。	救急告示医療機関	東京消防庁が、災害救急情報システム等により収集する。	上記以外の病院	都が、市及び都医師会等の協力を得て収集する。	診療所及び歯科診療所	市が、保健所、医師会、歯科医師会及び薬剤師会等の協力を得て収集する。
区分	収集方法																			
災害拠点病院	都が、東京都防災行政無線及び広域災害救急医療情報システム等により収集する。																			
上記以外の病院	市が、広域災害救急医療情報システム等を用いながら、医師会等の協力を得て収集する。																			
診療所、歯科診療所及び薬局	市が、保健所、医師会、歯科医師会及び薬剤師会等の協力を得て収集する。																			
区分	収集方法																			
災害拠点病院	都が、東京都防災行政無線及び広域災害救急医療情報システム等により収集する。																			
救急告示医療機関	東京消防庁が、災害救急情報システム等により収集する。																			
上記以外の病院	都が、市及び都医師会等の協力を得て収集する。																			
診療所及び歯科診療所	市が、保健所、医師会、歯科医師会及び薬剤師会等の協力を得て収集する。																			
<p>(震-159) 第2部 第7章 第2節</p>	<p>【災害時医療救護の流れ】</p> <p>※2 広域医療搬送拠点臨時医療施設（SCU：エスシーユー）</p>	<p>【災害時医療救護の流れ】</p> <p>※2 広域搬送拠点臨時医療施設（SCU：エスシーユー）</p>																		
<p>(震-159) 第2部 第7章 第2節</p>	<p>2-2 医療救護班の編成の要請</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市は、災害時の医療救護が必要な場合には、「災害時の医療救護活動についての協定」に基づき、府中市医師会、府中市歯科医師会、府中市薬剤師会及び東京都柔道整復師会武蔵野支部に、医療救護班の編成を要請する。</li> <li>○ 医療救護班は、市が設置した医療救護所等において医療救護活動を実施する。 (資料77 【東京都柔道整復師会武蔵野支部】「災害時における公益社団法人東京都柔道整復師会武蔵野支部の協力についての協定書」)</li> </ul>	<p>2-2 医療救護班の編成の要請</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市は、災害時の医療救護が必要な場合には、「災害時の医療救護活動についての協定」に基づき、府中市医師会、府中市歯科医師会、府中市薬剤師会及び東京都柔道接骨師会武蔵野支部に、医療救護班の編成を要請する。</li> <li>○ 医療救護班は、市が設置した医療救護所等において医療救護活動を実施する。 (資料77 【東京都柔道接骨師会武蔵野支部】「災害時における公益社団法人東京都柔道接骨師会武蔵野支部の協力についての協定書」)</li> </ul>																		
<p>(震-160) 第2部 第7章 第2節</p>	<p>2-3 市医療救護所の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 府中市医師会、府中市歯科医師会、府中市薬剤師会及び東京都柔道整復師会武蔵野支部は、市医療救護班の派遣体制が整い次第、文化センター及び保健センターから設置場所を選定し、医療救護所を設置する。</li> </ul>	<p>2-3 市医療救護所の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 府中市医師会、府中市歯科医師会、府中市薬剤師会及び東京都柔道接骨師会武蔵野支部は、市医療救護班の派遣体制が整い次第、文化センター及び保健センターから設置場所を選定し、医療救護所を設置する。</li> </ul>																		

<p>(震-161)</p> <p>第2部 第7章 第2節</p>	<p>2-5 医療救護班の活動</p> <p>【機関別の活動内容】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>活動場所</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医師会 現場救 護班</td> <td>現場</td> <td>○ 災害拠点病院等への転送の可否 及び転送順位の決定 ※ <u>重症者は直接救急車により災 害拠点病院等へ搬送、中等症者は 災害拠点病院等へ搬送、軽症者は 原則として医療救護所（文化セン ター）へ誘導する。</u></td> </tr> <tr> <td>薬剤師 会 救護班</td> <td>・<u>災害薬事セ ンター</u> （保健セン ター） ・医療救護所</td> <td>○ 医療救護所及び<u>災害薬事センタ ー</u>（保健センター）等における医薬 品の仕分け、管理</td> </tr> </tbody> </table>	区分	活動場所	内容	医師会 現場救 護班	現場	○ 災害拠点病院等への転送の可否 及び転送順位の決定 ※ <u>重症者は直接救急車により災 害拠点病院等へ搬送、中等症者は 災害拠点病院等へ搬送、軽症者は 原則として医療救護所（文化セン ター）へ誘導する。</u>	薬剤師 会 救護班	・ <u>災害薬事セ ンター</u> （保健セン ター） ・医療救護所	○ 医療救護所及び <u>災害薬事センタ ー</u> （保健センター）等における医薬 品の仕分け、管理	<p>2-5 医療救護班の活動</p> <p>【機関別の活動内容】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>活動場所</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医師会 現場救 護班</td> <td>現場</td> <td>○ 災害拠点病院等への転送の可否 及び転送順位の決定 ※ <u>重傷者は直接救急車により後 方医療施設に搬送し、中軽傷者は 原則として医療救護所（文化セン ター）へ搬送する。</u></td> </tr> <tr> <td>薬剤師 会 救護班</td> <td>・<u>医薬品スト ックセン ター</u> （保健セン ター） ・医療救護所</td> <td>○ 医療救護所及び<u>医薬品ストック センター</u>（保健センター）等におけ る医薬品の仕分け、管理</td> </tr> </tbody> </table>	区分	活動場所	内容	医師会 現場救 護班	現場	○ 災害拠点病院等への転送の可否 及び転送順位の決定 ※ <u>重傷者は直接救急車により後 方医療施設に搬送し、中軽傷者は 原則として医療救護所（文化セン ター）へ搬送する。</u>	薬剤師 会 救護班	・ <u>医薬品スト ックセン ター</u> （保健セン ター） ・医療救護所	○ 医療救護所及び <u>医薬品ストック センター</u> （保健センター）等におけ る医薬品の仕分け、管理
区分	活動場所	内容																		
医師会 現場救 護班	現場	○ 災害拠点病院等への転送の可否 及び転送順位の決定 ※ <u>重症者は直接救急車により災 害拠点病院等へ搬送、中等症者は 災害拠点病院等へ搬送、軽症者は 原則として医療救護所（文化セン ター）へ誘導する。</u>																		
薬剤師 会 救護班	・ <u>災害薬事セ ンター</u> （保健セン ター） ・医療救護所	○ 医療救護所及び <u>災害薬事センタ ー</u> （保健センター）等における医薬 品の仕分け、管理																		
区分	活動場所	内容																		
医師会 現場救 護班	現場	○ 災害拠点病院等への転送の可否 及び転送順位の決定 ※ <u>重傷者は直接救急車により後 方医療施設に搬送し、中軽傷者は 原則として医療救護所（文化セン ター）へ搬送する。</u>																		
薬剤師 会 救護班	・ <u>医薬品スト ックセン ター</u> （保健セン ター） ・医療救護所	○ 医療救護所及び <u>医薬品ストック センター</u> （保健センター）等におけ る医薬品の仕分け、管理																		
<p>(震-162)</p> <p>第2部 第7章 第2節</p>	<p>【機関別の医療救護活動マニュアル】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医師会 医療救護班</td> <td>○ 多数の傷病者を迅速かつ適切に救護するため、トリアージの基準 や医療救護班が実施する医療救護活動に関する標準的な活動は、都 が策定した「<u>災害時医療救護ガイドライン</u>」（平成28年2月）を準 用する。</td> </tr> <tr> <td>歯科医師会 救護班</td> <td>○ 多数の傷病者を迅速かつ適切に救護するため、トリアージの基準 や医療救護班が実施する医療救護活動に関する標準的な活動は、都 が策定した「<u>災害時医療救護ガイドライン</u>」（平成28年2月）等を 準用する。</td> </tr> <tr> <td>薬剤師会 救護班</td> <td>○ 薬剤師班の役割、医薬品の供給等について、都が策定した「災害時 における薬剤師班活動マニュアル」（平成26年9月）を準用する。</td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容	医師会 医療救護班	○ 多数の傷病者を迅速かつ適切に救護するため、トリアージの基準 や医療救護班が実施する医療救護活動に関する標準的な活動は、都 が策定した「 <u>災害時医療救護ガイドライン</u> 」（平成28年2月）を準 用する。	歯科医師会 救護班	○ 多数の傷病者を迅速かつ適切に救護するため、トリアージの基準 や医療救護班が実施する医療救護活動に関する標準的な活動は、都 が策定した「 <u>災害時医療救護ガイドライン</u> 」（平成28年2月）等を 準用する。	薬剤師会 救護班	○ 薬剤師班の役割、医薬品の供給等について、都が策定した「災害時 における薬剤師班活動マニュアル」（平成26年9月）を準用する。	<p>【機関別の医療救護活動マニュアル】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医師会 医療救護班</td> <td>○ 多数の傷病者を迅速かつ適切に救護するため、トリアージの基準 や医療救護班が実施する医療救護活動に関する標準的な活動は、都 が策定した「<u>災害時医療救護活動マニュアル</u>」（平成8年3月）を準 用する。</td> </tr> <tr> <td>歯科医師会 救護班</td> <td>○ 多数の傷病者を迅速かつ適切に救護するため、トリアージの基準 や医療救護班が実施する医療救護活動に関する標準的な活動は、都 が策定した「<u>災害時歯科医療救護活動マニュアル</u>」（平成9年3月） を準用する。</td> </tr> <tr> <td>薬剤師会 救護班</td> <td>○ 薬剤師班の役割、医薬品の供給等について、都が策定した「災害時 における薬剤師班活動マニュアル」（平成16年2月）を準用する。</td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容	医師会 医療救護班	○ 多数の傷病者を迅速かつ適切に救護するため、トリアージの基準 や医療救護班が実施する医療救護活動に関する標準的な活動は、都 が策定した「 <u>災害時医療救護活動マニュアル</u> 」（平成8年3月）を準 用する。	歯科医師会 救護班	○ 多数の傷病者を迅速かつ適切に救護するため、トリアージの基準 や医療救護班が実施する医療救護活動に関する標準的な活動は、都 が策定した「 <u>災害時歯科医療救護活動マニュアル</u> 」（平成9年3月） を準用する。	薬剤師会 救護班	○ 薬剤師班の役割、医薬品の供給等について、都が策定した「災害時 における薬剤師班活動マニュアル」（平成16年2月）を準用する。		
区分	内容																			
医師会 医療救護班	○ 多数の傷病者を迅速かつ適切に救護するため、トリアージの基準 や医療救護班が実施する医療救護活動に関する標準的な活動は、都 が策定した「 <u>災害時医療救護ガイドライン</u> 」（平成28年2月）を準 用する。																			
歯科医師会 救護班	○ 多数の傷病者を迅速かつ適切に救護するため、トリアージの基準 や医療救護班が実施する医療救護活動に関する標準的な活動は、都 が策定した「 <u>災害時医療救護ガイドライン</u> 」（平成28年2月）等を 準用する。																			
薬剤師会 救護班	○ 薬剤師班の役割、医薬品の供給等について、都が策定した「災害時 における薬剤師班活動マニュアル」（平成26年9月）を準用する。																			
区分	内容																			
医師会 医療救護班	○ 多数の傷病者を迅速かつ適切に救護するため、トリアージの基準 や医療救護班が実施する医療救護活動に関する標準的な活動は、都 が策定した「 <u>災害時医療救護活動マニュアル</u> 」（平成8年3月）を準 用する。																			
歯科医師会 救護班	○ 多数の傷病者を迅速かつ適切に救護するため、トリアージの基準 や医療救護班が実施する医療救護活動に関する標準的な活動は、都 が策定した「 <u>災害時歯科医療救護活動マニュアル</u> 」（平成9年3月） を準用する。																			
薬剤師会 救護班	○ 薬剤師班の役割、医薬品の供給等について、都が策定した「災害時 における薬剤師班活動マニュアル」（平成16年2月）を準用する。																			

<p>(震-162) 第2部 第7章 第2節</p>	<p>4 医薬品・医療資器材の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 医療救護班が使用する医薬品等の備蓄量は初動期の分とし、それ以降は<u>災害薬事センター</u>の設置による供給体制を確保する等、医薬品等の備蓄・供給体制の充実強化を図る。</li> </ul>	<p>4 医薬品・医療資器材の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 医療救護班が使用する医薬品等の備蓄量は初動期の分とし、それ以降は<u>医薬品ストックセンター</u>の設置による供給体制を確保する等、医薬品等の備蓄・供給体制の充実強化を図る。</li> </ul>
<p>(震-163) 第2部 第7章 第2節</p>	<p>(1) 使用する医薬品等の調達手順</p> <p>【市が使用する医薬品等の調達手順】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>③市が卸から調達する</p> <p>市は、<u>災害薬事センター</u>においてとりまとめ、卸売販売業者へ医薬品等を発注する。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>④卸売販売業者が医薬品等を納品</p> <p>卸売販売業者は、市へ納品する（原則として、医療救護所で使用する医薬品等は各医療救護所へ、避難所で使用する医薬品等は市の<u>災害薬事センター</u>へ納品する）。</p> </div>	<p>(1) 使用する医薬品等の調達手順</p> <p>【市が使用する医薬品等の調達手順】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>③市が卸から調達する</p> <p>市は、<u>医薬品ストックセンター</u>においてとりまとめ、卸売販売業者へ医薬品等を発注する</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>④卸売販売業者が医薬品等を納品</p> <p>卸売販売業者は、市へ納品する（原則として、医療救護所で使用する医薬品等は各医療救護所へ、避難所で使用する医薬品等は市の<u>医薬品ストックセンター</u>へ納品する）。</p> </div>
<p>(震-163) 第2部 第7章 第2節</p>	<p>(2) <u>災害薬事センター</u>の役割</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ <u>災害薬事センター</u>は、被災地内における医薬品、医療器具、衛生材料等の供給拠点として、医薬品等に関する情報の収集及び発信を行うとともに、各医療救護所等からの要請に基づき、卸売販売業者へ発注を行い、医薬品等を迅速に供給する。</li> </ul>	<p>(2) <u>医薬品ストックセンター</u>の役割</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ <u>医薬品ストックセンター</u>は、被災地内における医薬品、医療器具、衛生材料等の供給拠点として、医薬品等に関する情報の収集及び発信を行うとともに、各医療救護所や<u>医療機関</u>からの要請に基づき、卸売販売業者へ発注を行い、医薬品等を迅速に供給する。</li> </ul>
<p>(震-164) 第2部 第7章 第2節</p>	<p>(3) <u>災害薬事センター</u>の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市は、府中市薬剤師会と連携して、医療救護所や避難所等への医薬品等の供給拠点となる<u>災害薬事センター</u>を、発災後すみやかに保健センターへ設置する。</li> <li>○ <u>災害薬事コーディネーター</u>は市薬剤師会から選任し、市災害医療コーディネーター及び地域災害医療コーディネーター、東京都災害医療コーディネーターの業務に協力する。</li> </ul>	<p>(3) <u>医薬品ストックセンター</u>の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市は、府中市薬剤師会と連携して、医療救護所や避難所等への医薬品等の供給拠点となる<u>医薬品ストックセンター</u>を、発災後すみやかに保健センターへ設置する。</li> <li>○ <u>センター長</u>は市薬剤師会から選任し、市災害医療コーディネーター及び地域災害医療コーディネーター、東京都災害医療コーディネーターの業務に協力する。</li> </ul>

	<p><b>【災害薬事コーディネーターの業務】</b></p> <p>災害医療コーディネーター及び災害拠点病院薬剤部等に協力し、地域の災害医療が円滑に進むよう薬事に関する調整を行う。</p> <p>① 医薬品等の管理に関する調整業務：救護所等で必要になる医薬品等の需給状況の把握、卸売販売業者への発注、在庫管理等。</p> <p>② 薬剤師班に関する調整業務：薬剤師班の差配、支援要請等。</p> <p>③ 薬事関係者の調整業務：病院薬剤部、薬局、卸売販売業者等地域の薬事関係者の復旧状況や医薬品過不足状況の把握。薬事関係者の調整等。</p>	
(震-171) 第2部 第7章 第2節	<p>1-2 防疫用資器材等の調達・備蓄</p> <p>○ 市は、<u>災害薬事センター</u>を活用し、府中市薬剤師会に協力を求め防疫（消毒）資器材等を調達し、さらに不足する場合は、都に要請する。</p>	<p>1-2 防疫用資器材等の調達・備蓄</p> <p>○ 市は、<u>医薬品ストックセンター</u>を活用し、府中市薬剤師会に協力を求め防疫（消毒）資器材等を調達し、さらに不足する場合は、都に要請する。</p>
(震-177) 第2部 第8章 第2節	<p>※ 災害時帰宅支援ステーション</p> <p>・ 災害時帰宅支援ステーションが徒歩帰宅者に対して行う主な支援内容は、<u>水道水及びトイレ</u>の提供、地図等による道路情報及びラジオ等で知り得た通行可能な道路等の情報提供等である。</p>	<p>※ 災害時帰宅支援ステーション</p> <p>・ 災害時帰宅支援ステーションが徒歩帰宅者に対して行う主な支援内容は、<u>飲料水及びトイレ</u>の提供、地図等による道路情報及びラジオ等で知り得た通行可能な道路等の情報提供等である。</p>
(震-183) 第2部 第8章 第2節	<p>3 意識啓発</p> <p style="text-align: center;">————— 行動ルール —————</p> <p>① むやみに移動を開始しない</p> <p>② まず安否確認をする 災害用伝言ダイヤル171や携帯電話災害用伝言板等を活用し、家族や職場と連絡を取り、冷静に行動できるよう気持ちを落ち着かせる。</p> <p>③ 正確な情報による冷静な行動を取る 公共機関が提供する正確な情報を入手し、状況に応じて、どのような行動（帰宅、一時移動、待機等）が安全なのか自ら判断する。</p> <p>④ 帰宅できるまで外出者同士が助けあう 一時待機できる屋内施設においては、<b>要配慮者</b>（高齢者、乳幼児、障害者、妊産婦等）を優先して収容する。</p>	<p>3 意識啓発</p> <p style="text-align: center;">————— 行動ルール —————</p> <p>① むやみに移動を開始しない</p> <p>② まず安否確認をする 災害用伝言ダイヤル171や携帯電話災害用伝言板等を活用し、家族や職場と連絡を取り、冷静に行動できるよう気持ちを落ち着かせる。</p> <p>③ 正確な情報による冷静な行動を取る 公共機関が提供する正確な情報を入手し、状況に応じて、どのような行動（帰宅、一時移動、待機等）が安全なのか自ら判断する。</p> <p>④ 帰宅できるまで外出者同士が助けあう 一時待機できる屋内施設においては、<b>災害時要援護者</b>（高齢者、乳幼児、障害者、妊産婦等）を優先して収容する。</p>

<p>(震-187) 第2部 第8章 第2節</p>	<p><b>【集客施設及び駅等の事業者等の役割】</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>対策内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>要配慮者への配慮</td> <td>要配慮者への配慮 利用者保護に当たって、事業者等は、市や関係機関とも連携し、<u>要配慮者</u>に配慮する。</td> </tr> </tbody> </table>	項目	対策内容	要配慮者への配慮	要配慮者への配慮 利用者保護に当たって、事業者等は、市や関係機関とも連携し、 <u>要配慮者</u> に配慮する。	<p><b>【集客施設及び駅等の事業者等の役割】</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>対策内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害時要援護者への配慮</td> <td>災害時要援護者への配慮 利用者保護に当たって、事業者等は、市や関係機関とも連携し、<u>災害時要援護者</u>に配慮する。</td> </tr> </tbody> </table>	項目	対策内容	災害時要援護者への配慮	災害時要援護者への配慮 利用者保護に当たって、事業者等は、市や関係機関とも連携し、 <u>災害時要援護者</u> に配慮する。
項目	対策内容									
要配慮者への配慮	要配慮者への配慮 利用者保護に当たって、事業者等は、市や関係機関とも連携し、 <u>要配慮者</u> に配慮する。									
項目	対策内容									
災害時要援護者への配慮	災害時要援護者への配慮 利用者保護に当たって、事業者等は、市や関係機関とも連携し、 <u>災害時要援護者</u> に配慮する。									
<p>(震-188) 第2部 第8章 第2節</p>	<p>1-3 一時滞在施設の開設・帰宅困難者の受入れ ○ 一時滞在施設の収容能力には限りがあるため、外出者の一時収容に当たっては、<u>要配慮者</u>（高齢者、乳幼児、障害者、妊産婦等）の受入れを優先する。</p>	<p>1-3 一時滞在施設の開設・帰宅困難者の受入れ ○ 一時滞在施設の収容能力には限りがあるため、外出者の一時収容に当たっては、<u>災害時要援護者</u>（高齢者、乳幼児、障害者、妊産婦等）の受入れを優先する。</p>								
<p>(震-190) 第2部 第8章 第2節</p>	<p>2-4 防災活動への参加 ○ 事業所は、事業継続のための要員を除き、可能な範囲で、被災者支援・復旧活動（特に<u>要配慮者</u>の保護等）に努める。</p>	<p>2-4 防災活動への参加 ○ 事業所は、事業継続のための要員を除き、可能な範囲で、被災者支援・復旧活動（特に<u>災害時要援護者</u>の保護等）に努める。</p>								
<p>(震-195) 第2部 第9章 第1節</p>	<p><b>現状・背景</b> 大規模地震等による被害を最小限に抑えるためには、まずは市民自身による初動対応として、適切な避難行動を取る必要がある。また、<u>避難行動要支援者</u>については、社会全体でその支援について取り組むことが求められており、事前に情報及び体制の習熟を図ることが必要である。</p>	<p><b>現状・背景</b> 大規模地震等による被害を最小限に抑えるためには、まずは市民自身による初動対応として、適切な避難行動を取る必要がある。また、<u>災害時要援護者</u>については、社会全体でその支援について取り組むことが求められており、事前に情報及び体制の習熟を図ることが必要である。</p>								
<p>(震-197) 第2部 第9章 第2節</p>	<p>1 避難体制の整備 (1) 避難勧告・避難指示、避難誘導 ② 避難誘導 ○ 避難時の高齢者、障害者等の<u>避難行動要支援者</u>に対する避難誘導等の支援について、市は「災害時要援護者支援者マニ</p>	<p>1 避難体制の整備 (1) 避難勧告・避難指示、避難誘導 ② 避難誘導 ○ 避難時の高齢者、障害者等の<u>災害時要援護者</u>に対する避難誘導等の支援について、市は「災害時要援護者支援者マニ</p>								

	<p>マニュアル」(※)に基づき、自治会や民生委員、児童委員、関係機関、福祉関係支援センター(地域包括支援センター・在宅介護支援センター・地域生活支援センター)と連携し、体制を構築する。</p> <p>※ 「災害時要援護者支援者マニュアル」  <u>避難行動要支援者</u>に対する災害時の地域支援体制を構築するために市が定めたマニュアル。</p>	<p>マニュアル」(※)に基づき、自治会や民生委員、児童委員、関係機関、福祉関係支援センター(地域包括支援センター・在宅介護支援センター・地域生活支援センター)と連携し、体制を構築する。</p> <p>※ 「災害時要援護者支援者マニュアル」  <u>災害時要援護者</u>に対する災害時の地域支援体制を構築するために市が定めたマニュアル。</p>																																		
<p>(震-199)  第2部  第9章  第2節</p>	<p>【「避難場所」及び「避難所」の考え方】</p> <table border="1" data-bbox="331 512 1167 970"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>活用する期間</th> <th>場所</th> <th>活用内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>「一次避難所」</td> <td>自宅損壊等により、一時的に、生活場所の確保が困難な市民が多く存在している期間。</td> <td>・市立小中学校(施設) ・郷土の森総合体育館</td> <td>・自宅損壊等により生活できない市民が共同生活をする。</td> </tr> <tr> <td>② 「避難所」 ・避難生活</td> <td>「二次避難所」</td> <td>避難生活の長期化が明らかで、「一次避難所」における生活に支障がある方が多く存在している期間。</td> <td>・文化センター ・ルミエール府中 ・生涯学習センター</td> <td>・<u>避難行動要支援者</u>など、「避難所」での生活に支障のある方が生活をする。</td> </tr> <tr> <td>「福祉避難所」</td> <td>避難生活の長期化が明らかで、専門のスタッフ等によるケア及び医療的な支援を必要とする方が多く存在している期間。</td> <td>・市内福祉施設</td> <td>・<u>避難行動要支援者</u>など、専門のスタッフ等によるケア及び医療的な支援が必要な方が生活をする。</td> </tr> </tbody> </table>	名称	活用する期間	場所	活用内容	「一次避難所」	自宅損壊等により、一時的に、生活場所の確保が困難な市民が多く存在している期間。	・市立小中学校(施設) ・郷土の森総合体育館	・自宅損壊等により生活できない市民が共同生活をする。	② 「避難所」 ・避難生活	「二次避難所」	避難生活の長期化が明らかで、「一次避難所」における生活に支障がある方が多く存在している期間。	・文化センター ・ルミエール府中 ・生涯学習センター	・ <u>避難行動要支援者</u> など、「避難所」での生活に支障のある方が生活をする。	「福祉避難所」	避難生活の長期化が明らかで、専門のスタッフ等によるケア及び医療的な支援を必要とする方が多く存在している期間。	・市内福祉施設	・ <u>避難行動要支援者</u> など、専門のスタッフ等によるケア及び医療的な支援が必要な方が生活をする。	<p>【「避難場所」及び「避難所」の考え方】</p> <table border="1" data-bbox="1209 512 2045 970"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>活用する期間</th> <th>場所</th> <th>活用内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>「一次避難所」</td> <td>自宅損壊等により、一時的に、生活場所の確保が困難な市民が多く存在している期間。</td> <td>・市立小中学校(施設) ・郷土の森総合体育館</td> <td>・自宅損壊等により生活できない市民が共同生活をする。</td> </tr> <tr> <td>② 「避難所」 ・避難生活</td> <td>「二次避難所」</td> <td>避難生活の長期化が明らかで、「一次避難所」における生活に支障がある方が多く存在している期間。</td> <td>・文化センター ・ルミエール府中 ・生涯学習センター</td> <td>・<u>災害時要援護者</u>など、「避難所」での生活に支障のある方が生活をする。</td> </tr> <tr> <td>「福祉避難所」</td> <td>避難生活の長期化が明らかで、専門のスタッフ等によるケア及び医療的な支援を必要とする方が多く存在している期間。</td> <td>・市内福祉施設</td> <td>・<u>災害時要援護者</u>など、専門のスタッフ等によるケア及び医療的な支援が必要な方が生活をする。</td> </tr> </tbody> </table>	名称	活用する期間	場所	活用内容	「一次避難所」	自宅損壊等により、一時的に、生活場所の確保が困難な市民が多く存在している期間。	・市立小中学校(施設) ・郷土の森総合体育館	・自宅損壊等により生活できない市民が共同生活をする。	② 「避難所」 ・避難生活	「二次避難所」	避難生活の長期化が明らかで、「一次避難所」における生活に支障がある方が多く存在している期間。	・文化センター ・ルミエール府中 ・生涯学習センター	・ <u>災害時要援護者</u> など、「避難所」での生活に支障のある方が生活をする。	「福祉避難所」	避難生活の長期化が明らかで、専門のスタッフ等によるケア及び医療的な支援を必要とする方が多く存在している期間。	・市内福祉施設	・ <u>災害時要援護者</u> など、専門のスタッフ等によるケア及び医療的な支援が必要な方が生活をする。
名称	活用する期間	場所	活用内容																																	
「一次避難所」	自宅損壊等により、一時的に、生活場所の確保が困難な市民が多く存在している期間。	・市立小中学校(施設) ・郷土の森総合体育館	・自宅損壊等により生活できない市民が共同生活をする。																																	
② 「避難所」 ・避難生活	「二次避難所」	避難生活の長期化が明らかで、「一次避難所」における生活に支障がある方が多く存在している期間。	・文化センター ・ルミエール府中 ・生涯学習センター	・ <u>避難行動要支援者</u> など、「避難所」での生活に支障のある方が生活をする。																																
「福祉避難所」	避難生活の長期化が明らかで、専門のスタッフ等によるケア及び医療的な支援を必要とする方が多く存在している期間。	・市内福祉施設	・ <u>避難行動要支援者</u> など、専門のスタッフ等によるケア及び医療的な支援が必要な方が生活をする。																																	
名称	活用する期間	場所	活用内容																																	
「一次避難所」	自宅損壊等により、一時的に、生活場所の確保が困難な市民が多く存在している期間。	・市立小中学校(施設) ・郷土の森総合体育館	・自宅損壊等により生活できない市民が共同生活をする。																																	
② 「避難所」 ・避難生活	「二次避難所」	避難生活の長期化が明らかで、「一次避難所」における生活に支障がある方が多く存在している期間。	・文化センター ・ルミエール府中 ・生涯学習センター	・ <u>災害時要援護者</u> など、「避難所」での生活に支障のある方が生活をする。																																
「福祉避難所」	避難生活の長期化が明らかで、専門のスタッフ等によるケア及び医療的な支援を必要とする方が多く存在している期間。	・市内福祉施設	・ <u>災害時要援護者</u> など、専門のスタッフ等によるケア及び医療的な支援が必要な方が生活をする。																																	
<p>(震-202)  第2部  第9章  第2節</p>	<p>(2) 「二次避難所」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「一次避難所」での生活に支障がある<u>要配慮者</u>を一時的に受入れ、保護するために活用する。</li> <li>○ 文化センター等の市施設を指定する。</li> <li>○ 耐震・耐火・鉄筋構造に加えて、<u>要配慮者</u>の特性を踏まえ、バリアフリーを備えた建物を利用するよう努める。</li> </ul> <p>(3) 「福祉避難所」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「一次避難所」での生活に支障があり、さらに医療や介護等の<u>サービス</u>を必要とする<u>要配慮者</u>を一時的に受入れ、保護す</li> </ul>	<p>(2) 「二次避難所」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「一次避難所」での生活に支障がある<u>災害時要援護者等</u>を一時的に受入れ、保護するために活用する。</li> <li>○ 文化センター等の市施設を指定する。</li> <li>○ 耐震・耐火・鉄筋構造に加えて、<u>災害時要援護者</u>の特性を踏まえ、バリアフリーを備えた建物を利用するよう努める。</li> </ul> <p>(3) 「福祉避難所」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「一次避難所」での生活に支障があり、さらに医療や介護等の<u>必要なサービス</u>を必要とする<u>災害時要援護者等</u>を一時的に受</li> </ul>																																		

	るために活用する。		入れ、保護するために活用する。																																																				
(震-204) 第2部 第9章 第2節	<p>4 多様な避難者ニーズへの配慮</p> <p>4-1 避難行動要支援者</p> <p>○ 避難行動要支援者の地域による安否確認や、「避難所」への避難支援等の活動に利用するため、「災害時要援護者支援者マニュアル」に基づき、「避難行動要支援者名簿」を作成する。</p> <p>○ 市は、作成した「避難行動要支援者名簿」の情報を地域と共有し、避難行動要支援者に対するきめ細かい支援を実施するため、「府中市避難行動要支援者名簿の取扱いに関する協定書」を締結し、自治会や民生委員・児童委員、関係機関（府中警察署・府中消防署・府中市消防団・社会福祉協議会）、福祉関係支援センター（地域包括支援センター・在宅介護支援センター・地域生活支援センター）との連携を図る。</p>		<p>4 多様な避難者ニーズへの配慮</p> <p>4-1 災害時要援護者</p> <p>○ 災害時要援護者の地域による安否確認や、「避難所」への避難支援等の活動に利用するため、「災害時要援護者支援者マニュアル」に基づき、「災害時要援護者名簿」を作成する。</p> <p>○ 市は、作成した「災害時要援護者名簿」の情報を地域と共有し、災害時要援護者に対するきめ細かい支援を実施するため、「府中市災害時要援護者名簿の取扱いに関する協定書」を締結し、自治会や民生委員・児童委員、関係機関（府中警察署・府中消防署・府中市消防団・社会福祉協議会）、福祉関係支援センター（地域包括支援センター・在宅介護支援センター・地域生活支援センター）との連携を図る。</p>																																																				
(震-207) 第2部 第9章 第2節	<p>【避難勧告・指示の種類と発令者】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施者</th> <th>種類</th> <th>要件</th> <th>根拠法令</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市長</td> <td>災害全般 (避難準備情報)</td> <td>要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない事態で、人的被害の発生する可能性が高まったと認めるとき</td> <td rowspan="2">「災害対策基本法」 第60条</td> </tr> <tr> <td>市長</td> <td>災害全般 (勧告・指示)</td> <td>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるとき及び急を要すると認めるとき</td> </tr> <tr> <td>知事</td> <td>災害全般 (勧告・指示)</td> <td>市町村が事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき</td> <td rowspan="2">「災害対策基本法」 第61条</td> </tr> <tr> <td>警察官</td> <td>災害全般 (指示)</td> <td>市長が避難のための立ち退きを指示できないと認めるとき又は市長から要求があったとき</td> </tr> <tr> <td>(災害派遣の) 自衛官</td> <td>災害全般 (指示)</td> <td>災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその現場にいないとき</td> <td>「自衛隊法」 第94条</td> </tr> <tr> <td>知事、その命を受けた都職員</td> <td>地すべり (指示)</td> <td>地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき</td> <td>「地すべり等防止法」 第25条</td> </tr> </tbody> </table>	実施者	種類	要件	根拠法令	市長	災害全般 (避難準備情報)	要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない事態で、人的被害の発生する可能性が高まったと認めるとき	「災害対策基本法」 第60条	市長	災害全般 (勧告・指示)	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるとき及び急を要すると認めるとき	知事	災害全般 (勧告・指示)	市町村が事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき	「災害対策基本法」 第61条	警察官	災害全般 (指示)	市長が避難のための立ち退きを指示できないと認めるとき又は市長から要求があったとき	(災害派遣の) 自衛官	災害全般 (指示)	災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその現場にいないとき	「自衛隊法」 第94条	知事、その命を受けた都職員	地すべり (指示)	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき	「地すべり等防止法」 第25条		<p>【避難勧告・指示の種類と発令者】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施者</th> <th>種類</th> <th>要件</th> <th>根拠法令</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市長</td> <td>災害全般 (避難準備情報)</td> <td>要援護者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない事態で、人的被害の発生する可能性が高まったと認めるとき</td> <td rowspan="2">「災害対策基本法」 第60条</td> </tr> <tr> <td>市長</td> <td>災害全般 (勧告・指示)</td> <td>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるとき及び急を要すると認めるとき</td> </tr> <tr> <td>知事</td> <td>災害全般 (勧告・指示)</td> <td>市町村が事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき</td> <td rowspan="2">「災害対策基本法」 第61条</td> </tr> <tr> <td>警察官</td> <td>災害全般 (指示)</td> <td>市長が避難のための立ち退きを指示できないと認めるとき又は市長から要求があったとき</td> </tr> <tr> <td>(災害派遣の) 自衛官</td> <td>災害全般 (指示)</td> <td>災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその現場にいないとき</td> <td>「自衛隊法」 第94条</td> </tr> <tr> <td>知事、その命を受けた都職員</td> <td>地すべり (指示)</td> <td>地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき</td> <td>「地すべり等防止法」 第25条</td> </tr> </tbody> </table>	実施者	種類	要件	根拠法令	市長	災害全般 (避難準備情報)	要援護者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない事態で、人的被害の発生する可能性が高まったと認めるとき	「災害対策基本法」 第60条	市長	災害全般 (勧告・指示)	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるとき及び急を要すると認めるとき	知事	災害全般 (勧告・指示)	市町村が事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき	「災害対策基本法」 第61条	警察官	災害全般 (指示)	市長が避難のための立ち退きを指示できないと認めるとき又は市長から要求があったとき	(災害派遣の) 自衛官	災害全般 (指示)	災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその現場にいないとき	「自衛隊法」 第94条	知事、その命を受けた都職員	地すべり (指示)	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき	「地すべり等防止法」 第25条
実施者	種類	要件	根拠法令																																																				
市長	災害全般 (避難準備情報)	要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない事態で、人的被害の発生する可能性が高まったと認めるとき	「災害対策基本法」 第60条																																																				
市長	災害全般 (勧告・指示)	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるとき及び急を要すると認めるとき																																																					
知事	災害全般 (勧告・指示)	市町村が事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき	「災害対策基本法」 第61条																																																				
警察官	災害全般 (指示)	市長が避難のための立ち退きを指示できないと認めるとき又は市長から要求があったとき																																																					
(災害派遣の) 自衛官	災害全般 (指示)	災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその現場にいないとき	「自衛隊法」 第94条																																																				
知事、その命を受けた都職員	地すべり (指示)	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき	「地すべり等防止法」 第25条																																																				
実施者	種類	要件	根拠法令																																																				
市長	災害全般 (避難準備情報)	要援護者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない事態で、人的被害の発生する可能性が高まったと認めるとき	「災害対策基本法」 第60条																																																				
市長	災害全般 (勧告・指示)	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるとき及び急を要すると認めるとき																																																					
知事	災害全般 (勧告・指示)	市町村が事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき	「災害対策基本法」 第61条																																																				
警察官	災害全般 (指示)	市長が避難のための立ち退きを指示できないと認めるとき又は市長から要求があったとき																																																					
(災害派遣の) 自衛官	災害全般 (指示)	災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその現場にいないとき	「自衛隊法」 第94条																																																				
知事、その命を受けた都職員	地すべり (指示)	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき	「地すべり等防止法」 第25条																																																				



<p>(震-208)</p> <p>第2部 第9章 第2節</p>	<p>2-2 避難誘導における注意点</p> <p>○ 避難の誘導方法については、災害の規模、態様に応じて、混乱なく迅速に安全な「避難場所」に誘導するために必要な方法を取ることとするが、おおよそ次の事項を注意して実施する。</p> <p>① 避難の誘導は、<u>要配慮者</u>を優先するとともに、できる限り早急な事前避難に努める。</p> <p>② 交差点や橋りょう、トンネル等の混雑予想地点においては、<u>要配慮者</u>を含む避難グループであることを示すとともに、その旨を連呼し、優先避難誘導を受けやすいよう配慮する。</p>	<p>2-2 避難誘導における注意点</p> <p>○ 避難の誘導方法については、災害の規模、態様に応じて、混乱なく迅速に安全な「避難場所」に誘導するために必要な方法を取ることとするが、おおよそ次の事項を注意して実施する。</p> <p>① 避難の誘導は、<u>災害時要援護者</u>を優先するとともに、できる限り早急な事前避難に努める。</p> <p>② 交差点や橋りょう、トンネル等の混雑予想地点においては、<u>災害時要援護者</u>を含む避難グループであることを示すとともに、その旨を連呼し、優先避難誘導を受けやすいよう配慮する。</p>
---	---	---

(震-209)

第2部  
第9章  
第2節

### 2-3 避難行動要支援者に配慮した避難誘導

- 「災害時要援護者支援者マニュアル」に基づき整備した体制により、市は、自治会や民生委員・児童委員、関係機関（府中警察署・府中消防署・府中市消防団・社会福祉協議会）、福祉関係支援センター（地域包括支援センター・在宅介護支援センター・地域生活支援センター）等、支援者（グループ）との連携により、避難行動要支援者の避難支援を実施する。

#### 【避難行動要支援者への避難支援】

##### ① 安否の確認

地震・火事・水害が発生！

避難行動要支援者の安否が気遣われる場合は、支援者（グループ）が中心となって避難行動要支援者のお宅に向かい安否の確認を行う。



##### ② 避難支援

避難が必要な場合は、支援者（グループ）は周囲の人に協力を求め、協力して避難行動要支援者の避難支援を行う。

地震の場合、倒壊家屋からの救出は危険や困難が伴うため、支援者（グループ）は無理に救出せず、消防などの防災関係機関へ協力を求める。



##### ③ 「指定避難場所」へ避難

災害による火災や建物の倒壊危険、浸水などから身の安全が確保できるよう、支援者（グループ）は避難行動要支援者と、まずは「指定避難場所」へ避難する。



##### ④ 「一次避難所」へ避難

帰宅が困難な場合には、「一次避難所」に避難する。自宅に戻れるようであれば、支援者（グループ）は避難行動要支援者の帰宅を支援する。



##### ⑤ 安否確認の報告

一次避難所に参集した市の職員へ、支援者（グループ）は安否確認の結果を報告する。自宅で過ごす場合や、医療機関など搬送された場合も報告する。

### 2-3 災害時要援護者に配慮した避難誘導

- 「災害時要援護者支援者マニュアル」に基づき整備した体制により、市は、自治会や民生委員・児童委員、関係機関（府中警察署・府中消防署・府中市消防団・社会福祉協議会）、福祉関係支援センター（地域包括支援センター・在宅介護支援センター・地域生活支援センター）等、支援者（グループ）との連携により、災害時要援護者の避難支援を実施する。

#### 【災害時要援護者への避難支援】

##### ① 安否の確認

地震・火事・水害が発生！

災害時要援護者の安否が気遣われる場合は、支援者（グループ）が中心となって災害時要援護者のお宅に向かい安否の確認を行う。



##### ② 避難支援

避難が必要な場合は、支援者（グループ）は周囲の人に協力を求め、協力して災害時要援護者の避難支援を行う。

地震の場合、倒壊家屋からの救出は危険や困難が伴うため、支援者（グループ）は無理に救出せず、消防などの防災関係機関へ協力を求める。



##### ③ 「指定避難場所」へ避難

災害による火災や建物の倒壊危険、浸水などから身の安全が確保できるよう、支援者（グループ）は災害時要援護者と、まずは「指定避難場所」へ避難する。



##### ④ 「一次避難所」へ避難

帰宅が困難な場合には、「一次避難所」に避難する。自宅に戻れるようであれば、支援者（グループ）は災害時要援護者の帰宅を支援する。



##### ⑤ 安否確認の報告

一次避難所に参集した市の職員へ、支援者（グループ）は安否確認の結果を報告する。自宅で過ごす場合や、医療機関など搬送された場合も報告する。

<p>(震-210)</p> <p>第2部 第9章 第2節</p>	<p>2-4 避難方式</p> <p>○ 「二次避難所」及び「福祉避難所」への避難については、原則、避難生活の長期化が明らかで、「一次避難所」における避難生活に支障がある<u>要配慮者</u>が多く存在している場合に開設するものとする。</p>	<p>2-4 避難方式</p> <p>○ 「二次避難所」及び「福祉避難所」への避難については、原則、避難生活の長期化が明らかで、「一次避難所」における避難生活に支障がある<u>災害時要援護者</u>が多く存在している場合に開設するものとする。</p>
<p>(震-211)</p> <p>第2部 第9章 第2節</p>	<p>【避難の流れ】</p> <p>発災直後</p> <p>地震発生</p> <p>避難勧告・避難指示が発令 市民の自主判断で避難が必要な状況が発生</p> <p>自治会等を核に集団を形成し「避難場所」に避難</p> <p>避難場所</p> <p>「地域避難場所」 自宅付近の公園・神社の境内など</p> <p>「指定避難場所」 ・市立小中学校(校庭) ・明星学苑 ・都立高校(市内5校)</p> <p>「広域避難場所」 大きな公園・広場等</p> <p>避難行動(屋外)</p> <p>自宅等住居での安全が確保できない場合</p> <p>「避難所(一次避難所)」へ避難</p> <p>避難所</p> <p>「一次避難所」 ・市立小中学校(施設) ・郷土の森総合体育館</p> <p>「二次避難所」 ・文化センター ・ルミエール府中 ・生涯学習センター</p> <p>「福祉避難所」 ・市内福祉施設</p> <p>避難生活(屋内)</p> <p>「一次避難所」での生活が困難な<u>要配慮者</u></p>	<p>【避難の流れ】</p> <p>発災直後</p> <p>地震発生</p> <p>避難勧告・避難指示が発令 市民の自主判断で避難が必要な状況が発生</p> <p>自治会等を核に集団を形成し「避難場所」に避難</p> <p>避難場所</p> <p>「地域避難場所」 自宅付近の公園・神社の境内など</p> <p>「指定避難場所」 ・市立小中学校(校庭) ・明星学苑 ・都立高校(市内5校)</p> <p>「広域避難場所」 大きな公園・広場等</p> <p>避難行動(屋外)</p> <p>自宅等住居での安全が確保できない場合</p> <p>「避難所(一次避難所)」へ避難</p> <p>避難所</p> <p>「一次避難所」 ・市立小中学校(施設) ・郷土の森総合体育館</p> <p>「二次避難所」 ・文化センター ・ルミエール府中 ・生涯学習センター</p> <p>「福祉避難所」 ・市内福祉施設</p> <p>避難生活(屋内)</p> <p>「一次避難所」での生活が困難な<u>災害時要援護者</u>など</p>

<p>(震-214)</p> <p>第2部 第9章 第2節</p>	<p>3-5 「二次避難所」及び「福祉避難所」の開設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「二次避難所」は、避難生活の長期化が明らかで、「一次避難所」における避難生活に支障がある<u>要配慮者</u>が多く存在している場合に開設する。</li> <li>○ 「福祉避難所」は、避難生活の長期化が明らかで、専門のスタッフ等によるケア及び医療的な支援を必要としている<u>要配慮者</u>が多く存在している場合に開設する。なお、施設として活用する福祉施設等との連携の中で、開設にかかる手順等を定める等、日頃から連携を図るものとする。</li> </ul>	<p>3-5 「二次避難所」及び「福祉避難所」の開設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「二次避難所」は、避難生活の長期化が明らかで、「一次避難所」における避難生活に支障がある<u>災害時要援護者等</u>が多く存在している場合に開設する。</li> <li>○ 「福祉避難所」は、避難生活の長期化が明らかで、専門のスタッフ等によるケア及び医療的な支援を必要としている<u>災害時要援護者等</u>が多く存在している場合に開設する。なお、施設として活用する福祉施設等との連携の中で、開設にかかる手順等を定める等、日頃から連携を図るものとする。</li> </ul>
<p>(震-215)</p> <p>第2部 第9章 第2節</p>	<p>4-2 発災後8時間までに実施</p> <p>(2) <u>要配慮者</u>への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ <u>要配慮者</u>の個々の状況を把握し、生活スペースの区分け、医療的支援、他「避難所」への移送の可否等を検討する。</li> </ul> <p>4-3 発災後24時間までに実施</p> <p>(2) <u>要配慮者</u>への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 状況に応じて、「二次避難所」及び「福祉避難所」、その他医療機関等への移送等を検討する。</li> </ul>	<p>4-2 発災後8時間までに実施</p> <p>(2) <u>災害時要援護者</u>への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ <u>災害時要援護者</u>の個々の状況を把握し、生活スペースの区分け、医療的支援、他「避難所」への移送の可否等を検討する。</li> </ul> <p>4-3 発災後24時間までに実施</p> <p>(2) <u>災害時要援護者</u>への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 状況に応じて、「二次避難所」及び「福祉避難所」、その他医療機関等への移送等を検討する。</li> </ul>
<p>(震-216)</p> <p>第2部 第9章 第2節</p>	<p>4-4 発災後7日までに実施</p> <p>(1) 住民運営組織の立ち上げ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 事前の協議等に基づき、住民運営組織を立ち上げ、住民主体の運営体制への移行を図る。なお、住民運営組織には、女性や<u>要配慮者等</u>、多様な主体を参画させることで、管理運営の円滑化を図る。</li> </ul>	<p>4-4 発災後7日までに実施</p> <p>(1) 住民運営組織の立ち上げ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 事前の協議等に基づき、住民運営組織を立ち上げ、住民主体の運営体制への移行を図る。なお、住民運営組織には、女性や<u>災害時要援護者等</u>、多様な主体を参画させることで、管理運営の円滑化を図る。</li> </ul>

<p>(震-220)</p> <p>第2部 第9章 第2節</p>	<p>5-2 <u>要配慮者</u>対策</p> <p>○ <u>要配慮者</u>の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、障害特性や個々の状態、ニーズを把握し、必要に応じて、二次避難所及び福祉避難所への移送、福祉施設等への入所、介護職員等の派遣等を行うものとする。</p> <p>(1) 相談窓口の設置</p> <p>○ 避難所において、自主防災組織や福祉関係者、避難支援者の協力を得て相談窓口を設置し、<u>要配慮者</u>からの相談対応、情報伝達、支援物資の提供等を実施する。</p> <p>(2) 福祉機器等の確保</p> <p>○ <u>要配慮者</u>が避難所等で生活するうえで、必要な福祉機器を確保するため、福祉機器の調達先及び輸送体制等について検討する。</p>	<p>5-2 <u>災害時要援護者</u>対策</p> <p>○ <u>災害時要援護者</u>の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、障害特性や個々の状態、ニーズを把握し、必要に応じて、二次避難所及び福祉避難所への移送、福祉施設等への入所、介護職員等の派遣等を行うものとする。</p> <p>(1) 相談窓口の設置</p> <p>○ 避難所において、自主防災組織や福祉関係者、避難支援者の協力を得て相談窓口を設置し、<u>要援護者</u>からの相談対応、情報伝達、支援物資の提供等を実施する。</p> <p>(2) 福祉機器等の確保</p> <p>○ <u>災害時要援護者</u>が避難所等で生活するうえで、必要な福祉機器を確保するため、福祉機器の調達先及び輸送体制等について検討する。</p>
<p>(震-221)</p> <p>第2部 第9章 第2節</p>	<p>6 動物愛護</p> <p>○ 災害時には、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難し、負傷又は放し飼い状態の動物も生ずることが予想される。市は、<u>危害防止及び動物愛護</u>の観点から、これらの動物の保護や適正な飼育に関し、都や関係団体との協力体制の確立に努める。</p>	<p>6 動物愛護</p> <p>○ 災害時には、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難し、負傷又は放し飼い状態の動物も生ずることが予想される。市は、動物愛護の観点から、これらの動物の保護や適正な飼育に関し、都や関係団体との協力体制の確立に努める。</p>

<p>(震-221)</p> <p>第2部 第9章 第2節</p>	<p>6 動物愛護</p> <p>【手順】</p> <p>(一財) 全国緊急災害時動物救援本部 (公財) 日本動物愛護協会 (公社) 日本動物福祉協会 (公社) 日本愛玩動物協会 (公社) 日本獣医師会</p> <p>連絡・調整要請</p> <p>支援助</p> <p>要請</p> <p>連絡調整情報提供</p> <p>要請</p> <p>情報提供・獣医療提供</p> <p>被災動物等搬送</p> <p>救援本部協働設置 施設提供、指導・連絡調整、獣医療</p> <p>(現地) 動物救援本部</p> <p>(公社) 東京都獣医師会、(公財) 日本動物愛護協会、(公社) 日本動物福祉協会、(公社) 日本愛玩動物協会、(一社) 家庭動物愛護協会、他動物関係団体等</p> <p>動物保護施設&lt;被災動物の保護・収容・獣医療&gt;</p>	<p>6 動物愛護</p> <p>【手順】</p> <p>緊急災害時動物救援本部 (公財) 日本動物愛護協会 (公社) 日本動物福祉協会 (公社) 日本愛玩動物協会 (公社) 日本獣医師会</p> <p>連絡・調整要請</p> <p>支援助</p> <p>要請</p> <p>連絡調整情報提供</p> <p>要請</p> <p>情報提供・獣医療提供</p> <p>被災動物等搬送</p> <p>救援本部協働設置 施設提供、指導・連絡調整、獣医療</p> <p>(現地) 動物救援本部</p> <p>(公社) 東京都獣医師会、(公財) 日本動物愛護協会、(公社) 日本動物福祉協会、(公社) 日本愛玩動物協会、(社) 東京都家庭動物愛護協会 他動物関係団体等</p> <p>動物保護施設&lt;被災動物の保護・収容・獣医療&gt;</p>
<p>(震-223)</p> <p>第2部 第9章 第2節</p>	<p>8-2 被災者の移送</p> <p>○ 都は、<u>要配慮者</u>の移送手段については、当該市による調達が困難な場合に、都が関係機関の協力を得て調達する。</p>	<p>8-2 被災者の移送</p> <p>○ 都は、<u>災害時要援護者</u>の移送手段については、当該市による調達が困難な場合に、都が関係機関の協力を得て調達する。</p>

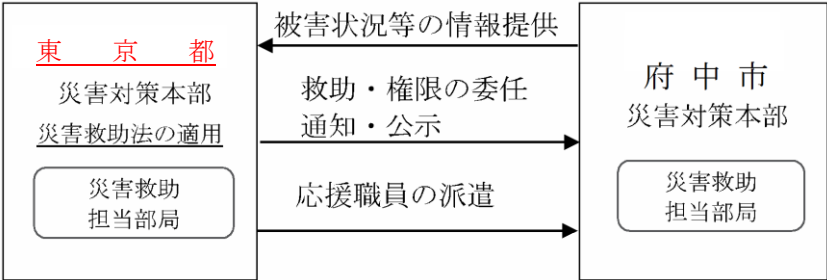
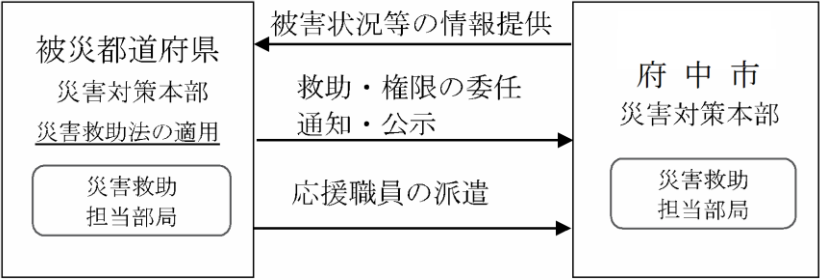
<p>(震-224) 第2部 第10章 第1節</p>	<p><u>対策の方針</u></p> <p>市民は、自ら家庭内備蓄の充実に努めることが必要である。また、市は、都や事業所等と連携し、備蓄品の整備と災害発生時の物資調達先の拡大を図り、物資不足に対応するための体制を構築する。なお、その際は、<u>要配慮者</u>や女性・子どもなど、様々な避難者のニーズに対応した物資の確保に留意するものとする。</p>	<p><u>対策の方針</u></p> <p>市民は、自ら家庭内備蓄の充実に努めることが必要である。また、市は、都や事業所等と連携し、備蓄品の整備と災害発生時の物資調達先の拡大を図り、物資不足に対応するための体制を構築する。なお、その際は、<u>災害時要援護者</u>や女性・子どもなど、様々な避難者のニーズに対応した物資の確保に留意するものとする。</p>
<p>(震-226) 第2部 第10章 第2節</p>	<p>1-3 備蓄品の選定</p> <p>○ 被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえるとともに、<u>要配慮者</u>や女性・子ども等様々な避難者のニーズに対応した物資の確保に留意する。</p>	<p>1-3 備蓄品の選定</p> <p>○ 被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえるとともに、<u>災害時要援護者</u>や女性・子ども等様々な避難者のニーズに対応した物資の確保に留意する。</p>
<p>(震-227) 第2部 第10章 第2節</p>	<p>(1) 都</p> <p>○ 都は、震災時の飲料水等を確保するため、居住場所からおおむね2 kmの距離内に1か所の給水拠点（浄水場・給水所）（※）を整備する。</p> <p>※ 給水拠点</p> <p>災害時の断水に備え、飲料水を確保している浄水場、給水所等及び応急給水槽をいう。居住場所からおおむね2 km程度の距離内に1か所ある給水拠点には、応急給水用資器材を配備している。</p>	<p>(1) 都</p> <p>○ 都は、震災時の飲料水等を確保するため、居住場所からおおむね2 kmの距離内に1か所の給水拠点（浄水場・給水所）（※<u>1</u>）を整備する。また給水拠点が<u>ない空白地域の早期解消を図るため、応急給水槽（※<u>2</u>）の建設を行う。</u></p> <p>※<u>1</u> 給水拠点</p> <p>災害時の断水に備え、飲料水を確保している浄水場、給水所等及び応急給水槽をいう。居住場所からおおむね2 km程度の距離内に1か所ある給水拠点には、応急給水用資器材を配備している。</p> <p>※<u>2</u> 応急給水槽</p> <p><u>地震等の災害に備え、市民の居住場所からおおむね2 kmの範囲内に、給水拠点のない空白地域を解消するために設置する応急給水のための水槽をいう。</u></p>

(震-237) 第2部 第10章 第2節	【東京都水道局震災応急対策計画】	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">応急給水の種別</th> <th rowspan="2">概要</th> <th colspan="2">役割分担</th> </tr> <tr> <th>都</th> <th>市</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2"> 仮設給水栓による応急給水  仮設給水栓（消火栓等から）  ※市へ貸与した資器材を使用する場合 </td> <td> 水道局から市へ貸与された資器材を使用し、あらかじめ水道局が指定した避難所や市所有の施設などの応急給水実施場所において、市が水道局へ通水状況等の状況を確認した上で、応急給水を行う。 </td> <td> 1 (市からの連絡に伴う)通水状況等の確認 </td> <td> 1 水道局へ通水状況等の確認  2 仮設給水栓の設置  3 住民への給水活動 </td> </tr> <tr> <td> 病院、福祉施設及び多量の水が必要となる避難所など応急給水計画上の必要な拠点又はメータ下流部の給水装置が破損等により使用できず、特に給水が必要な場合、給水装置の復旧を待たずに実施する。 </td> <td> 1 仮設給水栓の設置  2 住民への給水活動（市へ引き継ぐまで） </td> <td> 住民への給水活動 </td> </tr> </tbody> </table>	応急給水の種別	概要	役割分担		都	市	仮設給水栓による応急給水 仮設給水栓（消火栓等から） ※市へ貸与した資器材を使用する場合	水道局から市へ貸与された資器材を使用し、あらかじめ水道局が指定した避難所や市所有の施設などの応急給水実施場所において、市が水道局へ通水状況等の状況を確認した上で、応急給水を行う。	1 (市からの連絡に伴う)通水状況等の確認	1 水道局へ通水状況等の確認 2 仮設給水栓の設置 3 住民への給水活動	病院、福祉施設及び多量の水が必要となる避難所など応急給水計画上の必要な拠点又はメータ下流部の給水装置が破損等により使用できず、特に給水が必要な場合、給水装置の復旧を待たずに実施する。	1 仮設給水栓の設置 2 住民への給水活動（市へ引き継ぐまで）	住民への給水活動	【東京都水道局震災応急対策計画】	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">応急給水の種別</th> <th rowspan="2">概要</th> <th colspan="2">役割分担</th> </tr> <tr> <th>都</th> <th>市</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> 仮設給水栓による応急給水  仮設給水栓（消火栓等から） </td> <td> 避難所など応急給水計画上の必要な拠点又はメータ下流部の給水装置が破損等により使用できず、特に給水が必要な場合、給水装置の復旧を待たずに実施する。 </td> <td> 1 仮設給水栓の設置  2 住民への給水活動（市へ引き継ぐまで） </td> <td> 住民への給水活動 </td> </tr> </tbody> </table>	応急給水の種別	概要	役割分担		都	市	仮設給水栓による応急給水 仮設給水栓（消火栓等から）	避難所など応急給水計画上の必要な拠点又はメータ下流部の給水装置が破損等により使用できず、特に給水が必要な場合、給水装置の復旧を待たずに実施する。	1 仮設給水栓の設置 2 住民への給水活動（市へ引き継ぐまで）	住民への給水活動
	応急給水の種別	概要			役割分担																						
都			市																								
仮設給水栓による応急給水 仮設給水栓（消火栓等から） ※市へ貸与した資器材を使用する場合	水道局から市へ貸与された資器材を使用し、あらかじめ水道局が指定した避難所や市所有の施設などの応急給水実施場所において、市が水道局へ通水状況等の状況を確認した上で、応急給水を行う。	1 (市からの連絡に伴う)通水状況等の確認	1 水道局へ通水状況等の確認 2 仮設給水栓の設置 3 住民への給水活動																								
	病院、福祉施設及び多量の水が必要となる避難所など応急給水計画上の必要な拠点又はメータ下流部の給水装置が破損等により使用できず、特に給水が必要な場合、給水装置の復旧を待たずに実施する。	1 仮設給水栓の設置 2 住民への給水活動（市へ引き継ぐまで）	住民への給水活動																								
応急給水の種別	概要	役割分担																									
		都	市																								
仮設給水栓による応急給水 仮設給水栓（消火栓等から）	避難所など応急給水計画上の必要な拠点又はメータ下流部の給水装置が破損等により使用できず、特に給水が必要な場合、給水装置の復旧を待たずに実施する。	1 仮設給水栓の設置 2 住民への給水活動（市へ引き継ぐまで）	住民への給水活動																								
(震-241) 第2部 第10章 第2節	(4) 震災時の応急給水の方法 【給水方法】 <table border="1"> <thead> <tr> <th>給水方法</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>拠点給水</td> <td>「浄水所」の応急給水エリア内の蛇口等から給水、及び「震災対策用応急給水施設」に給水用資器材を設置して給水する。</td> </tr> <tr> <td>運搬給水</td> <td>「浄水所」に配備されている給水タンクを活用し、車両により、飲料水を避難所等に輸送し給水する。</td> </tr> <tr> <td>仮設給水</td> <td>復旧した配水管に仮設給水栓を設置して給水する。また消火栓等を利用した応急給水により給水する。</td> </tr> </tbody> </table>	給水方法	内容	拠点給水	「浄水所」の応急給水エリア内の蛇口等から給水、及び「震災対策用応急給水施設」に給水用資器材を設置して給水する。	運搬給水	「浄水所」に配備されている給水タンクを活用し、車両により、飲料水を避難所等に輸送し給水する。	仮設給水	復旧した配水管に仮設給水栓を設置して給水する。また消火栓等を利用した応急給水により給水する。	(4) 震災時の応急給水の方法 【給水方法】 <table border="1"> <thead> <tr> <th>給水方法</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>拠点給水</td> <td>「浄水所」、「震災対策用応急給水施設」に仮設給水栓を設置して給水する。</td> </tr> <tr> <td>運搬給水</td> <td>「浄水所」に配備されている給水タンクを活用し、車両により、飲料水を避難所等に輸送し給水する。</td> </tr> <tr> <td>仮設給水</td> <td>復旧した配水管に仮設給水栓を設置して給水する。また消火栓等を利用した応急給水により給水する。</td> </tr> </tbody> </table>	給水方法	内容	拠点給水	「浄水所」、「震災対策用応急給水施設」に仮設給水栓を設置して給水する。	運搬給水	「浄水所」に配備されている給水タンクを活用し、車両により、飲料水を避難所等に輸送し給水する。	仮設給水	復旧した配水管に仮設給水栓を設置して給水する。また消火栓等を利用した応急給水により給水する。									
	給水方法	内容																									
拠点給水	「浄水所」の応急給水エリア内の蛇口等から給水、及び「震災対策用応急給水施設」に給水用資器材を設置して給水する。																										
運搬給水	「浄水所」に配備されている給水タンクを活用し、車両により、飲料水を避難所等に輸送し給水する。																										
仮設給水	復旧した配水管に仮設給水栓を設置して給水する。また消火栓等を利用した応急給水により給水する。																										
給水方法	内容																										
拠点給水	「浄水所」、「震災対策用応急給水施設」に仮設給水栓を設置して給水する。																										
運搬給水	「浄水所」に配備されている給水タンクを活用し、車両により、飲料水を避難所等に輸送し給水する。																										
仮設給水	復旧した配水管に仮設給水栓を設置して給水する。また消火栓等を利用した応急給水により給水する。																										
(震-243) 第2部 第10章 第2節	1 多様なニーズへの対応 ○ 被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化し、多様化すると考えられる。また、要配慮者、女性、子ども等避難者の特性によって必要となる物資は異なる。	1 多様なニーズへの対応 ○ 被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化し、多様化すると考えられる。また、災害時要援護者、女性、子ども等避難者の特性によって必要となる物資は異なる。																									



<p>(震-245) 第2部 第10章 第2節</p>	<p>5 物資の輸送</p> <p>【陸上搬送概念図】</p>	<p>5 物資の輸送</p> <p>【陸上搬送概念図】</p>
<p>(震-247) 第2部 第11章 第2節</p>	<p>3 放射線等使用施設の安全化</p> <p>3-1 国</p> <p>○ 放射線等使用施設については、国（<u>原子力規制委員会</u>）が、「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」に基づき、R I（ラジオ・アイソトープ）（※）の使用、販売、廃棄等に関する安全体制を整備するとともに、立入検査の実施による安全確保の強化、平常時はもとより震災時においても監視体制がとれるよう各種の安全予防対策を講じる。</p>	<p>3 放射線等使用施設の安全化</p> <p>3-1 国</p> <p>○ 放射線等使用施設については、国（<u>文部科学省</u>）が、「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」に基づき、R I（ラジオ・アイソトープ）（※）の使用、販売、廃棄等に関する安全体制を整備するとともに、立入検査の実施による安全確保の強化、平常時はもとより震災時においても監視体制がとれるよう各種の安全予防対策を講じる。</p>
<p>(震-249) 第2部 第11章 第2節</p>	<p>2 放射線等使用施設の応急措置</p> <p>○ 放射性同位元素使用者等は、放射性同位元素又は放射線発生装置に関し、放射線障害が発生するおそれがある場合、又は放射線障害が発生した場合においては、「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」に基づいて定められた基準に従い、直ちに応急の措置を講じ、<u>原子力規制委員会</u>に報告する。</p>	<p>2 放射線等使用施設の応急措置</p> <p>○ 放射性同位元素使用者等は、放射性同位元素又は放射線発生装置に関し、放射線障害が発生するおそれがある場合、又は放射線障害が発生した場合においては、「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」に基づいて定められた基準に従い、直ちに応急の措置を講じ、<u>文部科学大臣</u>に報告する。</p>

<p>(震-251) 第2部 第11章 第2節</p>	<p>1 保健医療活動</p> <p>【機関別の役割】</p> <table border="1" data-bbox="338 180 1182 368"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>対 策 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市</td> <td>○ 健康相談に関する窓口の設置 ○ 外部被ばく線量等の測定</td> </tr> <tr> <td>都</td> <td>○ 健康相談に関する窓口の設置等 ○ 多摩府中保健所等において外部被ばく線量等の測定</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	対 策 内 容	市	○ 健康相談に関する窓口の設置 ○ 外部被ばく線量等の測定	都	○ 健康相談に関する窓口の設置等 ○ 多摩府中保健所等において外部被ばく線量等の測定	<p>1 保健医療活動</p> <p>【機関別の役割】</p> <table border="1" data-bbox="1216 180 2060 355"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>対 策 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市</td> <td>○ 健康相談に関する窓口の設置</td> </tr> <tr> <td>都</td> <td>○ 健康相談に関する窓口の設置等 ○ 多摩府中保健所等において外部被ばく線量等の測定</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	対 策 内 容	市	○ 健康相談に関する窓口の設置	都	○ 健康相談に関する窓口の設置等 ○ 多摩府中保健所等において外部被ばく線量等の測定
機 関 名	対 策 内 容													
市	○ 健康相談に関する窓口の設置 ○ 外部被ばく線量等の測定													
都	○ 健康相談に関する窓口の設置等 ○ 多摩府中保健所等において外部被ばく線量等の測定													
機 関 名	対 策 内 容													
市	○ 健康相談に関する窓口の設置													
都	○ 健康相談に関する窓口の設置等 ○ 多摩府中保健所等において外部被ばく線量等の測定													
<p>(震-252) 第2部 第12章 第2節</p>	<p>対策の方針</p> <p>市は、建築物の危険性を迅速に調査し、市民の安全を確保するため、被災建築物応急危険度判定を実施するとともに、自己の資力で再建又は応急修理ができない被災者等を対象に、応急仮設住宅の設営及び居住に供するための最小限の応急修理を実施し、被災者の住居を確保し、生活の安定を図る。</p>	<p>対策の方針</p> <p>市は、建築物の危険性を迅速に調査し、市民の安全を確保するため、被災建築物応急危険度判定を実施するとともに、自己の資力で再建又は応急修理ができない被災者を対象に、応急仮設住宅の設営及び居住に供するための最小限の応急修理を実施し、被災者の住居を確保し、生活の安定を図る。</p>												
<p>(震-255) 第2部 第12章 第2節</p>	<p>2-1 災害用トイレの確保</p> <p>○ 避難者75人当たり1基の災害用トイレの確保に努める。</p> <p>(1) 市</p> <p>○ 仮設トイレ以外の携帯トイレや簡易トイレ等も確保する。また要配慮者に配慮した専用トイレ(洋式トイレ等)の備蓄を検討するとともに、強固な構造のトイレや防犯性の高いトイレ等の備蓄により、利用者の利便性を確保する。</p>	<p>2-1 災害用トイレの確保</p> <p>○ 避難者75人当たり1基の災害用トイレの確保に努める。</p> <p>(1) 市</p> <p>○ 仮設トイレ以外の携帯トイレや簡易トイレ等も確保する。また災害時要援護者に配慮した専用トイレ(洋式トイレ等)の備蓄を検討するとともに、強固な構造のトイレや防犯性の高いトイレ等の備蓄により、利用者の利便性を確保する。</p>												

<p>(震-256)</p> <p>第2部 第12章 第2節</p>	<p>3 ごみ処理</p> <p>【機関別の役割】</p> <table border="1" data-bbox="365 153 1176 432"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>対 策 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 所管区域内の廃棄物関連施設や運搬車等の現況を把握し、施設の耐震化の促進や不足が想定されるマンパワーや資機材に対する備えを検証、確保</li> <li>○ 市は、都和協力して、処理機能の確保策に関してマニュアルに示す等の見直しを行うことで、ごみ処理体制の構築を促進</li> <li>○ 市は、ごみ収集業務委託業者と災害時のごみ収集等に協力を得られるよう平常時より協議</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	対 策 内 容	市	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 所管区域内の廃棄物関連施設や運搬車等の現況を把握し、施設の耐震化の促進や不足が想定されるマンパワーや資機材に対する備えを検証、確保</li> <li>○ 市は、都和協力して、処理機能の確保策に関してマニュアルに示す等の見直しを行うことで、ごみ処理体制の構築を促進</li> <li>○ 市は、ごみ収集業務委託業者と災害時のごみ収集等に協力を得られるよう平常時より協議</li> </ul>	<p>3 ごみ処理</p> <p>【機関別の役割】</p> <table border="1" data-bbox="1261 153 2051 493"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>対 策 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 所管区域内の廃棄物関連施設や運搬車等の現況を把握し、施設の耐震化の促進や不足が想定されるマンパワーや資機材に対する備えを検証、確保</li> <li>○ <u>災害等により排出される大量のごみを迅速に処理し、被災地の環境衛生を確保</u></li> <li>○ 市は、都和協力して、処理機能の確保策に関してマニュアルに示す等の見直しを行うことで、ごみ処理体制の構築を促進</li> <li>○ 市は、ごみ収集業務委託業者と災害時のごみ収集等に協力を得られるよう平常時より協議</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	対 策 内 容	市	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 所管区域内の廃棄物関連施設や運搬車等の現況を把握し、施設の耐震化の促進や不足が想定されるマンパワーや資機材に対する備えを検証、確保</li> <li>○ <u>災害等により排出される大量のごみを迅速に処理し、被災地の環境衛生を確保</u></li> <li>○ 市は、都和協力して、処理機能の確保策に関してマニュアルに示す等の見直しを行うことで、ごみ処理体制の構築を促進</li> <li>○ 市は、ごみ収集業務委託業者と災害時のごみ収集等に協力を得られるよう平常時より協議</li> </ul>
機 関 名	対 策 内 容									
市	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 所管区域内の廃棄物関連施設や運搬車等の現況を把握し、施設の耐震化の促進や不足が想定されるマンパワーや資機材に対する備えを検証、確保</li> <li>○ 市は、都和協力して、処理機能の確保策に関してマニュアルに示す等の見直しを行うことで、ごみ処理体制の構築を促進</li> <li>○ 市は、ごみ収集業務委託業者と災害時のごみ収集等に協力を得られるよう平常時より協議</li> </ul>									
機 関 名	対 策 内 容									
市	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 所管区域内の廃棄物関連施設や運搬車等の現況を把握し、施設の耐震化の促進や不足が想定されるマンパワーや資機材に対する備えを検証、確保</li> <li>○ <u>災害等により排出される大量のごみを迅速に処理し、被災地の環境衛生を確保</u></li> <li>○ 市は、都和協力して、処理機能の確保策に関してマニュアルに示す等の見直しを行うことで、ごみ処理体制の構築を促進</li> <li>○ 市は、ごみ収集業務委託業者と災害時のごみ収集等に協力を得られるよう平常時より協議</li> </ul>									
<p>(震-268)</p> <p>第2部 第12章 第2節</p>	<p>7-2 道路関係障害物の除去</p> <p>○ 道路上の破損、倒壊等に伴う障害物の除去を行い、交通の確保に努める。障害物の状況報告に基づき、総合的除去対策をたてて必要な指導、調整を行うとともに、所管の路上障害物を除去する。特に、<u>優先啓開道路</u>については最優先に実施する。</p>	<p>7-2 道路関係障害物の除去</p> <p>○ 道路上の破損、倒壊等に伴う障害物の除去を行い、交通の確保に努める。障害物の状況報告に基づき、総合的除去対策をたてて必要な指導、調整を行うとともに、所管の路上障害物を除去する。特に、<u>緊急輸送道路</u>については最優先に実施する。</p>								
<p>(震-273)</p> <p>第2部 第12章 第2節</p>	<p>10-1 役割</p> <p>【手順】</p>  <pre> graph LR     Tokyo["東京都 災害対策本部 災害救助法の適用 災害救助担当部局"]     Fuchu["府中市 災害対策本部 災害救助担当部局"]     Tokyo -- "被害状況等の情報提供" --&gt; Fuchu     Fuchu -- "救助・権限の委任 通知・公示" --&gt; Tokyo     Tokyo -- "応援職員の派遣" --&gt; Fuchu   </pre>	<p>10-1 役割</p> <p>【手順】</p>  <pre> graph LR     Pref["被災都道府県 災害対策本部 災害救助法の適用 災害救助担当部局"]     Fuchu["府中市 災害対策本部 災害救助担当部局"]     Pref -- "被害状況等の情報提供" --&gt; Fuchu     Fuchu -- "救助・権限の委任 通知・公示" --&gt; Pref     Pref -- "応援職員の派遣" --&gt; Fuchu   </pre>								

<p>(震-273) 第2部 第12章 第2節</p>	<p>10-3 「災害救助法」の適用手続 (1) 適用要請 ○ 災害の事態が急迫して、都知事による救助の実施を待つことができないときは、市本部長は、「災害救助法」の規定による救助に着手し、その状況を直ちに都知事に報告し、その後の処置に関して都知事の<u>指示</u>を受ける。</p>	<p>10-3 「災害救助法」の適用手続 (1) 適用要請 ○ 災害の事態が急迫して、都知事による救助の実施を<u>持つ</u>ことができないときは、市本部長は、「災害救助法」の規定による救助に着手し、その状況を直ちに都知事に報告し、その後の処置に関して都知事の<u>指揮</u>を受ける。</p>													
<p>(震-274) 第2部 第12章 第2節</p>	<p>(2) 要請手続 ○ 市長が「災害救助法」の適用を都知事に要請する場合は、都（<u>総合防災部</u>）に対し、次に掲げる事項について要請する。</p>	<p>(2) 要請手続 ○ 市長が「災害救助法」の適用を都知事に要請する場合は、都（<u>災害対策部</u>）に対し、次に掲げる事項について要請する。</p>													
<p>(震-277) 第2部 第12章 第2節</p>	<p>1-2 応急修理の方法 (1) 修理 ○ 都が、<u>一般社団法人東京建設業協会</u>のあっせんする建設業者により、応急修理を行う業者のリストを作成し、市はリストより業者を指定し、居室、炊事場、トイレ等生活上欠くことのできない部分の修理を行う。</p>	<p>1-2 応急修理の方法 (1) 修理 ○ 都が、<u>社団法人東京建設業協会</u>のあっせんする建設業者により、応急修理を行う業者のリストを作成し、市はリストより業者を指定し、居室、炊事場、トイレ等生活上欠くことのできない部分の修理を行う。</p>													
<p>(震-279) 第2部 第12章 第2節</p>	<p>【建設する仮設住宅】</p> <table border="1" data-bbox="347 959 1184 1433"> <thead> <tr> <th>事 項</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">建設予定地の確保</td> <td>○ 市は、あらかじめ次の点を考慮の上、建設予定地を定める。 ア 避難場所等の利用の有無 イ 浸水、崖崩れ等の危険がないこと ウ 飲料水、電気、ガス等が得やすく、保健衛生上も良好なこと エ 児童生徒の通学やその他の生活建直し上の便宜を考慮し可能な限り、被災者の生活圏内にあること オ 交通の便がよいこと カ 公有地であること キ 敷地が広いこと <u>ク 接道及び用地の整備状況</u></td> </tr> <tr> <td>○ 都は、常に最新の建設予定地の状況を把握しておくために、年1回市から報告を求める。</td> </tr> <tr> <td>○ 都は、市から建設予定地の報告を受けた際、東京消防庁に情報を提供する。</td> </tr> <tr> <td></td> </tr> </tbody> </table>	事 項	内 容	建設予定地の確保	○ 市は、あらかじめ次の点を考慮の上、建設予定地を定める。 ア 避難場所等の利用の有無 イ 浸水、崖崩れ等の危険がないこと ウ 飲料水、電気、ガス等が得やすく、保健衛生上も良好なこと エ 児童生徒の通学やその他の生活建直し上の便宜を考慮し可能な限り、被災者の生活圏内にあること オ 交通の便がよいこと カ 公有地であること キ 敷地が広いこと <u>ク 接道及び用地の整備状況</u>	○ 都は、常に最新の建設予定地の状況を把握しておくために、年1回市から報告を求める。	○ 都は、市から建設予定地の報告を受けた際、東京消防庁に情報を提供する。		<p>【建設する仮設住宅】</p> <table border="1" data-bbox="1227 959 2058 1394"> <thead> <tr> <th>事 項</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">建設予定地の確保</td> <td>○ 市は、あらかじめ次の点を考慮の上、建設予定地を定める。 ア 避難場所等の利用の有無 イ 浸水、崖崩れ等の危険がないこと ウ 飲料水、電気、ガス等が得やすく、保健衛生上も良好なこと エ 児童生徒の通学やその他の生活建直し上の便宜を考慮し可能な限り、被災者の生活圏内にあること オ 交通の便がよいこと カ 公有地であること キ 敷地が広いこと</td> </tr> <tr> <td>○ 都は、常に最新の建設予定地の状況を把握しておくために、年1回市から報告を求める。</td> </tr> <tr> <td>○ 都は、市から建設予定地の報告を受けた際、東京消防庁に情報を提供する。</td> </tr> </tbody> </table>	事 項	内 容	建設予定地の確保	○ 市は、あらかじめ次の点を考慮の上、建設予定地を定める。 ア 避難場所等の利用の有無 イ 浸水、崖崩れ等の危険がないこと ウ 飲料水、電気、ガス等が得やすく、保健衛生上も良好なこと エ 児童生徒の通学やその他の生活建直し上の便宜を考慮し可能な限り、被災者の生活圏内にあること オ 交通の便がよいこと カ 公有地であること キ 敷地が広いこと	○ 都は、常に最新の建設予定地の状況を把握しておくために、年1回市から報告を求める。	○ 都は、市から建設予定地の報告を受けた際、東京消防庁に情報を提供する。
事 項	内 容														
建設予定地の確保	○ 市は、あらかじめ次の点を考慮の上、建設予定地を定める。 ア 避難場所等の利用の有無 イ 浸水、崖崩れ等の危険がないこと ウ 飲料水、電気、ガス等が得やすく、保健衛生上も良好なこと エ 児童生徒の通学やその他の生活建直し上の便宜を考慮し可能な限り、被災者の生活圏内にあること オ 交通の便がよいこと カ 公有地であること キ 敷地が広いこと <u>ク 接道及び用地の整備状況</u>														
	○ 都は、常に最新の建設予定地の状況を把握しておくために、年1回市から報告を求める。														
	○ 都は、市から建設予定地の報告を受けた際、東京消防庁に情報を提供する。														
事 項	内 容														
建設予定地の確保	○ 市は、あらかじめ次の点を考慮の上、建設予定地を定める。 ア 避難場所等の利用の有無 イ 浸水、崖崩れ等の危険がないこと ウ 飲料水、電気、ガス等が得やすく、保健衛生上も良好なこと エ 児童生徒の通学やその他の生活建直し上の便宜を考慮し可能な限り、被災者の生活圏内にあること オ 交通の便がよいこと カ 公有地であること キ 敷地が広いこと														
	○ 都は、常に最新の建設予定地の状況を把握しておくために、年1回市から報告を求める。														
	○ 都は、市から建設予定地の報告を受けた際、東京消防庁に情報を提供する。														

<p>(震-280) 第2部 第12章 第2節</p>	<p>2-5 応急仮設住宅の管理及び入居期間 ○ 応急仮設住宅の入居期間は、<u>内閣総理大臣</u>が定める基準に従い、あらかじめ知事が定める。</p>	<p>2-5 応急仮設住宅の管理及び入居期間 ○ 応急仮設住宅の入居期間は、<u>厚生労働大臣</u>が定める基準に従い、あらかじめ知事が定める。</p>
<p>(震-284) 第2部 第12章 第2節</p>	<p>6-2 被災者生活再建支援制度 ○ 都は、自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた者に対して、都道府県が<u>相互扶助の観点から</u>拠出した基金を活用して、被災者生活再建支援金を支給する。</p>	<p>6-2 被災者生活再建支援制度 ○ 都は、自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた者に対して、都道府県が拠出した基金を活用して、被災者生活再建支援金を支給する。</p>
<p>(震-284) 第2部 第12章 第2節</p>	<p>(2) 対象世帯 ○ 支給対象となる世帯は、居住する住宅が以下の①から④のいずれかの状態にあるものとする。 ① 住宅が全壊した世帯 ② 住宅が半壊し、<u>又は住宅の敷地に被害が生じ、倒壊防止等のやむを得ない事由により住宅を解体した世帯</u> ③ <u>災害による危険な状態</u>が継続し、長期にわたり居住不可能な状態が継続することが見込まれる世帯 ④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難である世帯（大規模半壊世帯）</p>	<p>(2) 対象世帯 ○ 支給対象となる世帯は、居住する住宅が以下の①から④のいずれかの状態にあるものとする。 ① 住宅が全壊した世帯 ② 住宅が半壊し、倒壊防止等のやむを得ない事由により住宅を解体した世帯 ③ 災害が継続し、長期にわたり居住不可能な状態が継続することが見込まれる世帯 ④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難である世帯（大規模半壊世帯）</p>
<p>(震-284) 第2部 第12章 第2節</p>	<p>(3) 支給要件及び支給内容 ① 都は、区域内において、被災世帯となった世帯の世帯主に対し、世帯主の申請に基づき、支援金の支給を行う。 ② 被災世帯（被災世帯であって自然災害の発生時においてその属する者の数が一である世帯（以下「単数世帯」という。）を除く。）の世帯主に対する支援金（基礎支援金）の支給額は、100万円（大規模半壊世帯は、50万円）に、以下の表に示す被災世帯の住宅再建の態様に応じた支給額（加算支援金）を加えた額とする。</p>	<p>(3) 支給要件及び支給内容 ① 都は、区域内において、被災世帯となった世帯の世帯主に対し、世帯主の申請に基づき、支援金の支給を行う。 ② 被災世帯（被災世帯であって自然災害の発生時においてその属する者の数が一である世帯（以下「単数世帯」という。）を除く。）の世帯主に対する支援金（基礎支援金）の支給額は、100万円（大規模半壊世帯は、50万円）に、以下の表に示す被災世帯の住宅再建の態様に応じた支給額（加算支援金）を加えた額とする。</p>

<p>(震-285) 第2部 第12章 第2節</p>	<p>(4) 支援金の支給申請</p> <p>① 申請窓口 市</p> <p>② 申請時の添付書面 基礎支援金：り災証明書、住民票等 加算支援金：契約書（住宅の購入、賃貸等）の写し等</p> <p>③ 申請期間 基礎支援金：災害発生日から13月以内 加算支援金：災害発生日から37月以内</p>	<p>(4) 支援金の支給申請</p> <p>① 申請窓口 市</p> <p>② 申請時の添付書面 基礎支援金：り災証明書、住民票等 加算支援金：契約書（住宅の購入、賃貸等）等</p> <p>③ 申請期間 基礎支援金：災害発生日から13月以内 加算支援金：災害発生日から37月以内</p>
<p>(震-286) 第2部 第12章 第2節</p>	<p>8 中小企業への融資あっせん</p> <p>○ 災害により、被害を受けた中小企業及びその組合に対し、都及び政府系金融機関は、事業の復旧に必要な資金の融資等を行い、災害からの痛手を軽減し、事業の安定を図ることとなっている。市生活環境部長は、災害時において、これらの融資制度について、PRを行う。</p>	<p>8 中小企業への融資あっせん</p> <p>○ 災害により、被害を受けた中小企業及びその組合に対し、都及び政府系金融機関は、事業の復旧に必要な資金の融資を行い、災害からの痛手を軽減し、事業の安定を図ることとなっている。市生活環境部長は、災害時において、これらの融資制度について、PRを行う。</p>
<p>(震-293) 第2部 第12章 第2節</p>	<p>12 応急福祉</p> <p>○ 被災者のうち、恒常的に福祉サービスや援護を必要とする<u>避難行動要支援者</u>に対して、サービスの継続、援助を迅速に行い、保護を図る。</p> <p>12-1 <u>避難行動要支援者</u>に対する援助</p> <p>○ <u>避難行動要支援者</u>に対し優先的に飲料水等、日常生活に必要な品目の補給支援に努める。また、ボランティア等確保の情報提供を行い、マンパワー確保に助力する。</p> <p>12-2 <u>避難行動要支援者</u>の把握</p> <p>○ <u>避難行動要支援者</u>については、安否確認等、福祉活動に必要な事項をまとめたリスト等を作成し、災害時でもできる限り通常の福祉活動が実施できるような体制を確立する。</p>	<p>12 応急福祉</p> <p>○ 被災者のうち、恒常的に福祉サービスや援護を必要とする<u>災害時要援護者</u>に対して、サービスの継続、援助を迅速に行い、保護を図る。</p> <p>12-1 <u>要援護者</u>に対する援助</p> <p>○ <u>災害時要援護者</u>に対し優先的に飲料水等、日常生活に必要な品目の補給支援に努める。また、ボランティア等確保の情報提供を行い、マンパワー確保に助力する。</p> <p>12-2 <u>要援護者</u>の把握</p> <p>○ <u>災害時要援護者</u>については、安否確認等、福祉活動に必要な事項をまとめたリスト等を作成し、災害時でもできる限り通常の福祉活動が実施できるような体制を確立する。</p>

<p>(震-294) 第2部 第12章 第2節</p>	<p>13-1 都の雇上計画 (1) 雇上方法 ○ 労働者の雇上げは、公共職業安定所（労働出張所）及び（公財）城北労働・福祉センターと協力し、雑務・土工類似の労働に耐えられる能力のある者を迅速、確実に雇上げる。</p>	<p>13-1 都の雇上計画 (1) 雇上方法 ○ 労働者の雇上げは、公共職業安定所（労働出張所）及び（財）城北労働・福祉センターと協力し、雑務・土工類似の労働に耐えられる能力のある者を迅速、確実に雇上げる。</p>
<p>(震-294) 第2部 第12章 第2節</p>	<p>13-2 労務供給手続 ○ 市は、所要人員を一括して東京労働局及び（公財）城北労働・福祉センターに労務供給の要請をする。</p>	<p>13-2 労務供給手続 ○ 市は、所要人員を一括して東京労働局及び（財）城北労働・福祉センターに労務供給の要請をする。</p>
<p>(震-296) 第2部 第12章 第2節</p>	<p>【手順】</p> <p>The flowchart illustrates the disaster relief procedures. At the top, the National Government (内閣府 防炎担当) and the Red Cross (日本赤十字社) are shown. The National Government provides disaster status information, staff deployment, and implementation status to Tokyo. Tokyo, in turn, provides disaster status information, emergency relief implementation, and disaster relief headquarters information to the affected prefectures (被災都道府県). The affected prefectures provide disaster status information, staff deployment, and implementation status to the national government. The affected prefectures also provide disaster status information, emergency relief implementation, and disaster relief headquarters information to the affected municipalities (府中市). The affected municipalities provide disaster status information, emergency relief implementation, and disaster relief headquarters information to the affected prefectures. The affected municipalities also provide disaster status information, emergency relief implementation, and disaster relief headquarters information to the disaster-stricken residents (被災住民). The affected municipalities also provide disaster status information, emergency relief implementation, and disaster relief headquarters information to the local residents (地域住民). The affected municipalities also provide disaster status information, emergency relief implementation, and disaster relief headquarters information to the disaster-stricken residents (被災住民). The affected municipalities also provide disaster status information, emergency relief implementation, and disaster relief headquarters information to the local residents (地域住民).</p>	

<p>(震-306)</p> <p>第3部 第2章 第2節</p>	<p>1 府中市災害復興計画の策定</p> <p>○ 府中市災害復興本部長は「府中市災害復興基本方針」に基づき、復興に係る市政の最上位の計画として、「府中市災害復興計画」を策定する。</p> <p><u>※ 国が、大規模災害からの復興に関する法律に基づき、復興基本方針を定めた場合には、市の震災復興計画を、復興法第10条に基づく復興計画として位置付け、国の復興基本方針及び都の復興方針に即して定めるものとする。</u></p>	<p>1 府中市災害復興計画の策定</p> <p>○ 府中市災害復興本部長は「府中市災害復興基本方針」に基づき、復興に係る市政の最上位の計画として、「府中市災害復興計画」を策定する。</p>
<p>(風-5)</p> <p>第2部 第1章</p>	<p>2 崖（はけ）及び擁壁等の安全化</p> <p>○ 市では崖崩れ、出水等による危険箇所を常に把握し、これらの区域に建築物や擁壁等を設ける場合は、「建築基準法（昭和25年法律第201号）」、同法関係法令及び「東京都建築安全条例（昭和25年東京都条例第89号）」に基づいて防災上の見地から指導を行い、風水害の防止に努める。</p> <p>○ <u>府中市内における急傾斜地崩壊危険箇所は、平成15年度の「土砂災害警戒区域等における土砂災害防災対策の推進に関する法律（平成12年法律57号）」に基づく基礎調査により、自然斜面6か所、人工斜面2か所の合計8か所である。都は、災害の発生を未然に防止するため、法律に基づき、急傾斜地崩壊危険区域を指定し、行為の制限、改善命令などの措置を取るとともに、崩壊防止工事を行う。</u></p> <p><u>（資料18 「土砂災害危険箇所図」）</u></p>	<p>2 崖（はけ）及び擁壁等の安全化</p> <p>○ 市では崖崩れ、出水等による危険箇所を常に把握し、これらの区域に建築物や擁壁等を設ける場合は、「建築基準法（昭和25年法律第201号）」、同法関係法令及び「東京都建築安全条例（昭和25年東京都条例第89号）」に基づいて防災上の見地から指導を行い、風水害の防止に努める。</p>
<p>(風-6)</p> <p>第2部 第1章</p>	<p>3-2 平常時からの情報共有</p> <p>○ 市は土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域を都知事より指定を受けた場合（平成25年3月現在未指定）、その土砂災害警戒区域や避難所、又は災害のおそれがある場合に伝達する情報等について、ハザードマップ等により、その内容や入手先を市民へ説明会等で事前に周知することに努める。</p> <p>○ 住民が降雨時に自ら避難の判断をするため、市の情報だけでは</p>	<p>3-2 平常時からの情報共有</p> <p>○ 市は土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域を都知事より指定を受けた場合（平成25年3月現在未指定）、その土砂災害警戒区域や避難所、又は災害のおそれがある場合に伝達する情報等について、ハザードマップ等により、その内容や入手先を市民へ説明会等で事前に周知することに努める。</p> <p>○ 住民が降雨時に自ら避難の判断をするため、市の情報だけでは</p>



	<p>なく、自ら周囲の状況等の把握及び共有化に努めることを、事前に住民に周知することに努める。</p> <p>○ <u>市は、土砂災害のおそれのある箇所に立地する施設等を把握し、防災関係機関や自主防災組織等と連携し、土砂災害を対象とした防災訓練の実施やその支援を行うことにより、避難体制の強化に努める。</u></p>	<p>なく、自ら周囲の状況等の把握及び共有化に努めることを、事前に住民に周知することに努める。</p>
(風-6) 第2部 第1章	<p>3-3 土砂災害警戒情報</p> <p>(1) 土砂災害警戒情報</p> <p>○ 市や住民等に必要な防災情報を効果的に提供し、迅速かつ適切な防災対応を支援していくために、<u>土砂災害防止法</u>に基づき都と気象庁が共同して発表する情報である。</p>	<p>3-3 土砂災害警戒情報</p> <p>(1) 土砂災害警戒情報</p> <p>○ 市や住民等に必要な防災情報を効果的に提供し、迅速かつ適切な防災対応を支援していくために、<u>災害対策基本法</u>に基づき都と気象庁が共同して発表する情報である。</p>
(風-7) 第2部 第1章	<p>3-6 避難勧告等の発令</p>	<p>3-6 緊急避難勧告等の発令</p>
(風-8) 第2部 第1章	<p>4-4 地下空間への浸水被害対策</p> <p>(1) 浸水被害が大きい流域、浸水被害に脆弱な地域等における対策</p> <p>○ 市は都と連携し、条例・要綱等の活用により適切な地下空間の利用の誘導方策を検討する。また、地下空間管理者に対し、都が策定した「<u>地下空間浸水対策ガイドライン</u>」を参考に、地下空間の浸水への対策を推進するよう努める。</p>	<p>4-4 地下空間への浸水被害対策</p> <p>(1) 浸水被害が大きい流域、浸水被害に脆弱な地域等における対策</p> <p>○ 市は都と連携し、条例・要綱等の活用により適切な地下空間の利用の誘導方策を検討する。また、地下空間管理者に対し、都が策定中の「<u>地下空間浸水対策ガイドライン</u>」を参考に、地下空間の浸水への対策を推進するよう努める。</p>
(風-11) 第2部 第1章	<p>5-5 洪水ハザードマップの作成</p> <p>(1) 洪水ハザードマップの作成</p> <p>② 防災上の課題の検討・整理</p> <p>府中市洪水ハザードマップの作成の検討過程から明らかになった防災上の課題を抽出・整理する。例えば、避難手段、避難場所、避難ルート、情報伝達体制、伝達手段、<u>要配慮者の避難</u>、ライフライン等に関する課題を整理する。</p>	<p>5-5 洪水ハザードマップの作成</p> <p>(1) 洪水ハザードマップの作成</p> <p>② 防災上の課題の検討・整理</p> <p>府中市洪水ハザードマップの作成の検討過程から明らかになった防災上の課題を抽出・整理する。例えば、避難手段、避難場所、避難ルート、情報伝達体制、伝達手段、<u>災害時要援護者の避難</u>、ライフライン等に関する課題を整理する。</p>

	<p>【洪水ハザードマップの内容】</p> <table border="1" data-bbox="367 145 1171 472"> <thead> <tr> <th>内 容</th> <th>活 用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○ 浸水実績、浸水予想区域及び浸水深</td> <td>○ 住民に事前配布し、日常から防災意識の高揚、水害時の避難行動の迅速かつ円滑化を図る。</td> </tr> <tr> <td>○ 避難場所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>○ 避難ルート</td> <td></td> </tr> <tr> <td>○ 危険箇所(道路冠水常襲箇所等)</td> <td>○ 水防計画や避難計画の検討基礎資料とし、行政機関の水防活動指示、避難勧告発令、避難誘導等を支援する。</td> </tr> <tr> <td>○ <u>要配慮者</u>関係施設(病院、福祉施設、学校等)</td> <td>○ 土地利用の誘導、住まい方・建築様式等の判断材料とし、耐水型まちづくりの基礎資料の一つとして活用する。</td> </tr> <tr> <td>○ 防災関係機関(役場、ライフライン管理者、報道関係等)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>○ 防災関係施設(水防倉庫等)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 「府中市地域防災計画」等への活用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市は、作成した洪水ハザードマップを「府中市地域防災計画」等に活用する。</li> <li>○ 市は、浸水想定区域内の地下施設や<u>要配慮者</u>が利用する施設等の名称、所在地を把握する。</li> </ul>	内 容	活 用	○ 浸水実績、浸水予想区域及び浸水深	○ 住民に事前配布し、日常から防災意識の高揚、水害時の避難行動の迅速かつ円滑化を図る。	○ 避難場所		○ 避難ルート		○ 危険箇所(道路冠水常襲箇所等)	○ 水防計画や避難計画の検討基礎資料とし、行政機関の水防活動指示、避難勧告発令、避難誘導等を支援する。	○ <u>要配慮者</u> 関係施設(病院、福祉施設、学校等)	○ 土地利用の誘導、住まい方・建築様式等の判断材料とし、耐水型まちづくりの基礎資料の一つとして活用する。	○ 防災関係機関(役場、ライフライン管理者、報道関係等)		○ 防災関係施設(水防倉庫等)		<p>【洪水ハザードマップの内容】</p> <table border="1" data-bbox="1247 145 2051 472"> <thead> <tr> <th>内 容</th> <th>活 用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○ 浸水実績、浸水予想区域及び浸水深</td> <td>○ 住民に事前配布し、日常から防災意識の高揚、水害時の避難行動の迅速かつ円滑化を図る。</td> </tr> <tr> <td>○ 避難場所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>○ 避難ルート</td> <td></td> </tr> <tr> <td>○ 危険箇所(道路冠水常襲箇所等)</td> <td>○ 水防計画や避難計画の検討基礎資料とし、行政機関の水防活動指示、避難勧告発令、避難誘導等を支援する。</td> </tr> <tr> <td>○ <u>災害時要援護者</u>関係施設(病院、福祉施設、学校等)</td> <td>○ 土地利用の誘導、住まい方・建築様式等の判断材料とし、耐水型まちづくりの基礎資料の一つとして活用する。</td> </tr> <tr> <td>○ 防災関係機関(役場、ライフライン管理者、報道関係等)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>○ 防災関係施設(水防倉庫等)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 「府中市地域防災計画」等への活用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市は、作成した洪水ハザードマップを「府中市地域防災計画」等に活用する。</li> <li>○ 市は、浸水想定区域内の地下施設や<u>災害時要援護者</u>が利用する施設等の名称、所在地を把握する。</li> </ul>	内 容	活 用	○ 浸水実績、浸水予想区域及び浸水深	○ 住民に事前配布し、日常から防災意識の高揚、水害時の避難行動の迅速かつ円滑化を図る。	○ 避難場所		○ 避難ルート		○ 危険箇所(道路冠水常襲箇所等)	○ 水防計画や避難計画の検討基礎資料とし、行政機関の水防活動指示、避難勧告発令、避難誘導等を支援する。	○ <u>災害時要援護者</u> 関係施設(病院、福祉施設、学校等)	○ 土地利用の誘導、住まい方・建築様式等の判断材料とし、耐水型まちづくりの基礎資料の一つとして活用する。	○ 防災関係機関(役場、ライフライン管理者、報道関係等)		○ 防災関係施設(水防倉庫等)	
内 容	活 用																																	
○ 浸水実績、浸水予想区域及び浸水深	○ 住民に事前配布し、日常から防災意識の高揚、水害時の避難行動の迅速かつ円滑化を図る。																																	
○ 避難場所																																		
○ 避難ルート																																		
○ 危険箇所(道路冠水常襲箇所等)	○ 水防計画や避難計画の検討基礎資料とし、行政機関の水防活動指示、避難勧告発令、避難誘導等を支援する。																																	
○ <u>要配慮者</u> 関係施設(病院、福祉施設、学校等)	○ 土地利用の誘導、住まい方・建築様式等の判断材料とし、耐水型まちづくりの基礎資料の一つとして活用する。																																	
○ 防災関係機関(役場、ライフライン管理者、報道関係等)																																		
○ 防災関係施設(水防倉庫等)																																		
内 容	活 用																																	
○ 浸水実績、浸水予想区域及び浸水深	○ 住民に事前配布し、日常から防災意識の高揚、水害時の避難行動の迅速かつ円滑化を図る。																																	
○ 避難場所																																		
○ 避難ルート																																		
○ 危険箇所(道路冠水常襲箇所等)	○ 水防計画や避難計画の検討基礎資料とし、行政機関の水防活動指示、避難勧告発令、避難誘導等を支援する。																																	
○ <u>災害時要援護者</u> 関係施設(病院、福祉施設、学校等)	○ 土地利用の誘導、住まい方・建築様式等の判断材料とし、耐水型まちづくりの基礎資料の一つとして活用する。																																	
○ 防災関係機関(役場、ライフライン管理者、報道関係等)																																		
○ 防災関係施設(水防倉庫等)																																		
<p>(風-12) 第2部 第1章</p>	<p>(3) 迅速かつ正確な情報収集及び伝達</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市は、<u>要配慮者</u>が利用する施設等に対し、洪水予報等の伝達を確実にを行うとともに、地下施設管理者や住民等が必要としている情報をテレビ、ラジオ等マスメディアを通じ、情報を迅速に提供する等、マスコミ等との連携の強化を図る。</li> </ul>	<p>(3) 迅速かつ正確な情報収集及び伝達</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市は、<u>災害時要援護者</u>が利用する施設等に対し、洪水予報等の伝達を確実にを行うとともに、地下施設管理者や住民等が必要としている情報をテレビ、ラジオ等マスメディアを通じ、情報を迅速に提供する等、マスコミ等との連携の強化を図る。</li> </ul>																																

<p>(風-13) 第2部 第2章</p>	<p>1-1 道路施設</p> <p>○ 各機関の予防対策は、次のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>事業計画</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市</td> <td>○ 管理する道路について、利用者の安全確保を図るため、道路の強化及び必要な防災施設の整備を行う。</td> </tr> <tr> <td>都</td> <td>1 道路 ○ 道路施設について、日常点検や5年に1度行っている定期点検を基に健全度を把握し、日常の維持管理及び補修・補強事業を実施する。 2 橋りょう ○ 全橋りょうについて日常点検や5年に1度行っている定期点検等を基に、日常の維持管理及び補修・補強事業を実施する。</td> </tr> <tr> <td>府中警察署</td> <td>○ 風水害による交通信号等の施設の被害を防止し、交通の安全を確保するため、整備を行う。</td> </tr> <tr> <td>中日本高速道路㈱</td> <td>○ 道路及びその付属施設について、日常点検、定期点検等を実施し、道路利用者の安全の確保に努める。 ○ 点検等により、道路及びその付属施設に異常を発見した場合は、速やかに防災工事を実施し、安全の確保に努める。</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	事業計画	市	○ 管理する道路について、利用者の安全確保を図るため、道路の強化及び必要な防災施設の整備を行う。	都	1 道路 ○ 道路施設について、日常点検や5年に1度行っている定期点検を基に健全度を把握し、日常の維持管理及び補修・補強事業を実施する。 2 橋りょう ○ 全橋りょうについて日常点検や5年に1度行っている定期点検等を基に、日常の維持管理及び補修・補強事業を実施する。	府中警察署	○ 風水害による交通信号等の施設の被害を防止し、交通の安全を確保するため、整備を行う。	中日本高速道路㈱	○ 道路及びその付属施設について、日常点検、定期点検等を実施し、道路利用者の安全の確保に努める。 ○ 点検等により、道路及びその付属施設に異常を発見した場合は、速やかに防災工事を実施し、安全の確保に努める。	<p>1-1 道路施設</p> <p>○ 各機関の予防対策は、次のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>事業計画</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市</td> <td>○ 管理する道路について、利用者の安全確保を図るため、道路の強化及び必要な防災施設の整備を行う。</td> </tr> <tr> <td>都</td> <td>1 道路 ○ 道路施設について、日常点検や5年に1度行っている定期点検を基に健全度を把握し、日常の維持管理及び補修・補強事業を実施する。 2 橋りょう ○ 全橋りょうについて日常点検や5年に1度行っている定期点検等を基に、日常の維持管理及び補修・補強事業を実施する。</td> </tr> <tr> <td>府中警察署</td> <td>○ 風水害による交通信号等の施設の被害を防止し、交通の安全を確保するため、整備を行う。</td> </tr> <tr> <td>中日本高速道路</td> <td>○ 道路及びその付属施設について、日常点検、定期点検等を実施し、道路利用者の安全の確保に努める。 ○ 点検等により、道路及びその付属施設に異常を発見した場合は、速やかに防災工事を実施し、安全の確保に努める。</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	事業計画	市	○ 管理する道路について、利用者の安全確保を図るため、道路の強化及び必要な防災施設の整備を行う。	都	1 道路 ○ 道路施設について、日常点検や5年に1度行っている定期点検を基に健全度を把握し、日常の維持管理及び補修・補強事業を実施する。 2 橋りょう ○ 全橋りょうについて日常点検や5年に1度行っている定期点検等を基に、日常の維持管理及び補修・補強事業を実施する。	府中警察署	○ 風水害による交通信号等の施設の被害を防止し、交通の安全を確保するため、整備を行う。	中日本高速道路	○ 道路及びその付属施設について、日常点検、定期点検等を実施し、道路利用者の安全の確保に努める。 ○ 点検等により、道路及びその付属施設に異常を発見した場合は、速やかに防災工事を実施し、安全の確保に努める。
機関名	事業計画																					
市	○ 管理する道路について、利用者の安全確保を図るため、道路の強化及び必要な防災施設の整備を行う。																					
都	1 道路 ○ 道路施設について、日常点検や5年に1度行っている定期点検を基に健全度を把握し、日常の維持管理及び補修・補強事業を実施する。 2 橋りょう ○ 全橋りょうについて日常点検や5年に1度行っている定期点検等を基に、日常の維持管理及び補修・補強事業を実施する。																					
府中警察署	○ 風水害による交通信号等の施設の被害を防止し、交通の安全を確保するため、整備を行う。																					
中日本高速道路㈱	○ 道路及びその付属施設について、日常点検、定期点検等を実施し、道路利用者の安全の確保に努める。 ○ 点検等により、道路及びその付属施設に異常を発見した場合は、速やかに防災工事を実施し、安全の確保に努める。																					
機関名	事業計画																					
市	○ 管理する道路について、利用者の安全確保を図るため、道路の強化及び必要な防災施設の整備を行う。																					
都	1 道路 ○ 道路施設について、日常点検や5年に1度行っている定期点検を基に健全度を把握し、日常の維持管理及び補修・補強事業を実施する。 2 橋りょう ○ 全橋りょうについて日常点検や5年に1度行っている定期点検等を基に、日常の維持管理及び補修・補強事業を実施する。																					
府中警察署	○ 風水害による交通信号等の施設の被害を防止し、交通の安全を確保するため、整備を行う。																					
中日本高速道路	○ 道路及びその付属施設について、日常点検、定期点検等を実施し、道路利用者の安全の確保に努める。 ○ 点検等により、道路及びその付属施設に異常を発見した場合は、速やかに防災工事を実施し、安全の確保に努める。																					
<p>(風-16) 第2部 第4章</p>	<p>1 防災意識の啓発</p> <p>1-1 防災広報の充実</p> <p>(1) 各防災関係機関が行う広報内容の基準</p> <p>⑬ 避難勧告等に関する取扱い(要配慮者向け避難準備情報を含む。)</p>	<p>1 防災意識の啓発</p> <p>1-1 防災広報の充実</p> <p>(1) 各防災関係機関が行う広報内容の基準</p> <p>⑬ 避難勧告等に関する取扱い(災害時要援護者避難向け準備情報を含む。)</p>																				
<p>(風-18) 第2部 第4章</p>	<p>1-3 地域の防災行動力の向上</p> <p>○ 防火防災診断(避難行動要支援者宅を中心に各家庭を訪問し、住宅の防火防災上の安全性の確認や住宅用防災機器等の設置等の指導助言を行うこと)を実施する。</p>	<p>1-3 地域の防災行動力の向上</p> <p>○ 防火防災診断(災害時要援護者宅を中心に各家庭を訪問し、住宅の防火防災上の安全性の確認や住宅用防災機器等の設置等の指導助言を行うこと)を実施する。</p>																				

<p>(風-34)</p> <p>第3部 第3章</p>	<p>(3) 洪水予報河川発表基準水位</p> <table border="1" data-bbox="331 145 1182 387"> <thead> <tr> <th>河川名</th> <th>基準地点</th> <th>所在地</th> <th>水防団 待機水位 (指定水位)</th> <th>氾濫 注意水位 (警戒水位)</th> <th>避難 判断水位</th> <th>氾濫 危険水位</th> <th>計画 高水位</th> <th>零点高</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">多摩川</td> <td>調布橋</td> <td>東京都青梅市 上長淵</td> <td>0.20m</td> <td>1.00m</td> <td><u>1.20m</u></td> <td><u>1.60m</u></td> <td>4.70m</td> <td>A.P.+ 148.500m</td> </tr> <tr> <td>石原</td> <td>東京都調布市多摩 川3丁目</td> <td>4.00m</td> <td>4.30m</td> <td><u>4.30m</u></td> <td><u>4.90m</u></td> <td>5.94m</td> <td>A.P.+ 27.420m</td> </tr> <tr> <td>田園調布 (上)</td> <td>東京都大田区田園 調布</td> <td>4.50m</td> <td>6.00m</td> <td><u>7.60m</u></td> <td><u>8.40m</u></td> <td>10.35m</td> <td>A.P.+ 0.000m</td> </tr> </tbody> </table>	河川名	基準地点	所在地	水防団 待機水位 (指定水位)	氾濫 注意水位 (警戒水位)	避難 判断水位	氾濫 危険水位	計画 高水位	零点高	多摩川	調布橋	東京都青梅市 上長淵	0.20m	1.00m	<u>1.20m</u>	<u>1.60m</u>	4.70m	A.P.+ 148.500m	石原	東京都調布市多摩 川3丁目	4.00m	4.30m	<u>4.30m</u>	<u>4.90m</u>	5.94m	A.P.+ 27.420m	田園調布 (上)	東京都大田区田園 調布	4.50m	6.00m	<u>7.60m</u>	<u>8.40m</u>	10.35m	A.P.+ 0.000m	<p>(3) 洪水予報河川発表基準水位</p> <table border="1" data-bbox="1205 145 2058 403"> <thead> <tr> <th>河川名</th> <th>基準地点</th> <th>所在地</th> <th>水防団 待機水位 (推定水位)</th> <th>氾濫 注意水位 (警戒水位)</th> <th>避難 判断水位 (特別警戒水 位)</th> <th>氾濫 危険水位</th> <th>計画 高水位</th> <th>零点高</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">多摩川</td> <td>調布橋</td> <td>東京都青梅市 上長淵</td> <td>0.20m</td> <td>1.00m</td> <td><u>1.40m</u></td> <td><u>1.90m</u></td> <td>4.70m</td> <td>A.P.+ 148.500m</td> </tr> <tr> <td>石原</td> <td>東京都調布市多摩 川3丁目</td> <td>4.00m</td> <td>4.30m</td> <td><u>4.50m</u></td> <td><u>5.50m</u></td> <td>5.94m</td> <td>A.P.+ 27.420m</td> </tr> <tr> <td>田園調布 (上)</td> <td>東京都大田区田園 調布</td> <td>4.50m</td> <td>6.00m</td> <td><u>7.90m</u></td> <td><u>8.80m</u></td> <td>10.35m</td> <td>A.P.+ 0.000m</td> </tr> </tbody> </table>	河川名	基準地点	所在地	水防団 待機水位 (推定水位)	氾濫 注意水位 (警戒水位)	避難 判断水位 (特別警戒水 位)	氾濫 危険水位	計画 高水位	零点高	多摩川	調布橋	東京都青梅市 上長淵	0.20m	1.00m	<u>1.40m</u>	<u>1.90m</u>	4.70m	A.P.+ 148.500m	石原	東京都調布市多摩 川3丁目	4.00m	4.30m	<u>4.50m</u>	<u>5.50m</u>	5.94m	A.P.+ 27.420m	田園調布 (上)	東京都大田区田園 調布	4.50m	6.00m	<u>7.90m</u>	<u>8.80m</u>	10.35m	A.P.+ 0.000m
河川名	基準地点	所在地	水防団 待機水位 (指定水位)	氾濫 注意水位 (警戒水位)	避難 判断水位	氾濫 危険水位	計画 高水位	零点高																																																														
多摩川	調布橋	東京都青梅市 上長淵	0.20m	1.00m	<u>1.20m</u>	<u>1.60m</u>	4.70m	A.P.+ 148.500m																																																														
	石原	東京都調布市多摩 川3丁目	4.00m	4.30m	<u>4.30m</u>	<u>4.90m</u>	5.94m	A.P.+ 27.420m																																																														
	田園調布 (上)	東京都大田区田園 調布	4.50m	6.00m	<u>7.60m</u>	<u>8.40m</u>	10.35m	A.P.+ 0.000m																																																														
河川名	基準地点	所在地	水防団 待機水位 (推定水位)	氾濫 注意水位 (警戒水位)	避難 判断水位 (特別警戒水 位)	氾濫 危険水位	計画 高水位	零点高																																																														
多摩川	調布橋	東京都青梅市 上長淵	0.20m	1.00m	<u>1.40m</u>	<u>1.90m</u>	4.70m	A.P.+ 148.500m																																																														
	石原	東京都調布市多摩 川3丁目	4.00m	4.30m	<u>4.50m</u>	<u>5.50m</u>	5.94m	A.P.+ 27.420m																																																														
	田園調布 (上)	東京都大田区田園 調布	4.50m	6.00m	<u>7.90m</u>	<u>8.80m</u>	10.35m	A.P.+ 0.000m																																																														
<p>(風-35)</p> <p>第3部 第3章</p>	<p>(4) 洪水予報伝達</p> <p>○ 洪水予報の伝達は、次のとおり行う。<u>なお、水防担当部署と避難 勧告等発令部署のそれぞれに伝達する。</u></p> <p>○ <u>伝達を受けた場合は受令確認を行う。</u></p>	<p>(4) 洪水予報伝達</p> <p>○ 洪水予報の伝達は、次のとおり行う。</p>																																																																				

(風-35)

第3部  
第3章

1-3 洪水予報河川(都管理河川)

○ 都と気象庁とが共同で行う洪水予報で市に係るものは、次のとおりである。(「東京都地域防災計画」、「水防法」第11条、「気象業務法」第14条の2第3項)

(1) 洪水予報を行う河川及びその範囲

指定河川名	区 間	基準地点
野川・仙川	左岸：小金井市貫井南町4丁目25番地先から 多摩川合流点まで 右岸：小金井市貫井南町4丁目24番地先から 多摩川合流点まで	大沢池上 鎌田橋野川
	左岸：三鷹市新川6丁目26番地先から 野川合流点まで 右岸：三鷹市新川6丁目28番地先から 野川合流点まで	鎌田橋仙川

(2) 洪水予報の種類と発表基準

種 類	発 表 基 準
野川・仙川はん濫警戒情報 (洪水警戒)	基準地点のいずれか1地点の水位が、おおむね1時間以内にははん濫危険水位に到達することが見込まれる場合、あるいは避難判断水位に到達し、更に水位の上昇が見込まれる場合に発表する。

(3) 洪水予報河川発表基準水位

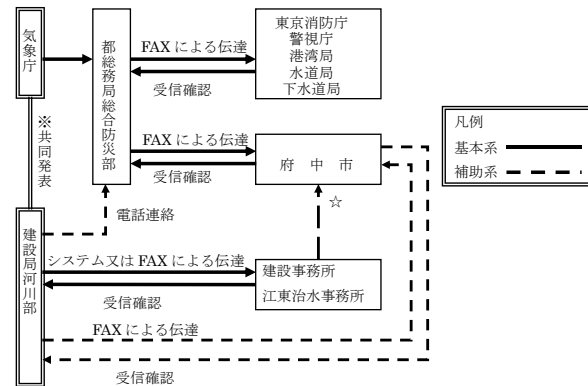
単位 A.P.

洪水予報発表単位	基準地点	所在地	水防団待機水位(指定水位)	はん濫注意水位(警戒水位)	避難判断水位(特別警戒水位)	はん濫危険水位
野川・仙川	大沢池上	三鷹市大沢	—	—	39.89m	40.45m
	鎌田橋野川	世田谷区鎌田	—	—	14.54m	16.21m
	鎌田橋仙川	世田谷区鎌田	—	—	16.15m	17.24m

(4) 洪水予報伝達

- 洪水予報の伝達は、次のとおり行う。なお、水防担当部署と避難勧告等発令部署のそれぞれに伝達する。
- 伝達を受けた場合は受信確認を行う。

【都管理河川 洪水予報伝達系統図(詳細は最新の水防計画による)】



☆総合防災部からの伝達が途絶した場合、建設事務所は管内の区市に情報伝達

(新規)

(風-36) 第3部 第3章	<u>1-4</u> 水防警報河川	<u>1-3</u> 水防警報河川																																																																																																													
(風-37) 第3部 第3章	○ 発表基準水位 <table border="1" data-bbox="344 312 1178 644"> <thead> <tr> <th>河川名</th> <th>基準地点</th> <th>所在地</th> <th>水防団待機水位(指定水位)</th> <th>氾濫注意水位(警戒水位)</th> <th>避難判断断水位</th> <th>氾濫危険水位(特別警戒水位)</th> <th>計画高水位</th> <th>零点高</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">多摩川</td> <td>調布橋</td> <td>東京都青梅市上長淵</td> <td>0.20m</td> <td>1.00m</td> <td>1.20m</td> <td>1.60m</td> <td>4.70m</td> <td>A.P.+148.500m</td> </tr> <tr> <td>日野橋</td> <td>東京都日野市大字日野</td> <td>2.00m</td> <td>2.80m</td> <td>—</td> <td>3.80m</td> <td>4.71m</td> <td>A.P.+65.200m</td> </tr> <tr> <td>石原</td> <td>東京都調布市多摩川3丁目</td> <td>4.00m</td> <td>4.30m</td> <td>4.30m</td> <td>4.90m</td> <td>5.94m</td> <td>A.P.+27.420m</td> </tr> <tr> <td>田園調布(上)</td> <td>東京都大田区田園調布</td> <td>4.50m</td> <td>6.00m</td> <td>7.60m</td> <td>8.40m</td> <td>10.35m</td> <td>A.P.+0.000m</td> </tr> <tr> <td>多摩川河口</td> <td>神奈川県川崎市川崎区殿町</td> <td>2.30m</td> <td>2.80m</td> <td>—</td> <td>3.80m</td> <td>3.80m(計画高潮位)</td> <td>A.P.+0.000m</td> </tr> </tbody> </table>	河川名	基準地点	所在地	水防団待機水位(指定水位)	氾濫注意水位(警戒水位)	避難判断断水位	氾濫危険水位(特別警戒水位)	計画高水位	零点高	多摩川	調布橋	東京都青梅市上長淵	0.20m	1.00m	1.20m	1.60m	4.70m	A.P.+148.500m	日野橋	東京都日野市大字日野	2.00m	2.80m	—	3.80m	4.71m	A.P.+65.200m	石原	東京都調布市多摩川3丁目	4.00m	4.30m	4.30m	4.90m	5.94m	A.P.+27.420m	田園調布(上)	東京都大田区田園調布	4.50m	6.00m	7.60m	8.40m	10.35m	A.P.+0.000m	多摩川河口	神奈川県川崎市川崎区殿町	2.30m	2.80m	—	3.80m	3.80m(計画高潮位)	A.P.+0.000m	○ 発表基準水位 <table border="1" data-bbox="1223 312 2056 676"> <thead> <tr> <th>河川名</th> <th>基準地点</th> <th>所在地</th> <th>水防団待機水位(推定水位)</th> <th>氾濫注意水位(警報水位)</th> <th>避難判断断水位(特別警戒水位)</th> <th>氾濫危険水位</th> <th>計画高水位</th> <th>零点高</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">多摩川</td> <td>調布橋</td> <td>東京都青梅市上長淵</td> <td>0.20m</td> <td>1.00m</td> <td>1.40m</td> <td>1.90m</td> <td>4.70m</td> <td>A.P.+148.500m</td> </tr> <tr> <td>日野橋</td> <td>東京都日野市大字日野</td> <td>2.00m</td> <td>2.80m</td> <td>—</td> <td>3.80m</td> <td>4.71m</td> <td>A.P.+65.200m</td> </tr> <tr> <td>石原</td> <td>東京都調布市多摩川3丁目</td> <td>4.00m</td> <td>4.30m</td> <td>4.50m</td> <td>5.50m</td> <td>5.94m</td> <td>A.P.+27.420m</td> </tr> <tr> <td>田園調布(上)</td> <td>東京都大田区田園調布</td> <td>4.50m</td> <td>6.00m</td> <td>7.90m</td> <td>8.80m</td> <td>10.35m</td> <td>A.P.+0.000m</td> </tr> <tr> <td>多摩川河口</td> <td>神奈川県川崎市川崎区殿町</td> <td>2.30m</td> <td>2.80m</td> <td>—</td> <td>3.80m</td> <td>3.80m(計画高潮位)</td> <td>A.P.+0.000m</td> </tr> <tr> <td colspan="3"></td> <td>水防警報の目安</td> <td>待機</td> <td>出勤</td> <td>指示</td> <td colspan="2"></td> </tr> </tbody> </table>	河川名	基準地点	所在地	水防団待機水位(推定水位)	氾濫注意水位(警報水位)	避難判断断水位(特別警戒水位)	氾濫危険水位	計画高水位	零点高	多摩川	調布橋	東京都青梅市上長淵	0.20m	1.00m	1.40m	1.90m	4.70m	A.P.+148.500m	日野橋	東京都日野市大字日野	2.00m	2.80m	—	3.80m	4.71m	A.P.+65.200m	石原	東京都調布市多摩川3丁目	4.00m	4.30m	4.50m	5.50m	5.94m	A.P.+27.420m	田園調布(上)	東京都大田区田園調布	4.50m	6.00m	7.90m	8.80m	10.35m	A.P.+0.000m	多摩川河口	神奈川県川崎市川崎区殿町	2.30m	2.80m	—	3.80m	3.80m(計画高潮位)	A.P.+0.000m				水防警報の目安	待機	出勤	指示		
河川名	基準地点	所在地	水防団待機水位(指定水位)	氾濫注意水位(警戒水位)	避難判断断水位	氾濫危険水位(特別警戒水位)	計画高水位	零点高																																																																																																							
多摩川	調布橋	東京都青梅市上長淵	0.20m	1.00m	1.20m	1.60m	4.70m	A.P.+148.500m																																																																																																							
	日野橋	東京都日野市大字日野	2.00m	2.80m	—	3.80m	4.71m	A.P.+65.200m																																																																																																							
	石原	東京都調布市多摩川3丁目	4.00m	4.30m	4.30m	4.90m	5.94m	A.P.+27.420m																																																																																																							
	田園調布(上)	東京都大田区田園調布	4.50m	6.00m	7.60m	8.40m	10.35m	A.P.+0.000m																																																																																																							
	多摩川河口	神奈川県川崎市川崎区殿町	2.30m	2.80m	—	3.80m	3.80m(計画高潮位)	A.P.+0.000m																																																																																																							
河川名	基準地点	所在地	水防団待機水位(推定水位)	氾濫注意水位(警報水位)	避難判断断水位(特別警戒水位)	氾濫危険水位	計画高水位	零点高																																																																																																							
多摩川	調布橋	東京都青梅市上長淵	0.20m	1.00m	1.40m	1.90m	4.70m	A.P.+148.500m																																																																																																							
	日野橋	東京都日野市大字日野	2.00m	2.80m	—	3.80m	4.71m	A.P.+65.200m																																																																																																							
	石原	東京都調布市多摩川3丁目	4.00m	4.30m	4.50m	5.50m	5.94m	A.P.+27.420m																																																																																																							
	田園調布(上)	東京都大田区田園調布	4.50m	6.00m	7.90m	8.80m	10.35m	A.P.+0.000m																																																																																																							
	多摩川河口	神奈川県川崎市川崎区殿町	2.30m	2.80m	—	3.80m	3.80m(計画高潮位)	A.P.+0.000m																																																																																																							
			水防警報の目安	待機	出勤	指示																																																																																																									
(風-38) 第3部 第3章	【水防警報伝達系統図(詳細は水防計画による)】 ○ 水防警報の伝達は、次のとおり行う。なお、水防担当部署と避難勧告等発令部署のそれぞれに伝達する。 ○ 伝達を受けた場合は受令確認を行う。	【水防警報伝達系統図(詳細は水防計画による)】																																																																																																													

<p>(風-39) 第3部 第3章</p>	<p>1-5 土砂災害警戒情報</p> <p>○ 土砂災害警戒情報の伝達は、次のとおり行う。なお、水防担当部署と避難勧告等発令部署のそれぞれに伝達する。</p> <p>○ 伝達を受けた場合は受令確認を行う。</p> <p>【土砂災害警戒情報伝達系統図】</p> <p>     気象庁 → 都総務局総合防災部 (伝達 (受令確認)) → 府中 → 市民      気象庁 → 国土交通省関東地方整備局      気象庁 → 警視庁      気象庁 → 東京消防庁      気象庁 → 報道機関 → 市      都建設局河川部 → 府中 (伝達 (受令確認))      都建設局河川部 → 北多摩南部建設事務所 (システム又はFAXによる伝達)      北多摩南部建設事務所 → 都建設局河川部 (受令確認 (電話))   </p> <p>     ——— 基本系：法令の定めによる伝達系統      - - - - 協力系：確実な伝達を図るための重複系統   </p>	<p>1-4 土砂災害警戒情報</p> <p>○ 土砂災害警戒情報の伝達は、次のとおり行う。</p> <p>【土砂災害警戒情報伝達系統図】</p> <p>     気象庁 → 都総務局総合防災部 (伝達) → 府中 → 市民      気象庁 → 国土交通省関東地方整備局      気象庁 → 警視庁      気象庁 → 東京消防庁      気象庁 → 報道機関 → 市      都建設局河川部 → 府中 (システム又はFAXによる伝達)      都建設局河川部 → 北多摩南部建設事務所 (システム又はFAXによる伝達)      北多摩南部建設事務所 → 都建設局河川部 (受令確認 (電話))      府中 → 都総務局総合防災部 (受令確認 (電話))   </p> <p>     ——— 基本系：法令の定めによる伝達系統      - - - - 協力系：確実な伝達を図るための重複系統   </p>
<p>(風-40) 第3部 第3章</p>	<p>2-1 機関別</p> <p>(1) 市 (水防管理団体)</p> <p>○ 出水期前に、重要水防箇所を中心に河川、堤防等の巡視を行い、水防上危険であると認められる箇所があるときは、その管理者に連絡して必要な措置を求める。(資料129「重要水防箇所」)</p>	<p>2-1 機関別</p> <p>(1) 市 (水防管理団体)</p> <p>○ 出水期前に、河川、堤防等の巡視を行い、水防上危険であると認められる箇所があるときは、その管理者に連絡して必要な措置を求める。</p>

<p>(風-43) 第3部 第4章</p>	<p>1-1 警察署の活動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 風水害発生時における警察活動は、おおむね次のとおりとする。</li> <li>⑩ <u>遺体の調査等（検視）</u></li> </ul>	<p>1-1 警察署の活動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 風水害発生時における警察活動は、おおむね次のとおりとする。</li> <li>⑩ <u>死体の見分（検視）</u></li> </ul>												
<p>(風-45) 第3部 第5章</p>	<p>1 避難態勢</p> <p>1-1 事前避難</p> <table border="1" data-bbox="331 422 1153 805"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害時に事前避難を必要とする地域・場所をあらかじめ定めておき、その地域の住民、使用者、滞在者等に対しては、避難所、避難経路、避難の方法等を事前に周知徹底させ、災害時には積極的に自主避難するよう指導する。</li> <li>○ 必要に応じて、避難準備情報を発令する。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>府 中 警 察 署</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害が発生するおそれがある場合には、市に協力し早期に避難の指示、指導を行い、<b>要配慮者</b>(高齢者・障害者・難病患者・妊産婦・乳幼児等)に対し、自主的にあらかじめ指定された施設に避難させるか、安全地域の親戚、知人宅へ自主的に避難するよう指導する。</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	内 容	市	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害時に事前避難を必要とする地域・場所をあらかじめ定めておき、その地域の住民、使用者、滞在者等に対しては、避難所、避難経路、避難の方法等を事前に周知徹底させ、災害時には積極的に自主避難するよう指導する。</li> <li>○ 必要に応じて、避難準備情報を発令する。</li> </ul>	府 中 警 察 署	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害が発生するおそれがある場合には、市に協力し早期に避難の指示、指導を行い、<b>要配慮者</b>(高齢者・障害者・難病患者・妊産婦・乳幼児等)に対し、自主的にあらかじめ指定された施設に避難させるか、安全地域の親戚、知人宅へ自主的に避難するよう指導する。</li> </ul>	<p>1 避難態勢</p> <p>1-1 事前避難</p> <table border="1" data-bbox="1220 422 2049 805"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害時に事前避難を必要とする地域・場所をあらかじめ定めておき、その地域の住民、使用者、滞在者等に対しては、避難所、避難経路、避難の方法等を事前に周知徹底させ、災害時には積極的に自主避難するよう指導する。</li> <li>○ 必要に応じて、避難準備情報を発令する。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>府 中 警 察 署</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害が発生するおそれがある場合には、市に協力し早期に避難の指示、指導を行い、<b>災害時要援護者</b>(高齢者・障害者・難病患者・妊産婦・乳幼児等)に対し、自主的にあらかじめ指定された施設に避難させるか、安全地域の親戚、知人宅へ自主的に避難するよう指導する。</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	内 容	市	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害時に事前避難を必要とする地域・場所をあらかじめ定めておき、その地域の住民、使用者、滞在者等に対しては、避難所、避難経路、避難の方法等を事前に周知徹底させ、災害時には積極的に自主避難するよう指導する。</li> <li>○ 必要に応じて、避難準備情報を発令する。</li> </ul>	府 中 警 察 署	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害が発生するおそれがある場合には、市に協力し早期に避難の指示、指導を行い、<b>災害時要援護者</b>(高齢者・障害者・難病患者・妊産婦・乳幼児等)に対し、自主的にあらかじめ指定された施設に避難させるか、安全地域の親戚、知人宅へ自主的に避難するよう指導する。</li> </ul>
機 関 名	内 容													
市	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害時に事前避難を必要とする地域・場所をあらかじめ定めておき、その地域の住民、使用者、滞在者等に対しては、避難所、避難経路、避難の方法等を事前に周知徹底させ、災害時には積極的に自主避難するよう指導する。</li> <li>○ 必要に応じて、避難準備情報を発令する。</li> </ul>													
府 中 警 察 署	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害が発生するおそれがある場合には、市に協力し早期に避難の指示、指導を行い、<b>要配慮者</b>(高齢者・障害者・難病患者・妊産婦・乳幼児等)に対し、自主的にあらかじめ指定された施設に避難させるか、安全地域の親戚、知人宅へ自主的に避難するよう指導する。</li> </ul>													
機 関 名	内 容													
市	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害時に事前避難を必要とする地域・場所をあらかじめ定めておき、その地域の住民、使用者、滞在者等に対しては、避難所、避難経路、避難の方法等を事前に周知徹底させ、災害時には積極的に自主避難するよう指導する。</li> <li>○ 必要に応じて、避難準備情報を発令する。</li> </ul>													
府 中 警 察 署	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害が発生するおそれがある場合には、市に協力し早期に避難の指示、指導を行い、<b>災害時要援護者</b>(高齢者・障害者・難病患者・妊産婦・乳幼児等)に対し、自主的にあらかじめ指定された施設に避難させるか、安全地域の親戚、知人宅へ自主的に避難するよう指導する。</li> </ul>													



(風-46) 第3部 第5章	(2) 避難準備、勧告又は指示	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市</td> <td> ○ 区域内において危険が切迫した場合には、市長は府中警察署長及び府中消防署長に連絡の上、要避難地域及び避難先を定めて避難準備、勧告又は指示するとともに、速やかに都本部に報告する。  ○ 人の生命身体を保護するため必要があると認めるとき、市長は警戒区域を設定し、当該区域への立入りを制限もしくは禁止し、又は退去を命ずる。  ○ <u>平成27年8月に内閣府が改定した「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」に基づき要配慮者に対する避難準備情報を発令する。</u>  ○ 平常時から地域又は自治会等を単位として、避難時における集団の形成や自主統制の状況について、地域の実情を把握するよう努める。 </td> </tr> <tr> <td>都</td> <td> ○ 知事は、水防法又は地すべり等防止法に基づく避難の指示を行う。  ○ 災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、<u>要配慮者</u>に対する避難準備、避難のための立ち退きの勧告及び指示に関する措置の全部又は一部を当該市長に代わって実施する。 </td> </tr> <tr> <td>府中警察署</td> <td> ○ <u>急を要する場合において、市長が避難のための立ち退き若しくは屋内での待避等の安全確保措置を指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があった場合は、避難のための立ち退き又は屋内での待避等の安全確保措置を指示する。この場合、直ちにその旨を市長に通知する。</u> </td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	内 容	市	○ 区域内において危険が切迫した場合には、市長は府中警察署長及び府中消防署長に連絡の上、要避難地域及び避難先を定めて避難準備、勧告又は指示するとともに、速やかに都本部に報告する。 ○ 人の生命身体を保護するため必要があると認めるとき、市長は警戒区域を設定し、当該区域への立入りを制限もしくは禁止し、又は退去を命ずる。 ○ <u>平成27年8月に内閣府が改定した「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」に基づき要配慮者に対する避難準備情報を発令する。</u> ○ 平常時から地域又は自治会等を単位として、避難時における集団の形成や自主統制の状況について、地域の実情を把握するよう努める。	都	○ 知事は、水防法又は地すべり等防止法に基づく避難の指示を行う。 ○ 災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、 <u>要配慮者</u> に対する避難準備、避難のための立ち退きの勧告及び指示に関する措置の全部又は一部を当該市長に代わって実施する。	府中警察署	○ <u>急を要する場合において、市長が避難のための立ち退き若しくは屋内での待避等の安全確保措置を指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があった場合は、避難のための立ち退き又は屋内での待避等の安全確保措置を指示する。この場合、直ちにその旨を市長に通知する。</u>	(2) 避難準備、勧告又は指示	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市</td> <td> ○ 区域内において危険が切迫した場合には、市長は府中警察署長及び府中消防署長に連絡の上、要避難地域及び避難先を定めて避難準備、勧告又は指示するとともに、速やかに都本部に報告する。  ○ 人の生命身体を保護するため必要があると認めるとき、市長は警戒区域を設定し、当該区域への立入りを制限もしくは禁止し、又は退去を命ずる。  ○ <u>国が策定した「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」に基づき要配慮者に対する避難準備情報を発令する。</u>  ○ 平常時から地域又は自治会等を単位として、避難時における集団の形成や自主統制の状況について、地域の実情を把握するよう努める。 </td> </tr> <tr> <td>都</td> <td> ○ 知事は、水防法又は地すべり等防止法に基づく避難の指示を行う。  ○ 災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、<u>災害時要援護者</u>に対する避難準備、避難のための立ち退きの勧告及び指示に関する措置の全部又は一部を当該市長に代わって実施する。 </td> </tr> <tr> <td>府中警察署</td> <td> ○ <u>急を要する場合において、市長が避難のための立ち退きを指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があった場合、避難のための立ち退きを指示することができる場合、警察官は、直ちに市長に通報する。</u> </td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	内 容	市	○ 区域内において危険が切迫した場合には、市長は府中警察署長及び府中消防署長に連絡の上、要避難地域及び避難先を定めて避難準備、勧告又は指示するとともに、速やかに都本部に報告する。 ○ 人の生命身体を保護するため必要があると認めるとき、市長は警戒区域を設定し、当該区域への立入りを制限もしくは禁止し、又は退去を命ずる。 ○ <u>国が策定した「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」に基づき要配慮者に対する避難準備情報を発令する。</u> ○ 平常時から地域又は自治会等を単位として、避難時における集団の形成や自主統制の状況について、地域の実情を把握するよう努める。	都	○ 知事は、水防法又は地すべり等防止法に基づく避難の指示を行う。 ○ 災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、 <u>災害時要援護者</u> に対する避難準備、避難のための立ち退きの勧告及び指示に関する措置の全部又は一部を当該市長に代わって実施する。	府中警察署	○ <u>急を要する場合において、市長が避難のための立ち退きを指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があった場合、避難のための立ち退きを指示することができる場合、警察官は、直ちに市長に通報する。</u>
	機 関 名	内 容																		
市	○ 区域内において危険が切迫した場合には、市長は府中警察署長及び府中消防署長に連絡の上、要避難地域及び避難先を定めて避難準備、勧告又は指示するとともに、速やかに都本部に報告する。 ○ 人の生命身体を保護するため必要があると認めるとき、市長は警戒区域を設定し、当該区域への立入りを制限もしくは禁止し、又は退去を命ずる。 ○ <u>平成27年8月に内閣府が改定した「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」に基づき要配慮者に対する避難準備情報を発令する。</u> ○ 平常時から地域又は自治会等を単位として、避難時における集団の形成や自主統制の状況について、地域の実情を把握するよう努める。																			
都	○ 知事は、水防法又は地すべり等防止法に基づく避難の指示を行う。 ○ 災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、 <u>要配慮者</u> に対する避難準備、避難のための立ち退きの勧告及び指示に関する措置の全部又は一部を当該市長に代わって実施する。																			
府中警察署	○ <u>急を要する場合において、市長が避難のための立ち退き若しくは屋内での待避等の安全確保措置を指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があった場合は、避難のための立ち退き又は屋内での待避等の安全確保措置を指示する。この場合、直ちにその旨を市長に通知する。</u>																			
機 関 名	内 容																			
市	○ 区域内において危険が切迫した場合には、市長は府中警察署長及び府中消防署長に連絡の上、要避難地域及び避難先を定めて避難準備、勧告又は指示するとともに、速やかに都本部に報告する。 ○ 人の生命身体を保護するため必要があると認めるとき、市長は警戒区域を設定し、当該区域への立入りを制限もしくは禁止し、又は退去を命ずる。 ○ <u>国が策定した「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」に基づき要配慮者に対する避難準備情報を発令する。</u> ○ 平常時から地域又は自治会等を単位として、避難時における集団の形成や自主統制の状況について、地域の実情を把握するよう努める。																			
都	○ 知事は、水防法又は地すべり等防止法に基づく避難の指示を行う。 ○ 災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、 <u>災害時要援護者</u> に対する避難準備、避難のための立ち退きの勧告及び指示に関する措置の全部又は一部を当該市長に代わって実施する。																			
府中警察署	○ <u>急を要する場合において、市長が避難のための立ち退きを指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があった場合、避難のための立ち退きを指示することができる場合、警察官は、直ちに市長に通報する。</u>																			
(風-47) 第3部 第5章	1-3 避難誘導	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>府中消防署</td> <td> ○ 避難の準備、勧告又は指示がなされた場合は、災害の規模、気象状況、災害拡大の経路及び部隊の運用状況を勘案し、<u>避難に関する必要な情報</u>を、関係機関に通報する。  ○ 上記の避難路等については、安全確保に努める。 </td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	内 容	(略)	(略)	(略)	(略)	府中消防署	○ 避難の準備、勧告又は指示がなされた場合は、災害の規模、気象状況、災害拡大の経路及び部隊の運用状況を勘案し、 <u>避難に関する必要な情報</u> を、関係機関に通報する。 ○ 上記の避難路等については、安全確保に努める。	1-3 避難誘導	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>府中消防署</td> <td> ○ 避難の準備、勧告又は指示がなされた場合は、災害の規模、気象状況、災害拡大の経路及び部隊の運用状況を勘案し、<u>最も安全と思われる避難方法についての情報</u>を、関係機関に通報する。  ○ 上記の避難路等については、安全確保に努める。 </td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	内 容	(略)	(略)	(略)	(略)	府中消防署	○ 避難の準備、勧告又は指示がなされた場合は、災害の規模、気象状況、災害拡大の経路及び部隊の運用状況を勘案し、 <u>最も安全と思われる避難方法についての情報</u> を、関係機関に通報する。 ○ 上記の避難路等については、安全確保に努める。
機 関 名	内 容																			
(略)	(略)																			
(略)	(略)																			
府中消防署	○ 避難の準備、勧告又は指示がなされた場合は、災害の規模、気象状況、災害拡大の経路及び部隊の運用状況を勘案し、 <u>避難に関する必要な情報</u> を、関係機関に通報する。 ○ 上記の避難路等については、安全確保に努める。																			
機 関 名	内 容																			
(略)	(略)																			
(略)	(略)																			
府中消防署	○ 避難の準備、勧告又は指示がなされた場合は、災害の規模、気象状況、災害拡大の経路及び部隊の運用状況を勘案し、 <u>最も安全と思われる避難方法についての情報</u> を、関係機関に通報する。 ○ 上記の避難路等については、安全確保に努める。																			

<p>(風-48) 第3部 第5章</p>	<p>2-1 避難勧告の判断基準等 (1) 避難勧告等の判断・伝達マニュアルの作成 ○ <u>市は、平成27年8月に内閣府が改定した「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」</u>に基づき、避難勧告等の判断・伝達マニュアルを作成する。</p>	<p>2-1 避難勧告の判断基準等 (1) 避難勧告等の判断・伝達マニュアルの作成 ○ <u>市は、国の「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」</u>に基づき、避難勧告等の判断・伝達マニュアルを作成する。</p>																
<p>(東-11) 第4章</p>	<p>第4章 東海地震に関連する調査情報（臨時）・東海地震注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまでの対応 ○ 東海地震に関連する調査情報（臨時）及び注意情報は、観測データの変化から段階的に気象庁から発表される。本章においては、これらの情報に応じて、実施すべき措置について定める。ただし、地震の前兆現象が捉えられないまま、突発的に発生する可能性があることを念頭において行動する。</p> <p>第1節 具体的な取組 【対策の体系・担当】</p> <table border="1" data-bbox="344 798 1162 970"> <tr> <td>1 東海地震に関連する調査情報（臨時）発表時の対応</td> <td>市、府中警察署、府中消防署</td> </tr> <tr> <td>2 東海地震注意情報発表時の対応</td> <td>市、府中警察署、府中消防署、鉄道事業者</td> </tr> </table> <p>1 東海地震に関連する調査情報（臨時）発表時の対応 1-1 情報名、情報内容及び都・市・防災関係機関の配備態勢 ○ 東海地震に関連する調査情報（臨時）の発表は、単なる異常データの段階であり、平常時の活動を継続しながら情報の内容に応じて、連絡要員の確保など必要な体制を維持する。</p> <table border="1" data-bbox="344 1235 1155 1433"> <thead> <tr> <th>情報名</th> <th>情報内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東海地震に関連する調査情報（臨時）</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	1 東海地震に関連する調査情報（臨時）発表時の対応	市、府中警察署、府中消防署	2 東海地震注意情報発表時の対応	市、府中警察署、府中消防署、鉄道事業者	情報名	情報内容	東海地震に関連する調査情報（臨時）	(略)	<p>第4章 東海地震に関連する調査情報・東海地震注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまでの対応 ○ 東海地震に関連する調査情報及び注意情報は、観測データの変化から段階的に気象庁から発表される。本章においては、これらの情報に応じて、実施すべき措置について定める。ただし、地震の前兆現象が捉えられないまま、突発的に発生する可能性があることを念頭において行動する。</p> <p>第1節 具体的な取組 【対策の体系・担当】</p> <table border="1" data-bbox="1223 798 2047 970"> <tr> <td>1 東海地震に関連する調査情報発表時の対応</td> <td>市、府中警察署、府中消防署</td> </tr> <tr> <td>2 東海地震注意情報発表時の対応</td> <td>市、府中警察署、府中消防署、鉄道事業者</td> </tr> </table> <p>1 東海地震に関連する調査情報発表時の対応 1-1 情報名、情報内容及び都・市・防災関係機関の配備態勢 ○ 東海地震に関連する調査情報の発表は、単なる異常データの段階であり、平常時の活動を継続しながら情報の内容に応じて、連絡要員の確保など必要な体制を維持する。</p> <table border="1" data-bbox="1223 1235 2047 1426"> <thead> <tr> <th>情報名</th> <th>情報内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東海地震に関連する調査情報</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	1 東海地震に関連する調査情報発表時の対応	市、府中警察署、府中消防署	2 東海地震注意情報発表時の対応	市、府中警察署、府中消防署、鉄道事業者	情報名	情報内容	東海地震に関連する調査情報	(略)
1 東海地震に関連する調査情報（臨時）発表時の対応	市、府中警察署、府中消防署																	
2 東海地震注意情報発表時の対応	市、府中警察署、府中消防署、鉄道事業者																	
情報名	情報内容																	
東海地震に関連する調査情報（臨時）	(略)																	
1 東海地震に関連する調査情報発表時の対応	市、府中警察署、府中消防署																	
2 東海地震注意情報発表時の対応	市、府中警察署、府中消防署、鉄道事業者																	
情報名	情報内容																	
東海地震に関連する調査情報	(略)																	

<p>(東-14)</p> <p>第4章</p>	<p><u>2-4</u> 注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまでの広報</p>	<p><u>2-5</u> 注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまでの広報</p>												
<p>(東-15)</p> <p>第4章</p>	<p><u>2-5</u> 注意情報時の混乱防止措置</p>	<p><u>2-6</u> 注意情報時の混乱防止措置</p>												
<p>(東-24)</p> <p>第5章</p>	<p>(2) 列車運行措置</p> <table border="1" data-bbox="342 520 1169 699"> <thead> <tr> <th>機 関</th> <th>警 戒 宣 言 当 日</th> <th>翌 日 以 降</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>京王電鉄 西武鉄道</td> <td>(略)</td> <td>○ あらかじめ地震ダイヤ（仮称）を作成し減速運転を行う。なお、地震ダイヤは一部列車の運転 中止等を考慮するので、輸送力は平常ダイヤよりかなり減少する。</td> </tr> </tbody> </table>	機 関	警 戒 宣 言 当 日	翌 日 以 降	京王電鉄 西武鉄道	(略)	○ あらかじめ地震ダイヤ（仮称）を作成し減速運転を行う。なお、地震ダイヤは一部列車の運転 中止等を考慮するので、輸送力は平常ダイヤよりかなり減少する。	<p>(2) 列車運行措置</p> <table border="1" data-bbox="1223 520 2049 699"> <thead> <tr> <th>機 関</th> <th>警 戒 宣 言 当 日</th> <th>翌 日 以 降</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>京王電鉄 西武鉄道</td> <td>(略)</td> <td>○ <b>警</b>あらかじめ地震ダイヤ（仮称）を作成し減速運転を行う。なお、地震ダイヤは一部列車の運転 中止等を考慮するので、輸送力は平常ダイヤよりかなり減少する。</td> </tr> </tbody> </table>	機 関	警 戒 宣 言 当 日	翌 日 以 降	京王電鉄 西武鉄道	(略)	○ <b>警</b> あらかじめ地震ダイヤ（仮称）を作成し減速運転を行う。なお、地震ダイヤは一部列車の運転 中止等を考慮するので、輸送力は平常ダイヤよりかなり減少する。
機 関	警 戒 宣 言 当 日	翌 日 以 降												
京王電鉄 西武鉄道	(略)	○ あらかじめ地震ダイヤ（仮称）を作成し減速運転を行う。なお、地震ダイヤは一部列車の運転 中止等を考慮するので、輸送力は平常ダイヤよりかなり減少する。												
機 関	警 戒 宣 言 当 日	翌 日 以 降												
京王電鉄 西武鉄道	(略)	○ <b>警</b> あらかじめ地震ダイヤ（仮称）を作成し減速運転を行う。なお、地震ダイヤは一部列車の運転 中止等を考慮するので、輸送力は平常ダイヤよりかなり減少する。												
<p>(東-27)</p> <p>第5章</p>	<p>(削除)</p>	<p><u>(3) 注意情報発表時の強化地域内の学校（園）における措置</u></p> <p>○ <u>注意情報発表時には、あらかじめ定めた方法により安全に帰宅させる準備を整える。</u></p> <p>○ <u>児童・生徒等の帰宅の安全確保を図るため必要と認める場合には、校長はあらかじめ定めた方法による下校措置等を検討する。</u></p>												
<p>(東-34)</p> <p>第5章</p>	<p>(2) 避難所開設に伴う対応措置</p> <p>○ 市長は、避難所を開設したときは、開設状況を、速やかに都福祉保健局及び地元府中警察署、府中消防署、<u>水道局</u>、保健所等関係機関に連絡する。</p> <p>都福祉保健局への報告は、原則として、東京都災害情報システム（DIS）への入力により行う。</p>	<p>(2) 避難所開設に伴う対応措置</p> <p>○ 市長は、避難所を開設したときは、開設状況を、速やかに都福祉保健局及び地元府中警察署、府中消防署、<u>水道局営業所</u>、保健所等関係機関に連絡する。</p> <p>都福祉保健局への報告は、原則として、東京都災害情報システム（DIS）への入力により行う。</p>												

資料編 目次	資料編 目次 (略)	資料編 目次 (略)
	資料 5 災害時における郵便局と府中市の <u>協力</u> に関する覚書（武蔵府中郵便局・多摩郵便局）	資料 5 災害時における郵便局と府中市の <u>協定</u> に関する覚書（武蔵府中郵便局・多摩郵便局）
	(略)	(略)
	<u>資料 1 5 - 2 災害時における応急対策業務に関する協定（府中市造園業協会）</u>	(略)
	(略)	(略)
	資料 3 2 <u>府中市における応急手当の普及に関する協定（府中市医師会・府中消防署）</u>	資料 3 2 中市における応急手当の普及に関する協定（府中市医師会・府中消防署）
	(略)	(略)
	<u>資料 3 5 - 2 優先啓開道路図</u>	(略)
	(略)	(略)
	資料 4 7 <u>(削除)</u>	資料 4 7 <u>災害時等における大型汎用電気計算機の相互支援体制に関する協定（八王子市）</u>
	(略)	(略)
	資料 5 6 災害時における姉妹都市相互応援協定 <u>（長野県南佐久郡佐久穂町）</u>	資料 5 6 災害時における姉妹都市相互応援協定
	<u>資料 5 6 - 2 災害時における緊急輸送業務に関する協定書（株式会社小池商店府中営業所）</u>	(略)
	(略)	(略)
	資料 6 2 災害時における放送等に関する協定（株式会社ジェイコム東京）	資料 6 2 災害時における <u>災害情報の放送等</u> に関する協定書（株式会社ジェイコム東京）
	<u>資料 6 2 - 2 防災行政無線の再送信連携に係る覚書（株式会社ジェイコム東京西エリア局）</u>	(略)
	(略)	(略)
	資料 7 7 災害時における公益社団法人東京都柔道 <u>整復師会</u> 武蔵野支部の協力についての協定書（東京都柔道 <u>整復師会</u> 武蔵野支部）	資料 7 7 災害時における公益社団法人東京都柔道 <u>接骨師会</u> 武蔵野支部の協力についての協定書（東京都柔道 <u>接骨師会</u> 武蔵野支部）

<p>資料 7 8 災害時の救護活動に関する協定書（<u>一般社団法人府中市薬剤師会</u>） （略）</p> <p>資料 7 9 - 2 府中市と公益財団法人日本心臓血圧研究振興会附属 <u>榊原記念病院との間における災害医療に関する協定書（公益財団法人日本心臓血圧研究振興会附属榊原記念病院）</u> （略）</p> <p>資料 8 2 - 2 災害時における施設等の使用に関する協定（<u>府中刑務所</u>） （略）</p> <p>資料 8 5 - 2 府中市地域防災計画に基づく避難場所としての利用 <u>計画（東京都立農業高等学校）</u></p> <p>資料 8 6 災害時における老人福祉施設等の使用に関する協定（<u>社会福祉法人多摩同胞会（特別養護老人ホーム信愛泉苑ほか）</u>）</p> <p>資料 8 6 - 2 災害時における老人福祉施設等の使用に関する協定 <u>（社会福祉法人多摩同胞会（特別養護老人ホーム信愛緑苑ほか））</u></p> <p>資料 8 6 - 3 災害時における老人福祉施設等の使用に関する協定 <u>（社会福祉法人多摩同胞会（府中市立特別養護老人ホームあさひ苑ほか））</u></p> <p>資料 8 6 - 4 災害時における老人福祉施設等の使用に関する協定 <u>（社会福祉法人茶屋の園）</u></p> <p>資料 8 6 - 5 災害時における老人福祉施設等の使用に関する協定 <u>（社会福祉法人正吉福祉会）</u></p> <p>資料 8 6 - 6 災害時における老人福祉施設等の使用に関する協定 <u>（社会福祉法人安立園）</u></p> <p>資料 8 6 - 7 災害時における老人福祉施設等の使用に関する協定</p>	<p>資料 7 8 災害時における応急医薬品等の調達に関する協定書（<u>府中市薬剤師会</u>） （略）</p> <p>（略）</p> <p>（略）</p> <p>資料 8 6 災害時における老人福祉施設等の使用に関する協定（<u>多摩同胞会信愛泉寮ほか（高齢者支援課）</u>）</p>
---	---

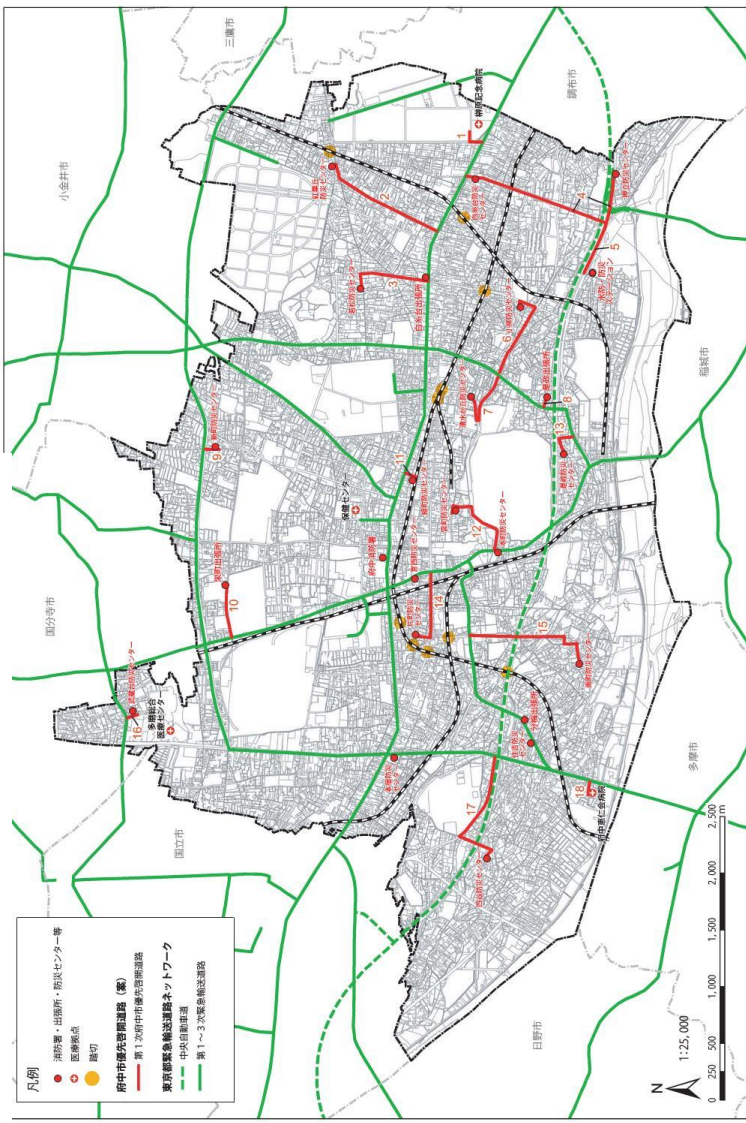
	<p style="text-align: center;"><u>(社会福祉法人府中西和会)</u></p> <p>資料 8 6 - 8 <u>災害時における老人福祉施設等の使用に関する協定</u> <u>(社会福祉法人太陽会)</u></p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>資料 8 8 - 2 <u>災害時における広域避難場所としての使用に関する</u> <u>協定書 (トヨタ自動車株式会社)</u></p> <p>資料 8 8 - 3 <u>災害時における広域避難場所としての使用に関する</u> <u>協定書 (日本中央競馬会東京競馬場)</u></p> <p>資料 8 8 - 4 <u>災害時における広域避難場所としての使用に関する</u> <u>協定書 (日本電気株式会社府中事業場)</u></p> <p>資料 8 8 - 5 <u>災害時における広域避難場所としての使用に関する</u> <u>協定書 (国立大学法人東京農工大学)</u></p> <p>資料 8 8 - 6 <u>災害時における広域避難場所としての使用に関する</u> <u>協定書 (株式会社東芝府中事業所)</u></p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>資料 9 3 <u>災害時における飲料水等の供給協力に関する協定書 (サ</u> <u>ントリービール株式会社武蔵野ビール工場)</u></p> <p>資料 9 3 - 2 <u>災害時における飲料水等の供給協力に関する協定書</u> <u>(多摩川開発株式会社)</u></p> <p>資料 9 3 - 3 <u>災害時における飲料水等の供給協力に関する協定書</u> <u>(日本中央競馬会東京競馬場)</u></p> <p>資料 9 3 - 4 <u>災害時における飲料水等の供給協力に関する協定書</u> <u>(日本電気株式会社府中事業場)</u></p> <p>資料 9 3 - 5 <u>災害時における飲料水等の供給協力に関する協定書</u> <u>(国立大学法人東京農工大学)</u></p> <p>資料 9 3 - 6 <u>災害時における飲料水等の供給協力に関する協定書</u> <u>(キューピー株式会社中河原工場)</u></p> <p>資料 9 3 - 7 <u>災害時における飲料水等の供給協力に関する協定書</u> <u>(株式会社東芝府中事業所)</u></p>	<p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>資料 9 3 <u>災害時における飲料水の供給協力に関する協定書 (東芝</u> <u>府中事業所他)</u></p>
--	---	--

	<p>(略)</p> <p>資料 9 8 - 2 <u>指定給水拠点における初動応急給水活動に関する覚書 (東京都)</u></p> <p>(略)</p> <p>資料 1 2 5 災害救助法による救助の程度、方法及び期間等早見表</p> <p>資料 1 2 5 - 2 <u>ガス供給停止等発生時における防災行政用無線等の使用に関する協定書 (東京瓦斯株式会社多摩支店)</u></p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>資料 1 2 5 災害救助法による救助の程度、方法及び期間等早見表</p> <p>(略)</p>
--	--	---

<p>(資-34-2)</p> <p>資料 1 5 - 2</p>	<p><b>資料 1 5-2 災害時における応急対策業務に関する協定（府中市造園業協会）</b></p> <p>災害時における応急対策業務に関する協定</p> <p>府中市（以下「甲」という。）と府中市造園業協会（以下「乙」という。）は、災害時における協力に関し、次のとおり協定を締結する。</p> <p>（協定の趣旨）</p> <p>第1条 この協定は、府中市地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、甲が乙に対し、災害応急対策事業等に関する協力を求める場合に必要となる事項を定めることを目的とする。</p> <p>（協力要請）</p> <p>第2条 甲は、災害が発生し甲のみでは十分な応急措置を実施することができない場合において、緊急の必要があると認めるときは、乙に対し、災害応急対策業務の協力を要請することができる。</p> <p>（業務の指示）</p> <p>第3条 甲は災害の実情に応じて、乙に対し、防災計画に定める府中市各部の分掌事務に従い、所管部長より業務内容・日時及び場所を指示して資機材及び労力等（以下「資機材等」という。）の提供を求めるものとする。</p> <p>（資機材等の提供）</p> <p>第4条 乙は、甲の要請があったときは、特別の理由がない限り、甲に対し資機材等を提供する。</p> <p>（費用負担）</p> <p>第5条 甲の使用した資機材等に要する費用は、甲が負担する。</p> <p>（請求）</p> <p>第6条 乙は業務終了後、甲の認定を受けて当該地域における通常の実費用を甲に請求するものとする</p> <p>（損害の負担）</p> <p>第7条 業務の実施に伴い損害が生じたときは、その賠償の責については甲、乙協議して定める。</p> <p>（従事者の災害補償）</p> <p>第8条 甲は、乙に属する会員のうち、災害応急対策業務に従事した者が負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合は、東京都市町村消防団員等災害補償条例の規定に基づき、これを補償するものとする。</p> <p>（協議）</p> <p>第9条 この協定の解釈について疑義を生じたときは、又はこの協定の実施に関し必要な事項は、双方が別途協議して定める。</p> <p>（協定の期間）</p> <p>第10条 この契約の期間は、平成 年 月 日から平成28年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の3か月前までに甲乙いずれからも協定解除、または変更の申し出がないときは、さらに1年間延長されたものとみなし、以後はこの例によるものとする。</p> <p>この協定を証するため、甲と乙とは本書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、その1通を保有する。</p> <p>平成27年 3月10日</p> <p>甲 府中市 代表者 府中市長 高野 律 雄</p> <p>乙 府中市造園業協会 代表者 会 長 田 中 善 雄</p>	<p>(新規)</p>																																												
<p>(資-45)</p> <p>資料 2 5</p>	<p><b>資料 2 5 消防署活動体制の整備</b></p> <p>&lt;府中消防署の配備体制&gt; (平成27年3月1日現在)</p> <table border="1" data-bbox="555 1214 987 1294"> <thead> <tr> <th>消防署</th> <th>消防出張所</th> <th>消防職員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 箇所</td> <td>4 箇所</td> <td>292 名</td> </tr> </tbody> </table> <p>&lt;府中消防署の消防車両等&gt; (平成27年3月1日現在)</p> <table border="1" data-bbox="371 1355 1171 1434"> <thead> <tr> <th>ポンプ車</th> <th>化学車</th> <th>はしご車</th> <th>救急車</th> <th>救助車</th> <th>その他の車両</th> <th>合 計</th> <th>その他可搬ポンプ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>12 台</td> <td>1 台</td> <td>1 台</td> <td>5 台</td> <td>1 台</td> <td>7 台</td> <td>27 台</td> <td>10 台</td> </tr> </tbody> </table>	消防署	消防出張所	消防職員	1 箇所	4 箇所	292 名	ポンプ車	化学車	はしご車	救急車	救助車	その他の車両	合 計	その他可搬ポンプ	12 台	1 台	1 台	5 台	1 台	7 台	27 台	10 台	<p><b>資料 2 5 消防署活動体制の整備</b></p> <p>&lt;府中消防署の配備体制&gt; (平成25年4月1日現在)</p> <table border="1" data-bbox="1435 1214 1868 1294"> <thead> <tr> <th>消防署</th> <th>消防出張所</th> <th>消防職員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 箇所</td> <td>4 箇所</td> <td>280 名</td> </tr> </tbody> </table> <p>&lt;府中消防署の消防車両等&gt; (平成25年4月1日現在)</p> <table border="1" data-bbox="1254 1355 2054 1434"> <thead> <tr> <th>ポンプ車</th> <th>化学車</th> <th>はしご車</th> <th>救急車</th> <th>救助車</th> <th>その他の車両</th> <th>合 計</th> <th>その他可搬ポンプ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>12 台</td> <td>1 台</td> <td>1 台</td> <td>5 台</td> <td>1 台</td> <td>7 台</td> <td>27 台</td> <td>8 台</td> </tr> </tbody> </table>	消防署	消防出張所	消防職員	1 箇所	4 箇所	280 名	ポンプ車	化学車	はしご車	救急車	救助車	その他の車両	合 計	その他可搬ポンプ	12 台	1 台	1 台	5 台	1 台	7 台	27 台	8 台
消防署	消防出張所	消防職員																																												
1 箇所	4 箇所	292 名																																												
ポンプ車	化学車	はしご車	救急車	救助車	その他の車両	合 計	その他可搬ポンプ																																							
12 台	1 台	1 台	5 台	1 台	7 台	27 台	10 台																																							
消防署	消防出張所	消防職員																																												
1 箇所	4 箇所	280 名																																												
ポンプ車	化学車	はしご車	救急車	救助車	その他の車両	合 計	その他可搬ポンプ																																							
12 台	1 台	1 台	5 台	1 台	7 台	27 台	8 台																																							



資料 3 5 - 2 優先啓開道路図 (震 8 7 頁)



(新規)

災害協定・覚書一覧		平成 27 年 10 月 1 日現在
機 関	名 称	締結日
府中市建設業協会	災害時における応急対策業務に関する協定書	S53.8.31
府中市医師会	災害時の医療救護活動についての協定書	H7.11.13
府中市歯科医師会	災害時の歯科医療救護活動についての協定書	H8.8.15
東京都柔道整復師会武蔵野支部	災害時における公益社団法人東京都柔道整復師会武蔵野支部の協力についての協定書	H25.8.23
一般社団法人府中市薬剤師会	災害時の救護活動に関する協定書	H27.3.9
市内事業所等	災害時における飲料水の供給協力に関する協定書	H26.5.26
市内公衆浴場	災害時における飲料水等の供給協力に関する協定書	S60.8.26
府中市社会福祉協議会	災害時におけるボランティア活動に関する協定書	H7.11.22
東京都石油業組合府中支部	災害時における燃料等の優先供給に関する協定書	H7.12.26
府中市プロパンガス商工組合	災害時における応急炊出し活動等応急対策業務の協力に関する協定書	H7.11.27
府中市燃料組合	災害時における応急炊出し活動業務の協力に関する協定書	H7.12.26
東京都トラック協会多摩支部	災害時における緊急輸送業務に関する協定書	H7.12.26
府中市管工事協会	災害時における応急給水及び上・下水道の応急復旧に関する協定書	H8.3.5
東京都 27 市・3 町・1 村	震災時等の相互応援に関する協定書	H8.3.1
東京都(水道局)	応急給水施設の設置、運用及び維持管理に関する協定	H13.10.30
学校法人明星学苑	災害時における一時集合場所の提供に関する協定書	H19.7.20
特定非営利活動法人府中電設業協会	災害時における応急対策業務に関する協定書	H23.12.1
株式会社ジェイコム東京	災害時における放送等に関する協定	H18.7.19
府中消友会	災害時における地域応急活動に関する協定書	H19.3.22
東京多摩青果株式会社	災害時における東八道路沿線5市に対する青果物の提供及び避難場所の敷地利用に関する協定書	H18.10.24
府中市農業生産者団体	災害時における農産物の優先供給に関する協定書	H8.5.29
武蔵府中郵便局・多摩郵便局	災害時における郵便局と府中市の協力に関する覚書	H10.3.26
東京都理容生活衛生同業組合府中支部	災害時における理容サービス業務の提供に関する協定	H18.5.10
市内老人福祉施設	災害時における老人福祉施設等の使用に関する協定	H27.4.1
競艇事業施行自治体 17 市	大規模災害時の相互応援に関する協定	H19.4.2
甲州街道サミット参加 12 市	大規模災害発生時等における相互応援に関する協定書	H8.11.27
府中廃棄物処理事業協同組合	地震、風水害等大規模災害時における廃棄物処理等に関する協定書	H21.4.30
府中市医師会・府中消防署	府中市における応急手当の普及に関する協定	H13.11.9
日本赤十字社東京都支部	府中市朝日町防災倉庫内の赤十字エイドステーション(掃宅支援ステーション)資材保管庫の使用に関する覚書	H16.1.13
警視庁府中警察署	府中市防災行政無線局設置等に関する覚書	H8.12.27
東京消防庁府中消防署	非常通信の運用に関する協定書	H20.3.21
東京電力株式会社武蔵野支社	大規模停電発生時における防災行政無線の使用に関する覚書	S61.6.30
府中消防署	消防水利の設置等に関する協定	H3.12.27
社団法人日本心臓血管研究振興会	防災倉庫に関する覚書	H16.7.1
都、市、放送事業者	放送を活用した避難勧告等の情報伝達の申し合わせ	H19.3.26
社団法人府中市シルバー人材センター	災害時における布団乾燥業務の協力に関する協定	H19.6.20
東京都水道局	上水道における消火栓の設置、維持管理に関する協定	H21.3.30
東京都水道局	上水道における消火栓補償費に関する覚書	H21.3.30
東京都下水道局	災害時における水再生センターへのし尿搬入及び受入れに関する覚書	H21.7.14
NPO 法人コメリ災害対策センター	災害時における物資供給に関する協定	H22.3.1
東京都種類協同組合府中支部	災害時における種類等の供給協力に関する協定書	H22.4.1
府中消防署	東京消防庁府中消防署が府中市中央防災センターに提供する災害情報の取り扱いに関する協定	H22.9.3

災害協定・覚書一覧		平成26年1月15日現在
機 関	名 称	締結日
府中市建設業協会	災害時における応急対策業務に関する協定書	S53.8.31
府中市医師会	災害時の医療救護活動についての協定書	H7.11.13
府中市歯科医師会	災害時の歯科医療救護活動についての協定書	H8.8.15
東京都柔道接骨師会武蔵野支部	災害時における公益社団法人東京都柔道接骨師会武蔵野支部の協力についての協定書	S57.4.1
府中市薬剤師会	災害時における応急医薬品等の調達に関する協定書	S57.6.1
市内事業所等	災害時における飲料水の供給協力に関する協定書	S60.8.26
市内公衆浴場	災害時における飲料水等の供給協力に関する協定書	S60.8.26
府中市社会福祉協議会	災害時におけるボランティア活動に関する協定書	H7.11.22
東京都石油業組合府中支部	災害時における燃料等の優先供給に関する協定書	H7.12.26
府中市プロパンガス商工組合	災害時における応急炊出し活動等応急対策業務の協力に関する協定書	H7.11.27
府中市燃料組合	災害時における応急炊出し活動業務の協力に関する協定書	H7.12.26
東京都トラック協会多摩支部	災害時における緊急輸送業務に関する協定書	H7.12.26
府中市管工事協会	災害時における応急給水及び上・下水道の応急復旧に関する協定書	H8.3.5
東京都27市・3町・1村	震災時等の相互応援に関する協定書	H8.3.1
東京都	応急給水施設の設置、運用及び維持管理に関する協定	H13.10.30
学校法人明星学苑	災害時における一時集合場所の提供に関する協定書	H19.7.20
特定非営利活動法人府中電設業協会	災害時における応急対策業務に関する協定書	H16.4.2
株式会社ジェイコム東京	災害時における災害情報の放送等に関する協定書	H18.7.19
府中消友会	災害時における地域応急活動に関する協定書	H19.3.22
東京多摩青果株式会社	災害時における東八道路沿線5市に対する青果物の提供及び避難場所の敷地利用に関する協定書	H18.10.24
府中市農業生産者団体	災害時における農産物の優先供給に関する協定書	H8.5.29
武蔵府中郵便局・多摩郵便局	災害時における郵便局と府中市の協力に関する覚書	H10.3.26
東京都理容生活衛生同業組合府中支部	災害時における理容サービス業務の提供に関する協定	H18.5.10
多摩同協会信愛泉寮ほか(高齢者支援課)	災害時における老人福祉施設等の使用に関する協定	H17.4.1
八王子市	震災時等における大型汎用電気計算機の相互支援体制に関する協定	H16.4.26
軽艇事業施行自治体17市	大規模災害時の相互応援に関する協定	H9.3.27
甲州街道サミット参加12市	大規模災害発生時等における相互応援に関する協定書	H8.11.27
府中廃棄物処理事業協同組合	地震、風水害等大規模災害時における廃棄物処理等に関する協定書	H21.4.30
府中市医師会・府中消防署	府中市における応急手当の普及に関する協定	H13.11.9
日本赤十字社東京都支部	府中市朝日町防災倉庫内の赤十字エイドステーション(掃宅支援ステーション)資材保管庫の使用に関する覚書	H16.1.13
警視庁府中警察署	府中市防災行政無線局設置等に関する覚書	H8.12.27
東京消防庁府中消防署	非常通信の運用に関する協定書	H20.3.21
東京電力株式会社武蔵野支社	大規模停電発生時における防災行政無線の使用に関する覚書	S61.6.30
府中消防署	消防水利の設置等に関する協定	H3.12.27
社団法人日本心臓血管研究振興会	防災倉庫に関する覚書	H16.7.1
都、市、放送事業者	放送を活用した避難勧告等の情報伝達の申し合わせ	H19.3.26
社団法人府中市シルバー人材センター	災害時における布団乾燥業務の協力に関する協定	H19.6.20
東京都水道局	上水道における消火栓の設置、維持管理に関する協定	H21.3.30
東京都水道局	上水道における消火栓補償費に関する覚書	H21.3.30
東京都下水道局	災害時における水再生センターへのし尿搬入及び受入れに関する覚書	H21.7.14
NPO 法人コメリ災害対策センター	災害時における物資供給に関する協定	H22.3.1
東京都種類協同組合府中支部	災害時における種類等の供給協力に関する協定書	H22.4.1
府中消防署	東京消防庁府中消防署が府中市中央防災センターに提供する災害情報の取り扱いに関する協定	H22.9.3
東京消防庁	東京消防庁府中消防署・府中市中央防災センターの維持管理に関する協定	H22.10.12
府中消防署	府中市と東京消防庁府中消防署間における全国同時警報システム(J-Alert)により配信される情報等の取り扱いに関する覚書	H23.9.12
株式会社八洋	災害時における飲料水等の供給協力に関する協定書	H23.12.1
府中市酒販組合	災害時における物資の供給協力に関する協定書	H24.3.2
東京都	上水道における排水栓の取扱い等に関する覚書	H24.9.10
国土交通省関東地方整備局	災害時の情報交換に関する協定	H25.3.29
国分寺市	災害時の避難場所相互利用に関する協定書	H25.6.15
東京都(水道局)	消火栓等からの応急給水等の実態等に関する覚書	H25.7.18
株式会社伊藤園	災害時における飲料水等の供給協力に関する協定書	H25.8.1
東京多摩葬祭業協同組合	災害時における葬祭用品等の供給に関する協定書	H25.8.2
公益社団法人東京都獣医師会多摩支部	災害時の動物救護活動についての協定書	H25.10.22
府中ビル管理協同組合	災害時における避難所等の環境管理に関する協定書	H25.12.16
株式会社銀しゃり	災害時における物資の供給協力に関する協定書	H25.12.25
長野県南佐久郡佐久穂町	災害時における姉妹都市相互応援協定	H26.1.15

機 関	名 称	締結日
東京消防庁	東京消防庁府中消防署・府中市中央防災センターの維持管理に関する協定	H22.10.12
府中消防署	府中市と東京消防庁府中消防署間における全国瞬時警報システム（J-Alert）により配信される情報等の取り扱いに関する覚書	H23.9.12
株式会社八洋	災害時における飲料水等の供給協力に関する協定書	H23.12.1
府中市酒販組合	災害時における物資の供給協力に関する協定書	H24.3.2
東京都（水道局）	上水道における排水栓の取扱い等に関する覚書	H24.9.10
国土交通省関東地方整備局	災害時の情報交換に関する協定	H25.3.29
国分寺市	災害時の避難場所相互利用に関する協定書	H25.6.15
東京都（水道局）	消火栓等からの応急給水等の実施等に関する覚書	H25.7.18
株式会社伊藤園	災害時における飲料水等の供給協力に関する協定書	H25.8.1
東京多摩葬祭業協同組合	災害時における葬祭用品等の供給に関する協定書	H25.8.2
公益社団法人東京都獣医師会 多摩東支部	災害時の動物救護活動についての協定書	H25.10.22
府中ビル管理協同組合	災害時における避難所等の環境管理に関する協定書	H25.12.16
株式会社銀しゃり	災害時における物資の供給協力に関する協定書	H25.12.25
長野県南佐久郡佐久穂町	災害時における姉妹都市相互応援協定	H26.1.15
府中市造園業協会	災害時における応急対策業務に関する協定	H27.3.10
株式会社小池商店府中営業所	災害時における緊急輸送業務に関する協定書	H26.5.22
株式会社ジェイコム東京西エリア局	防災行政無線の再送信連携に係る覚書	
公益財団法人日本心臓血管研究振興会 附属榑原記念病院	府中市と公益財団法人日本心臓血管研究振興会附属榑原記念病院との間における災害医療に関する協定書	H26.7.28
府中刑務所	災害時における施設等の使用に関する協定	H27.3.23
東京都立農業高等学校	府中市地域防災計画に基づく避難場所としての利用計画	H26.12.26
市内事業所等	災害時における広域避難場所としての使用に関する協定書	H26.5.15
東京都（水道局）	指定給水拠点における初動応急給水活動に関する覚書	H26.3.31
東京瓦斯株式会社多摩支店	ガス供給停止等発生時における防災行政用無線等の使用に関する協定書	H26.12.1

<p>(資-105-2)</p> <p>資料56-2</p>	<p><b>資料56-2 災害時における緊急輸送業務に関する協定書（株式会社小池商店）</b></p> <p>災害時における緊急輸送業務に関する協定書</p> <p>災害時における緊急輸送業務に関し、府中市（以下「甲」という。）と株式会社小池商店（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この協定は、地震、風水害等により府中市内で大規模な災害が発生した場合に、府中市地域防災計画に基づき甲が実施する災害応急対策について、乙の協力を得ることにより、緊急輸送を迅速かつ確実に実施するため、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(協力)</p> <p>第2条 甲は、府中市内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、物資の緊急輸送のほか、乙の保有する機材により実施可能な災害応急業務が必要であると認めるときは、乙に対し、協力を依頼するものとする。</p> <p>2 甲は、乙に対し物資輸送の協力を依頼する場合は、物資輸送協力依頼書（第1号様式）により乙に対し、輸送日時、品目、数量、受取場所、輸送先その他必要な事項を明らかにして行うものとする。ただし、緊急の場合は、口頭で行い、後日物資輸送協力依頼書をもって処理するものとする。</p> <p>3 乙は、甲の要請があった場合、可能な範囲で協力するものとする。</p> <p>(報告)</p> <p>第3条 乙は、前条第1項の規定により物資輸送を実施した場合は、輸送日時、輸送先、輸送距離、従事人員、従事車両数、品目及び数量その他必要な事項を記載した書面により、速やかに甲に対し報告するものとする。</p> <p>(経費負担)</p> <p>第4条 甲の依頼に基づき業務を実施した場合の費用は、甲が負担するものとする。</p> <p>2 前項の経費は、災害時の直前における通常の価格を基準として、甲及び乙が協議のうえ、決定するものとする。</p> <p>(請求及び支払)</p> <p>第5条 乙は、物資輸送の終了後、前条による経費を甲に請求するものとする。</p> <p>2 甲は、乙から前条の規定により請求があったときは、その内容を確認のうえ、速やかにその経費を乙に支払うものとする。</p> <p>(事故等の報告)</p> <p>第6条 乙は、物資輸送の際、従事車両が事故その他の理由により運行を中断したときは、甲に対し速やかにその状況を報告するものとする。</p> <p>(賠償責任)</p> <p>第7条 乙は、物資輸送の実施のための車両の運行に際し、乙の責に帰する理由により、事業用自動車の使用者（同伴者を含む。）及び第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。</p> <p>(損害賠償)</p> <p>第8条 甲は、その責に帰する理由により、物資輸送の実施のための車両を損傷し、又は滅失したときは、乙に対してその損害を賠償する。</p> <p>(損害補償)</p> <p>第9条 甲の依頼に基づき乙が実施した応急措置業務に係る従事者について、その者の責に帰することができない理由により死亡その他の事故が生じたときは、災害対策基本法（昭和36年11月法律第223号）第84条第1項の規定による東京都町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年4月組合条例第19号）に定めるところによりその損害を補償する。ただし、当該従事者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は第三者から損害賠償を受けたときは、これらの価格の限度において損害賠償の責を免れる。</p> <p>(協定の有効期間)</p> <p>第10条 この協定の有効期間は、協定締結日から平成27年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の3箇月前までに、甲、乙いずれからも申出がないときは、1年間延長されたものとみなし、以後この例による。</p> <p>(協議)</p> <p>第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定する。</p> <p>上記、協定締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。</p> <p>平成26年 5月22日</p>	<p>(新規)</p>
--------------------------------	---	-------------

甲 東京都府中市宮西町二丁目24番地

東京都府中市  
代表者 市長 高野 律 雄

乙 東京都府中市四谷六丁目56番地

株式会社 小池商店 府中営業所  
代表者 代表取締役 小池 茂 男

第1号様式（第2条関係）

府 第 号  
年 月 日

株式会社 小池商店 様

府中市長

物資輸送協力依頼書

「災害時における緊急輸送業務に関する協定書」に基づき、災害応急対策に係る物資の輸送について、  
下記のとおり依頼します。

記

	品目名	数量
輸送品目・数量		
輸送日時	年 月 日	時
受取場所		
輸送先		
その他		

※連絡先 府中市 部 課  
担当  
電話

<p>(資 -119-2)</p> <p>資料 6 2 - 2</p>	<p><b>資料 6 2 - 2 防災行政無線の再送信連携に係る覚書 (株式会社ジェイコム東京西エリア局)</b></p> <p style="text-align: center;">防災行政無線の再送信連携に係る覚書</p> <p>府中市 (以下「甲」という。) と、株式会社ジェイコム東京 (以下「乙」という。) とは、甲が防災行政無線により市民向けに実施している行政告知放送を、乙の設備を利用し再送信を行うことに関して合意したので本覚書を締結する。</p> <p>(再送信の同意)</p> <p>第 1 条 甲及び乙は、防災行政無線により市民向けに実施している放送を、乙の設備 (第 6 条に定義する) を利用し、乙の緊急地震速報サービスに加入している者に貸与している専用端末を通して、再送信を行うことに同意する。</p> <p>2 乙は、甲が提供する放送の内容について、変更を加えないものとする。</p> <p>(有効期間)</p> <p>第 2 条 本覚書の有効期間は、覚書締結日から平成 2 8 年 3 月 3 1 日までとする。ただし、甲・乙双方から期間満了 3 か月前までに書面による申し出がない場合は、有効期間を 1 年間延長するものとし、以後も同様とする。</p> <p>(提供エリア)</p> <p>第 3 条 本覚書で合意した再送信の提供対象は、東京都府中市内とし、乙が運営するサービス提供が可能な世帯とする。これ以外の地域に関しては再送信を行わないものとする。</p> <p>(費用)</p> <p>第 4 条 本覚書による甲の放送内容提供の対価は無償とする。</p> <p>2 乙は、甲から提供された放送内容を乙の緊急地震速報サービス加入者に対して、無償で再送信するものとする。ただし、乙が提供している緊急地震速報サービスに関しては、利用料金を含め乙所定の契約条件によるものとし、甲は乙に対して制限をかけないものとする。</p> <p>3 甲及び乙は、再送信を実施するに当たり必要となる甲の設備及び乙の設備の改修等の費用に関して自らの責任と負担において実施し、相手方に請求しないものとする。</p> <p>4 乙の設備設置が原因で、甲の設備の本来の使用目的 (別途定める) が達成できない場合は、甲は乙に原状回復に係る費用を請求できるものとする。</p> <p>(免責事項)</p> <p>第 5 条 乙は、乙の設備の維持管理を乙の責任において実施するが、天変地災その他事故等により、再送信が実施できなかつた場合でも、なんら責任を負わないものとする。</p> <p>2 再送信する放送内容に関しては、甲が実施したものは甲の責任とし、乙は責任を負わないものとする。乙は、乙の緊急地震速報サービス加入者から再送信の内容に関する質疑、異議、請求等があるときは、これを甲に引き継ぐ。</p> <p>3 甲は、乙の緊急地震速報サービス加入者から乙の設備や端末についての操作や不具合等についての質疑、異議、請求等があるときは、これを乙に引き継ぐ。</p> <p>(設備の維持管理)</p> <p>第 6 条 甲の設備及び乙の設備は、別紙 1 に規定する。</p> <p>2 本覚書で合意した再送信のため、甲及び乙は、各々の設備について各々の責任と負担において、維持管理を行うものとする。なお、甲が所有又は管理する施設内の乙の設備にかかる電気料金等は甲が負担するものとする。</p> <p>3 乙は、再送信のために、甲の設備の点検が必要と判断した場合、事前に甲の承諾を得たうえで、甲の設備に立ち入り点検を実施することができるものとする。この場合、事後速やかに甲に点検の結果を報告するものとする。</p> <p>4 前項に定める点検や維持管理に関する作業を実施する場合、甲は乙からの要請があった場合、甲の施設管理を委託する事業者へ協力を要請するものとする。</p> <p>(守秘義務)</p> <p>第 7 条 甲及び乙は、本覚書に規定する業務の遂行に当たり知り得た相手方の事業上、技術上の事項について、第三者に開示してはならない。ただし、事前に甲・乙合意した事項に関してはこの限りではない。</p> <p>(解除)</p> <p>第 8 条 甲又は乙が、第 2 条の有効期間中に本覚書を解除しようとする場合には、3 か月前に相手方に書面にて通知することにより、本覚書を将来に向かって解除することができる。</p>	<p>(新規)</p>
-------------------------------------	--	-------------

(権利義務)  
第9条 甲及び乙は、相手方の事前の承諾なく、本覚書上の地位、及び権利義務を第三者に譲渡し、引き受けさせ、その他処分しないものとする。

(協議事項)  
第10条 本覚書に定めのない事項については、誠意を持って甲及び乙協議のうえ定めるものとする。

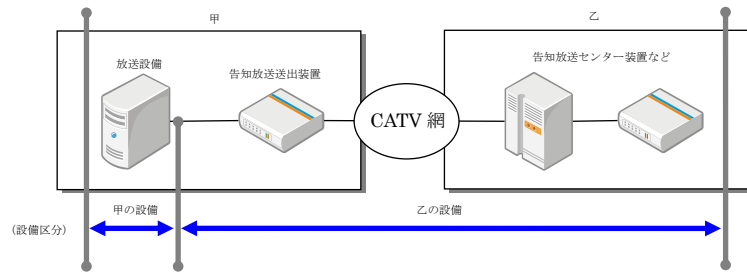
本覚書合意の証として、本書を2通作成し甲・乙それぞれ各1通を保有する。

平成27年5月18日

甲：東京都府中市宮西町2-24  
府中市  
市長 高野 律雄

乙：東京都小金井市梶野町4-5-1  
株式会社ジェイコム東京 西エリア局  
局長 葛西 昭人

別紙1 甲の設備及び乙の設備



(資-122)

資料6.4 被害程度の認定基準 (震1.4.4頁)

6 被害金額

資料6.4

(7) 「農産被害」とは、農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。

資料6.4 被害程度の認定基準 (震1.4.4頁)

6 被害金額

(7) 「農産被害」都は、農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。

(資-182-2)

資料 7 9  
- 2

**資料 7 9 - 2 府中市と公益財団法人日本心臓血圧研究振興会附属榊原記念病院との間における災害医療に関する協定書（公益財団法人日本心臓血圧研究振興会附属榊原記念病院）**

府中市と公益財団法人日本心臓血圧研究振興会附属榊原記念病院の間における災害医療に関する協定書

府中市（以下「甲」という。）と公益財団法人日本心臓血圧研究振興会附属榊原記念病院（以下「乙」という。）は、「府中市と財団法人日本心臓血圧研究振興会との間における病院建設に関する基本協定書」第 4 条第 2 項に基づき、大規模な災害及び不慮の事故の発生時（以下「災害時」という。）における医療救護活動に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、乙が専門医療機関として広域災害時医療に果たす役割を踏まえて、甲が災害時に実施する医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項について定めることを目的とする。

（医療救護活動の実施）

第 2 条 乙は、府中市域において震度 5 強以上の地震が発生した時は、甲の要請を待たずに医療救護班を編成し医療救護活動が実施できるものとする。

2 乙は、前項の規定に係わらず、災害時において、甲の要請を受けたときは、すみやかに医療救護班を編成し医療救護活動を実施するものとする。

3 前 2 項の医療救護活動は、乙の施設において救護所を開設し、実施するものとする。

（災害時医療救護計画の策定及び提出）

第 3 条 乙は、前条に定める医療救護活動の円滑な実施を図るため、災害時医療救護計画を策定し、甲に提出する。

2 乙は、災害時医療救護計画の内容を変更したときは、すみやかに変更事項を甲に提出するものとする。

（医療救護活動の業務）

第 4 条 乙が実施する医療救護活動の業務は、次のとおりとする。

- (1) 傷病者に対するトリアージの実施
- (2) 応急処置及び他の医療機関への転送の要否及び転送順位の決定
- (3) 死亡の確認
- (4) その他状況に応じた処置

（連絡調整）

第 5 条 医療救護活動に係る連絡調整は、甲及び乙が指示した者が協議して行うものとする。

（医療救護活動に係る資器材等）

第 6 条 医療救護活動に必要な資器材は、甲乙の協議により、甲が調達し朝日町防災倉庫に保管するものとする。

2 前条の連絡調整を行うために必要な通信機器は、甲が乙の施設に配備するものとする。

（費用弁償等）

第 7 条 甲の要請に基づき、乙が医療救護活動を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

- (1) 医療救護に要する費用弁償
- (2) 医療救護活動のために使用した医薬品、医療材料等の実費弁償

（医事紛争の処理）

第 8 条 この協定により実施した医療救護活動に関して、傷病者との間に医事紛争が生じた場合、甲は責任をもってその処理にあたり、乙または当該医師に求償しないものとする。

（災害救助法との関係）

第 9 条 本協定は、災害救助法（昭和 2 2 年法律第 1 1 8 号）の適用を受けた場合は、指定日より災害救助法の定めるところにより運用する。

（協 議）

第 1 0 条 この協定に定めのない事項またはこの協定に関して疑義が生じた事項については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（協定の期間）

第 1 1 条 この協定の有効期間は、協定成立の日から平成 2 7 年 3 月 3 1 日までとする。ただし、この協定の有効期間満了までに甲乙いずれからも何らかの意思表示がないときは、期間満了の日の翌日から 1 年間この協定を更新するものとし、以後同様とする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙双方記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

平成 2 6 年 7 月 2 8 日

甲 府中市宮西町 2 丁目 2 4 番地  
府中市  
府中市長 高 野 律 雄

乙 府中市朝日町 3 丁目 1 6 番地の 1  
公益財団法人 日本心臓血圧研究振興会附属  
榊原記念病院  
病院長 友 池 仁 暢

(新規)



<p>(資-186-2)</p> <p>資料 8 2</p> <p>— 2</p>	<p><b>資料 8 2-2 災害時における施設等の使用に関する協定（府中刑務所）</b></p> <p style="text-align: center;">災害時における施設等の使用に関する協定</p> <p>府中市（以下「甲」という。）と府中刑務所（以下「乙」という。）は、災害時における乙の施設及び敷地（以下「施設等」という。）の使用に関し、次のとおり協定を締結する。</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この協定は、府中市内において大規模な災害が発生した場合における、甲の申請に基づく乙の施設等の使用について、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>（範囲）</p> <p>第2条 乙が使用を許可することのできる施設等の範囲は次のとおりとする。</p> <p>(1) 武道場 (2) 体育館 (3) グラウンド</p> <p>（使用の申請）</p> <p>第3条 甲は、府中市内で大規模災害が発生した場合において、府中市地域防災計画に定める施設等だけでは、災害対策業務に支障が生じると判断した場合、避難所、物資集積場所及び支援車両等の駐車場（以下「避難所等」という。）として使用するため、乙に対し前条に掲げる施設の使用を申請することができる。</p> <p>2 甲の前項の申請は、国有財産使用許可申請書の提出により行うものとする。ただし、当該申請書を提出するいとまがないときは、口頭、電話等により要請することができるものとし、後日速やかに書面を提出するものとする。</p> <p>（使用許可）</p> <p>第4条 乙は、甲からの第3条第2項の使用申請に基づき、施設の使用が必要と認めるときは、国有財産使用許可書を甲に交付し、甲は、当該許可書記載の使用条件に基づき使用するものとする。</p> <p>2 乙は、前項の申請を許可する場合は、国有財産法第19条において準用する同法第22条第1項第3号の規定に基づき、使用料を無償とする。</p> <p>3 乙は、前条の申請が行われた場合、可能な範囲で、甲に協力するものとする。</p> <p>（使用期間）</p> <p>第5条 施設等の使用期間は、甲の被害状況等を考慮した上、甲乙協議により定めるものとする。</p> <p>2 甲は、乙が実施する通常事業を早期に再開できるよう配慮するものとする。</p> <p>（返還）</p> <p>第6条 甲は、乙から提供された施設等の使用を終了する場合は、書面により、乙に通知するものとする。</p> <p>2 甲は、施設の使用を終了するときは、使用した施設等を原状に復し、乙の確認を受けた後に引き渡すものとする。</p> <p>3 前項の原状に復した費用は、甲が負うものとする。</p> <p>（費用負担及び物資の調達）</p> <p>第7条 避難所等の運営経費は全額を甲が負担することとし、必要となる物資の調達も甲が行うものとする。</p> <p>（協議）</p> <p>第8条 この協定に定めのない事項、又はこの協定の解釈について疑義が生じたときは、その都度、甲乙間で協議の上、定めるものとする。</p> <p>（有効期限）</p> <p>第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から当該年度末の3月31日までとする。ただし、期間満了の日の3か月前までに甲乙いずれからも協定解除、又は変更の申出がないときは、本協定は同一の条件で自動的に1年間更新されるものとし、以後同様とする。</p> <p>甲乙は、本書を2通作成し、それぞれ記名捺印の上、各1通を保管する。</p> <p>平成27年 3月23日</p> <p>甲 東京都府中市宮西町2丁目24番地 府中市 代表者 府中市長 高野 律雄</p> <p>乙 東京都府中市晴見町4丁目10番地 府中刑務所 代表者 所長 松本 忠良</p>	<p>(新規)</p>
---	---	-------------

## 資料 8 3

資料 8 3 指定避難場所一覧表 (震 198、210頁)

指定避難場所一覧表

施設名	所在地	校庭面積 (㎡)	対応災害種別					
			地震	洪水	内水氾濫	崖崩れ	大規模火災	火山の噴火
第一小学校	寿町 2-6	9,369	○	○	○	○	○	○
第二小学校	緑町 1-29	8,897	○	○	○	○	○	○
第三小学校	片町 3-5	16,394	○	○	○	○	○	○
第四小学校	白糸台 1-58	4,076	○	○	○	○	○	○
第五小学校	本宿町 1-51	13,156	○	○	○	○	○	○
第六小学校	天神町 4-14	8,635	○	○	○	○	○	○
第七小学校	北山町 2-23	15,917	○	○	○	○	○	○
第八小学校	是政 1-34	7,301	○	○	○	○	○	○
第九小学校	栄町 3-7	5,156	○	○	○	○	○	○
第十小学校	若松町 4-29	9,074	○	○	○	○	○	○
武蔵台小学校	武蔵台 2-3	6,174	○	○	○	○	○	○
住吉小学校	住吉町 2-30	8,293	○	-	-	○	○	○
新町小学校	新町 1-25	5,228	○	○	○	○	○	○
本宿小学校	本宿町 4-19	10,824	○	○	○	○	○	○
白糸台小学校	白糸台 2-16	7,801	○	○	○	○	○	○
矢崎小学校	矢崎町 4-9	5,425	○	-	-	○	○	○
若松小学校	若松町 3-11	4,627	○	○	○	○	○	○
小柳小学校	小柳町 3-21	8,461	○	-	-	○	○	○
南白糸台小学校	白糸台 6-48	8,262	○	-	-	○	○	○
四谷小学校	四谷 3-2740	11,893	○	-	-	○	○	○
南町小学校	南町 3-6	6,407	○	-	○	○	○	○
日新小学校	日新町 5-22	7,926	○	-	○	○	○	○
第一中学校	幸町 1-22	15,365	○	○	○	○	○	○
第二中学校	紅葉丘 1-23	8,655	○	○	○	○	○	○
第三中学校	本町 4-16	8,201	○	-	○	○	○	○
第四中学校	美好町 2-13	9,142	○	○	○	○	○	○
第五中学校	新町 2-44	9,343	○	○	○	○	○	○
第六中学校	押立町 1-2	10,063	○	-	-	○	○	○
第七中学校	武蔵台 2-4	6,748	○	○	○	○	○	○
第八中学校	四谷 1-2827	8,960	○	-	-	○	○	○
第九中学校	小柳町 2-49	8,818	○	○	-	○	○	○
第十中学校	西府町 4-21	9,026	○	○	○	○	○	○
浅間中学校	浅間町 1-1	10,736	○	○	○	○	○	○
明星学苑	栄町 1-1	14,472	○	○	○	○	○	○
府中高等学校	栄町 3-3	7,200	○	○	○	○	○	○
府中東高等学校	押立町 4-21	10,240	○	-	-	○	○	○
府中西高等学校	日新町 4-6	10,282	○	-	○	○	○	○
農業高等学校	寿町 1-10	14,015	○	○	○	○	○	○
府中工業高等学校	若松町 2-19	15,201	○	○	○	○	○	○

凡例 ○: 該当 - : 非該当

資料 8 3 指定避難場所一覧表 (震 198、210頁)

指定避難場所一覧表

施設名	所在地	校庭面積 (㎡)
第一小学校	寿町 2-6	9,369
第二小学校	緑町 1-29	8,897
第三小学校	片町 3-5	16,394
第四小学校	白糸台 1-58	4,076
第五小学校	本宿町 1-37	13,156
第六小学校	天神町 4-14	8,635
第七小学校	北山町 2-23	15,917
第八小学校	是政 1-34	7,301
第九小学校	栄町 3-7	5,156
第十小学校	若松町 4-29	9,074
武蔵台小学校	武蔵台 2-3	6,174
住吉小学校	住吉町 2-30	8,293
新町小学校	新町 1-25	5,228
本宿小学校	本宿町 4-19	10,824
白糸台小学校	白糸台 2-16	7,801
矢崎小学校	矢崎町 4-9	5,425
若松小学校	若松町 3-11	4,627
小柳小学校	小柳町 3-21	8,461
南白糸台小学校	白糸台 6-48	8,262
四谷小学校	四谷 3-2740	11,893
南町小学校	南町 3-6	6,407
日新小学校	日新町 5-22	7,926
第一中学校	幸町 1-22	15,365
第二中学校	紅葉丘 1-23	8,655
第三中学校	本町 4-16	8,201
第四中学校	美好町 2-13	9,142
第五中学校	新町 2-44	9,343
第六中学校	押立町 1-2	10,063
第七中学校	武蔵台 2-4	6,748
第八中学校	四谷 1-2827	8,960
第九中学校	小柳町 2-49	8,818
第十中学校	西府町 4-21	9,026
浅間中学校	浅間町 1-1	10,736
明星学苑	栄町 1-1	14,472
府中高等学校	栄町 3-3	7,200
府中東高等学校	押立町 4-21	10,240
府中西高等学校	日新町 4-6	10,282
農業高等学校	寿町 1-10	14,015
府中工業高等学校	若松町 2-19	15,201

資料 8 4 避難所一覧表 (震198、202頁)

	収容施設名	所在地	電話 (042)	収容可能面積 (㎡)	一時 収容 (人)	長期 収容 (人)	校舎等の面積		避難地域の目安
							体育館 (㎡)	教室 (㎡)	
1	第一小学校	寿町 2-6	363-9131	735	891	445	735	31室 2,179	宮西町1丁目、宮西町2丁目、宮西町3丁目、寿町1丁目、寿町2丁目、寿町3丁目、府中町1丁目
2	第二小学校	緑町 1-29	363-9132	592	718	359	592	27室 1,737	府中町2丁目、府中町3丁目、緑町1丁目
3	第三小学校	片町 3-5	363-9133	593	719	359	593	32室 1,927	宮西町5丁目、片町3丁目
4	第四小学校	白糸台 1-58	363-9134	592	718	359	592	20室 1,323	白糸台1丁目
5	第五小学校	本宿町 1-51	363-9135	592	718	359	592	23室 1,481	日新町1丁目、分梅町3丁目、本宿町1丁目、本宿町2丁目
6	第六小学校	天神町 4-14	363-9136	592	718	359	592	20室 1,281	天神町3丁目、天神町4丁目
7	第七小学校	北山町 2-23	363-9137	592	718	359	592	20室 1,256	北山町1丁目、北山町2丁目、北山町3丁目、北山町4丁目
8	第八小学校	是政 1-34	363-9138	593	719	359	593	25室 1,593	是政1丁目、是政2丁目、清水が丘1丁目、清水が丘2丁目
9	第九小学校	栄町 3-7	363-9139	592	718	359	592	27室 1,739	栄町2丁目、栄町3丁目、晴見町2丁目、晴見町4丁目
10	第十小学校	若松町 4-29	363-9130	592	718	359	592	20室 1,260	若松町4丁目、若松町5丁目

資料 8 4 避難所一覧表 (震198、202頁)

	収容施設名	所在地	電話 (042)	収容可能面積 (㎡)	一時 収容 (人)	長期 収容 (人)	校舎等の面積		避難地域の目安	風水害時の利用可能状況			
							体育館 (㎡)	教室 (㎡)		1階以上 から 利用可能	2階以上 から 利用可能	3階以上 から 利用可能	利用 不可
1	第一小学校	寿町 2-6	363-9131	735	891	445	735	31室 2,179	宮西町1丁目、宮西町2丁目、宮西町3丁目、寿町1丁目、寿町2丁目、寿町3丁目、府中町1丁目	○			
2	第二小学校	緑町 1-29	363-9132	592	718	359	592	27室 1,737	府中町2丁目、府中町3丁目、緑町1丁目	○			
3	第三小学校	片町 3-5	363-9133	593	719	359	593	32室 1,927	宮西町5丁目、片町3丁目	○			
4	第四小学校	白糸台 1-58	363-9134	592	718	359	592	20室 1,323	白糸台1丁目	○			
5	第五小学校	本宿町 1-51	363-9135	592	718	359	592	23室 1,481	日新町1丁目、分梅町3丁目、本宿町1丁目、本宿町2丁目	○			
6	第六小学校	天神町 4-14	363-9136	592	718	359	592	20室 1,281	天神町3丁目、天神町4丁目	○			
7	第七小学校	北山町 2-23	363-9137	592	718	359	592	20室 1,256	北山町1丁目、北山町2丁目、北山町3丁目、北山町4丁目	○			
8	第八小学校	是政 1-34	363-9138	593	719	359	593	25室 1,593	是政1丁目、是政2丁目、清水が丘1丁目、清水が丘2丁目	○			
9	第九小学校	栄町 3-7	363-9139	592	718	359	592	27室 1,739	栄町2丁目、栄町3丁目、晴見町2丁目、晴見町4丁目	○			
10	第十小学校	若松町 4-29	363-9130	592	718	359	592	20室 1,260	若松町4丁目、若松町5丁目	○			

11	武藏台 小学校	武藏台 2-3	322-0617	585	709	355	585	20室 1,321	武藏台1丁目、武藏台2丁目
12	住吉小学校	住吉町 2-30	361-6319	577	699	350	577	27室 2,223	住吉町2丁目、南町4丁目
13	新町小学校	新町 1-25	363-3908	590	715	358	590	18室 1,221	柴町1丁目、新町1丁目
14	本宿小学校	本宿町 4-19	365-2652	590	715	358	590	19室 1,221	西府町3丁目、東芝町、本宿町4丁目
15	白糸台 小学校	白糸台 2-16	365-2650	579	702	351	579	17室 1,086	朝日町1丁目、白糸台2丁目、白糸台 3丁目
16	矢崎小学校	矢崎町 4-9	363-9128	607	736	368	607	15室 975	矢崎町4丁目、矢崎町5丁目
17	若松小学校	若松町 3-11	364-1771	617	748	374	617	14室 906	若松町2丁目、若松町3丁目
18	小柳小学校	小柳町 3-21	365-5371	596	722	361	596	28室 1,792	小柳町2丁目、小柳町3丁目、小柳町 4丁目
19	南白糸台 小学校	白糸台 6-48	365-5381	586	710	355	586	26室 1,662	白糸台5丁目、白糸台6丁目
20	四谷小学校	四谷 3-2740	364-0881	675	818	409	675	23室 1,565	四谷2丁目、四谷3丁目、住吉町3丁 目、住吉町4丁目
21	南町小学校	南町 3-6	366-3320	606	735	367	606	17室 1,263	南町2丁目、南町3丁目、分梅町2丁 目
22	日新小学校	日新町 5-22	368-6241	637	772	386	637	14室 952	日新町2丁目、日新町3丁目、日新町 4丁目、日新町5丁目

11	武藏台 小学校	武藏台 2-3	322-0617	585	709	355	585	20室 1,321	武藏台1丁目、武藏台2丁目		
12	住吉小学校	住吉町 2-30	361-6319	577	699	350	577	27室 2,223	住吉町2丁目、南町4丁目		○
13	新町小学校	新町 1-25	363-3908	590	715	358	590	18室 1,221	柴町1丁目、柴町3丁目、新町1丁目		○
14	本宿小学校	本宿町 4-19	365-2652	590	715	358	590	19室 1,221	西府町3丁目、東芝町、本宿町4丁目		○
15	白糸台 小学校	白糸台 2-16	365-2650	579	702	351	579	17室 1,086	朝日町1丁目、白糸台2丁目、白糸台 3丁目		○
16	矢崎小学校	矢崎町 4-9	363-9128	607	736	368	607	15室 975	矢崎町4丁目、矢崎町5丁目		○
17	若松小学校	若松町 3-11	364-1771	617	748	374	617	14室 906	若松町2丁目、若松町3丁目		○
18	小柳小学校	小柳町 3-21	365-5371	596	722	361	596	28室 1,792	小柳町2丁目、小柳町3丁目、小柳町 4丁目		○
19	南白糸台 小学校	白糸台 6-48	365-5381	586	710	355	586	26室 1,662	白糸台5丁目、白糸台6丁目		○
20	四谷小学校	四谷 3-2740	364-0881	675	818	409	675	23室 1,565	四谷2丁目、四谷3丁目、住吉町3丁 目、住吉町4丁目		○
21	南町小学校	南町 3-6	366-3320	606	735	367	606	17室 1,263	南町2丁目、南町3丁目、分梅町2丁 目		○
22	日新小学校	日新町 5-22	368-6241	637	772	386	637	14室 952	日新町2丁目、日新町3丁目、日新町 4丁目、日新町5丁目		○

23	第一中学校	幸町 1-22	361-9301	1,672	2,027	1,013	1,672	1,449	23室 1,449	宮町1丁目、宮町2丁目、宮町3丁目、幸町1丁目、幸町2丁目、幸町3丁目、晴見町1丁目、晴見町3丁目、天神町1丁目
24	第二中学校	紅葉丘 1-23	363-9122	2,835	3,436	1,718	2,835	2,835	21室 1,305	紅葉丘1丁目、紅葉丘2丁目、紅葉丘3丁目、多磨町1丁目、多磨町2丁目、多磨町3丁目、多磨町4丁目、朝日町2丁目、朝日町3丁目
25	第三中学校	本町 4-16	363-9123	2,789	3,381	1,690	2,789	20室 1,260	是政3丁目、是政5丁目、是政6丁目、南町1丁目、南町5丁目、南町6丁目、分梅町1丁目、分梅町5丁目、本町1丁目、本町2丁目、本町3丁目、本町4丁目、矢崎町1丁目、矢崎町2丁目、矢崎町3丁目	
26	第四中学校	美好町 2-13	363-9124	2,459	2,981	1,490	2,459	2,459	25室 1,615	宮西町4丁目、日綱町、美好町1丁目、美好町2丁目、美好町3丁目、分梅町4丁目、片町1丁目、片町2丁目、本宿町3丁目
27	第五中学校	新町 2-44	363-9125	2,956	3,583	1,792	2,956	1,197	19室 1,197	新町2丁目、新町3丁目、浅間町2丁目、浅間町3丁目、浅間町4丁目、天神町2丁目
28	第六中学校	押立町 1-2	363-9126	2,829	3,429	1,715	2,829	2,829	25室 1,586	押立町1丁目、押立町2丁目、押立町3丁目、押立町4丁目、押立町5丁目、小柳町5丁目、小柳町6丁目、白糸台4丁目

23	第一中学校	幸町 1-22	361-9301	1,672	2,027	1,013	1,672	23室 1,449	宮町1丁目、宮町2丁目、宮町3丁目、幸町1丁目、幸町2丁目、晴見町1丁目、晴見町3丁目、天神町1丁目	○
24	第二中学校	紅葉丘 1-23	363-9122	2,835	3,436	1,718	2,835	21室 1,305	紅葉丘1丁目、紅葉丘2丁目、紅葉丘3丁目、多磨町1丁目、多磨町2丁目、多磨町3丁目、多磨町4丁目、朝日町2丁目、朝日町3丁目	○
25	第三中学校	本町 4-16	363-9123	2,789	3,381	1,690	2,789	20室 1,260	是政3丁目、是政5丁目、是政6丁目、南町1丁目、南町5丁目、南町6丁目、分梅町1丁目、分梅町5丁目、本町1丁目、本町2丁目、本町3丁目、本町4丁目、矢崎町1丁目、矢崎町2丁目、矢崎町3丁目	○
26	第四中学校	美好町 2-13	363-9124	2,459	2,981	1,490	2,459	25室 1,615	宮西町4丁目、日綱町、美好町1丁目、美好町2丁目、美好町3丁目、分梅町4丁目、片町1丁目、片町2丁目、本宿町3丁目	○
27	第五中学校	新町 2-44	363-9125	2,956	3,583	1,792	2,956	19室 1,197	新町2丁目、新町3丁目、浅間町2丁目、浅間町3丁目、浅間町4丁目、天神町2丁目	○
28	第六中学校	押立町 1-2	363-9126	2,829	3,429	1,715	2,829	25室 1,586	押立町1丁目、押立町2丁目、押立町3丁目、押立町4丁目、押立町5丁目、小柳町5丁目、小柳町6丁目、白糸台4丁目	○

29	第七中学校	武蔵台 2-4	322-0557	2,806	3,401	1,701	2,806	14室 1,174	西原町1丁目、西原町2丁目、武蔵台3丁目
30	第八中学校	四谷 1-2827	364-1881	1,673	2,028	1,014	1,673	23室 1,466	四谷1丁目、四谷4丁目、四谷5丁目、四谷6丁目、住吉町1丁目、住吉町5丁目
31	第九中学校	小柳町 2-49	367-0320	1,101	1,335	667	1,101	15室 1,018	若松町1丁目、小柳町1丁目、是政4丁目、清水が丘3丁目、日吉町
32	第十中学校	西府町 4-21	364-3166	1,119	1,356	678	1,119	12室 816	西原町3丁目、西原町4丁目、西府町1丁目、西府町2丁目、西府町4丁目、西府町5丁目
33	浅間中学校	浅間町 1-1	360-0031	1,127	1,366	683	1,127	17室 1,164	浅間町1丁目、八幡町1丁目、八幡町2丁目、八幡町3丁目、緑町3丁目
34	郷土の森 総合体育館	矢崎町 5-5	363-8111	3,860	4,679	2,339			
35	中央文化 センター	府中町 2-25	364-3611	367	445	222			
36	白糸台文化 センター	白糸台 1-60	363-6208	251	304	152			
37	西府文化 センター	西府町 1-60	364-0811	250	303	152			
38	武蔵台文化 センター	武蔵台 2-2	576-3231	244	269	148			

29	第七中学校	武蔵台 2-4	322-0557	2,806	3,401	1,701	2,806	14室 1,174	西原町1丁目、西原町2丁目、武蔵台3丁目	○
30	第八中学校	四谷 1-2827	364-1881	1,673	2,028	1,014	1,673	23室 1,466	四谷1丁目、四谷4丁目、四谷5丁目、四谷6丁目、住吉町1丁目、住吉町5丁目	○
31	第九中学校	小柳町 2-49	367-0320	1,101	1,335	667	1,101	15室 1,018	若松町1丁目、小柳町1丁目、是政4丁目、清水が丘3丁目、日吉町	○
32	第十中学校	西府町 4-21	364-3166	1,119	1,356	678	1,119	12室 816	西原町3丁目、西原町4丁目、西府町1丁目、西府町2丁目、西府町4丁目、西府町5丁目	○
33	浅間中学校	浅間町 1-1	360-0031	1,127	1,366	683	1,127	17室 1,164	浅間町1丁目、八幡町1丁目、八幡町2丁目、八幡町3丁目、緑町3丁目	○
34	郷土の森 総合体育館	矢崎町 5-5	363-8111	3,860	4,679	2,339				○
35	中央文化 センター	府中町 2-25	364-3611	367	445	222				
36	白糸台文化 センター	白糸台 1-60	363-6208	251	304	152				
37	西府文化 センター	西府町 1-10	364-0811	250	303	152				
38	武蔵台文化 センター	武蔵台 2-2	576-3231	244	269	148				

39	新町文化センター	新町 1-66	366-7611	287	348	174		
40	住吉文化センター	住吉町 1-61	366-8611	283	343	172		
41	是政文化センター	是政 2-20	365-6211	266	322	161		
42	紅葉丘文化センター	紅葉丘 2-1	365-1188	246	320	160		
43	押立文化センター	押立町 5-4	488-4966	65	79	39		
44	四谷文化センター	四谷 2-75	367-1441	191	232	116		
45	片町文化センター	片町 2-17	366-7001	292	354	177		
46	ルミエール府中(市民会館)	府中町 2-24	361-4111	2,400	2,909	1,455		
47	生涯学習センター	浅間町 1-7	336-5700	912	1,105	552		
			計	46,608	56,494	28,246		

注 各文化センター、ルミエール府中及び生涯学習センターは二次避難所として活用する。  
被害状況によっては、避難者数に応じた避難所の変更を行うこともある。

39	新町文化センター	新町 1-66	366-7611	287	348	174				
40	住吉文化センター	住吉町 1-61	366-8611	283	343	172				○
41	是政文化センター	是政 2-20	365-6211	266	322	161				○
42	紅葉丘文化センター	紅葉丘 2-1	365-1188	246	320	160				○
43	押立文化センター	押立町 5-4	488-4966	65	79	39				○
44	四谷文化センター	四谷 2-75	367-1441	191	232	116				○
45	片町文化センター	片町 2-17	366-7001	292	354	177				○
46	ルミエール府中(市民会館)	府中町 2-24	361-4111	2,400	2,909	1,455				○
47	生涯学習センター	浅間町 1-7	336-5700	912	1,105	552				○
			計	46,608	56,494	28,246				

注 各文化センター、ルミエール府中及び生涯学習センターは二次避難所として活用する。  
被害状況によっては、避難者数に応じた避難所の変更を行うこともある。

(資-192-2)

資料 8 5  
- 2

資料 8 5-2 府中市地域防災計画に基づく避難場所としての利用計画（東京都立農業高等学校）

府中市地域防災計画に基づく避難場所としての利用計画

- 1 利用条件  
府中市地域防災計画に規定されている災害時において、次の区分により、指定された区域を利用することができる。
  - (1) 指定避難場所  
市民が一時的に避難・集合して身の安全を確保し、家族等の安否確認を行う場所
  - (2) 広域避難場所  
火災が拡大し、炎や熱、煙などで指定避難場所においても生命に危険が生じた際に身の安全を確保する場所
- 2 指定区域  
別図に示す範囲（屋外部分）とする。
- 3 指示誘導  
市民の自主的避難による利用、または市職員、警察・消防職員等の到着後は当該職員の指示誘導によるものとする。  
また、学校職員は生徒の安全確保を優先に対応するものとする。
- 4 その他  
この計画は、避難場所としての利用に限定されるものであり、防災倉庫等の付帯設備は設置しないものとする。

本計画を2部作成し、記名押印の上、東京都立農業高等学校及び府中市双方で1部ずつ保管することとする。

平成26年12月26日

東京都立農業高等学校  
校長 金子 勉

府中市  
市長 高野 律雄

避難場所としての利用範囲



- ・黄色部分は府中市地域防災計画に基づく、「指定避難場所」として利用する。
- ・緑色部分は同じく、「広域避難場所」として利用し、原則として市職員や警察署員の誘導により避難した市民等が利用する。
- ・避難者の利用範囲は、屋外部分とする。

(新規)



資料 8 6

資料 8 6 災害時における老人福祉施設等の使用に関する協定（社会福祉法人多摩同胞会（特別養護老人ホーム信愛泉苑ほか））

災害時における老人福祉施設等の使用に関する協定

(趣旨)

第 1 条 この協定は、府中市地域防災計画に基づき、府中市内で地震や風水害等の災害が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）において、府中市（以下「甲」という。）が、社会福祉法人多摩同胞会（以下「乙」という。）が運営する老人福祉施設等を要援護高齢者の福祉避難所として使用することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この協定において「要援護高齢者」とは、原則として 6 5 歳以上の次に掲げる高齢者のうち、避難所での生活において特別な配慮を要する者をいう。

(1) 介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）に定める介護認定審査会において、要介護度 3 から要介護度 5 までと認定された要介護者及び要介護度 1 又は要介護度 2 と認定された要介護者で、かつ、居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由があると認められる者

(2) 前号に準じる者

(対象施設)

第 3 条 福祉避難所の対象となる老人福祉施設は次に掲げる施設とする。

(1) 特別養護老人ホーム信愛泉苑

(2) 泉苑ケアセンター

(3) 白鳥寮

(4) 子ども家庭支援センターしらとり

(要請及び協力)

第 4 条 甲は、災害時における要援護高齢者の安全等を確保するため、必要があると認めるときは、乙に対し福祉避難所としての使用を要請するものとする。

2 乙は、甲からの要請があったときは、速やかに協力するものとする。

(要請の手続)

第 5 条 甲は、この協定による協力を乙に要請するときは、次に掲げる事項を明らかにした書面をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

(1) 要援護高齢者の住所、氏名、心身の状況、医療情報、連絡先

(2) 身元引受人の氏名及び連絡先

(3) 協力を必要とする機関

(4) その他必要な事項

(要援護高齢者の移送)

第 6 条 福祉避難所への要援護高齢者の移送は、当該要援護高齢者の家族等が行うものとする。

(物資の調達及び介護支援者の確保)

第 7 条 甲は、要援護高齢者に係る日常生活用品、食材料、医薬品等の必要な物資の調達に努めるものとする。

2 甲は、乙が要援護高齢者を適切に介護できるよう看護師、介護員、ボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。

(報告)

第 8 条 乙は、福祉避難所を設置運営したときは、次の各号に掲げる事項について、文書をもって甲に報告する。

(1) 福祉避難所の設置期間

(2) 福祉避難所の介護支援者数

(3) 福祉避難所の設置運営に要した費用

(4) 要援護高齢者の心身の状況

(5) 要援護高齢者への介護の提供状況

(6) その他必要な事項

(経費の負担)

第 9 条 福祉避難所の設置運営に要した費用であって、次に掲げるものについては、甲が負担するものとする。

(1) 介護支援者に要する人件費

(2) 要援護高齢者に要する食材料費及び日常生活用品費

(3) その他災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成 2 5 年内閣府告示第 2 2 8 号）第 2 条第 1 号ハに定める避難所の設置のため支出できる費用

2 前項の費用は、前条の報告後速やかに甲に請求するものとする。

(事前協議)

第 1 0 条 甲と乙は、本協定締結後、受入可能人数、介護支援者の職種及び人数、必要物資その他必要な事項について、あらかじめ協議するものとする。

(守秘義務)

第 1 1 条 乙は、福祉避難所の設置運営において知り得た情報を漏らしてはならない。

(有効期限)

第 1 2 条 この協定書は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

(協議)

第 1 3 条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

付 則

この協定の締結日以降、災害時における老人福祉施設等の使用に関する協定（平成 1 7 年 4 月 1 日締結）は廃止する。

この協定締結を証するため、本協定書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その 1 通を保有する。

平成 2 7 年 4 月 1 日

甲 府中市  
代表者 府中市長 高野 律雄  
所在地 府中市宮西町 2 丁目 2 4 番地

乙 社会福祉法人 多摩同胞会  
代表者 理事長 鈴木 侑子  
所在地 府中市武蔵台 1 丁目 1 0 番地

資料 8 6 災害時における老人福祉施設等の使用に関する協定（多摩同胞会信愛泉苑ほか（高齢者支援課）（震 2 0 2 頁））

災害時における老人福祉施設等の使用に関する協定

(趣旨)

第 1 条 この協定は、府中市地域防災計画に基づき、府中市内で地震や風水害等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、（以下「災害時」という。）において、府中市（以下「甲」という。）が、社会福祉法人多摩同胞会（以下「乙」という。）が運営する老人福祉施設「特別養護老人ホーム信愛泉苑（以下「信愛泉苑」という。）を要援護高齢者の避難施設として使用することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この協定において「要援護高齢者」とは、原則として 6 5 才以上の次に掲げる者のうち、信愛泉苑の入所基準に該当すると認められる者で、災害時に何らかの援護を求める者をいう。

(1) 介護保険の要介護認定者

(2) 前号に準じる高齢者

(要請及び協力)

第 3 条 甲は、災害時における要援護高齢者の安全等を確保するため、必要があると認めるときは、乙に対し信愛泉苑の避難施設としての使用を要請するものとする。

2 乙は、甲からの要請があったときは、速やかに協力するものとする。

(要請の手続き)

第 4 条 甲は、この協定による協力を乙に要請するときは、次に掲げる事項を明らかにした書面をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

(1) 要援護高齢者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等

(2) 身元引受人の氏名及び連絡先等

(3) 協力を必要とする機関

(4) その他必要な事項

(要援護高齢者の移送)

第 5 条 信愛泉苑施設への要援護高齢者の移送は、当該要援護高齢者の家族等が行うものとする。

(物資の調達及び介護支援者の確保)

第 6 条 甲は、要援護高齢者に係る日常生活用品、食料、医薬品等の必要な物資の調達に努めるものとする。

2 甲は、乙が要援護高齢者を適切に介護できるよう看護師、介護人、ボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。

(経費の負担)

第 7 条 要援護高齢者の信愛泉苑使用に要した経費は、乙が負担する。

(事前協議)

第 8 条 甲と乙は、本協定締結後、使用可能人員、介護支援者の職種及び人数、供給物資その他の必要な事項について、あらかじめ協議するものとする。

(有効期限)

第 9 条 この協定書は、平成 1 7 年 4 月 1 日から効力を有するものとし、有効期限は 1 年間とする。ただし、期間満了の 3 か月前までに甲乙いずれかからの申出がない限り、自動的に継続するものとする。

(疑義の決定)

第 1 0 条 この協定に関して疑義が生じたとき、又は定めのない事項については、甲と乙が協議して定める。

この協定の成立を証するため、甲と乙とは本書 2 通を作成し、それぞれ記名押印のうえその 1 通を保有する。

平成 1 7 年 4 月 1 日

甲 府中市  
住所 府中市宮西町 2 丁目 2 4 番地  
代表者 府中市長 野口 忠直

乙 社会福祉法人 多摩同胞会  
住所 府中市蔵野台 1 丁目 1 0 番地  
代表者 理事長 坂本 巖

資料 8 6-2 災害時における老人福祉施設等の使用に関する協定（社会福祉法人多摩同胞会（特別養護老人ホーム信愛緑苑ほか））

災害時における老人福祉施設等の使用に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、府中市地域防災計画に基づき、府中市内で地震や風水害等の災害が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）において、府中市（以下「甲」という。）が、社会福祉法人多摩同胞会（以下「乙」という。）が運営する老人福祉施設等を要援護高齢者の福祉避難所として使用することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において「要援護高齢者」とは、原則として65歳以上の次に掲げる高齢者のうち、避難所での生活において特別な配慮を要する者をいう。

(1) 介護保険法（平成9年法律第123号）に定める介護認定審査会において、要介護度3から要介護度5までと認定された要介護者及び要介護度1又は要介護度2と認定された要介護者で、かつ、居室において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由があると認められる者

(2) 前号に準じる者

(対象施設)

第3条 福祉避難所の対象となる老人福祉施設は次に掲げる施設とする。

(1) 特別養護老人ホーム信愛緑苑

(2) 養護老人ホーム信愛寮

(要請及び協力)

第4条 甲は、災害時における要援護高齢者の安全等を確保するため、必要があると認めるときは、乙に対し福祉避難所としての使用を要請するものとする。

2 乙は、甲からの要請があったときは、速やかに協力するものとする。

(要請の手続)

第5条 甲は、この協定による協力を乙に要請するときは、次に掲げる事項を明らかにした書面をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

(1) 要援護高齢者の住所、氏名、心身の状況、医療情報、連絡先

(2) 身元引受人の氏名及び連絡先

(3) 協力を必要とする機関

(4) その他必要な事項

(要援護高齢者の移送)

第6条 福祉避難所への要援護高齢者の移送は、当該要援護高齢者の家族等が行うものとする。

(物資の調達及び介護支援者の確保)

第7条 甲は、要援護高齢者に係る日常生活用品、食材料、医薬品等の必要な物資の調達に努めるものとする。

2 甲は、乙が要援護高齢者を適切に介護できるよう看護師、介護員、ボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。

(報告)

第8条 乙は、福祉避難所を設置運営したときは、次の各号に掲げる事項について、文書をもって甲に報告する。

(1) 福祉避難所の設置期間

(2) 福祉避難所の介護支援者数

(3) 福祉避難所の設置運営に要した費用

(4) 要援護高齢者の心身の状況

(5) 要援護高齢者への介護の提供状況

(6) その他必要な事項

(経費の負担)

第9条 福祉避難所の設置運営に要した費用であって、次に掲げるものについては、甲が負担するものとする。

(1) 介護支援者に要する人件費

(2) 要援護高齢者に要する食材料費及び日常生活用品費

(3) その他災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成25年内閣府告示第228号）第2条第1号ハに定める避難所の設置のため支出できる費用

2 前項の費用は、前条の報告後速やかに甲に請求するものとする。

(事前協議)

第10条 甲と乙は、本協定締結後、受入可能人数、介護支援者の職種及び人数、必要物資その他必要な事項について、あらかじめ協議するものとする。

(守秘義務)

第11条 乙は、福祉避難所の設置運営において知り得た情報を漏らしてはならない。

(有効期限)

第12条 この協定書は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

付 則

この協定の締結日以降、災害時における老人福祉施設等の使用に関する協定（平成17年4月1日締結）は廃止する。

この協定締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成27年4月1日

甲 府中市  
代表者 府中市長 高野 律雄  
所在地 府中市宮西町2丁目24番地

乙 社会福祉法人 多摩同胞会  
代表者 理事長 鈴木 侑子  
所在地 府中市武蔵台1丁目10番地

<p>(資-195-3)</p> <p>資料 8 6</p> <p>— 3</p>	<p><b>資料 8 6-3 災害時における老人福祉施設等の使用に関する協定（社会福祉法人多摩同胞会（府中市立特別養護老人ホームあさひ苑ほか）</b></p> <p>災害時における老人福祉施設等の使用に関する協定</p> <p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この協定は、府中市地域防災計画に基づき、府中市内で地震や風水害等の災害が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）において、府中市（以下「甲」という。）が、社会福祉法人多摩同胞会（以下「乙」という。）が運営する老人福祉施設等を要援護高齢者の福祉避難所として使用することについて、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第 2 条 この協定において「要援護高齢者」とは、原則として 6 5 歳以上の次に掲げる高齢者のうち、避難所での生活において特別な配慮を要する者をいう。</p> <p>(1) 介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）に定める介護認定審査会において、要介護度 3 から要介護度 5 までと認定された要介護者及び要介護度 1 又は要介護度 2 と認定された要介護者で、かつ、居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由があると認められる者</p> <p>(2) 前号に準じる者</p> <p>(対象施設)</p> <p>第 3 条 福祉避難所の対象となる老人福祉施設は次に掲げる施設とする。</p> <p>(1) 府中市立特別養護老人ホームあさひ苑</p> <p>(2) 府中市立あさひ苑高齢者在宅サービスセンター</p> <p>(要請及び協力)</p> <p>第 4 条 甲は、災害時における要援護高齢者の安全等を確保するため、必要があると認めるときは、乙に対し福祉避難所としての使用を要請するものとする。</p> <p>2 乙は、甲からの要請があったときは、速やかに協力をするものとする。</p> <p>(要請の手続)</p> <p>第 5 条 甲は、この協定による協力を乙に要請するときは、次に掲げる事項を明らかにした書面をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 要援護高齢者の住所、氏名、心身の状況、医療情報、連絡先</p> <p>(2) 身元引受人の氏名及び連絡先</p> <p>(3) 協力を必要とする機関</p> <p>(4) その他必要な事項</p> <p>(要援護高齢者の移送)</p> <p>第 6 条 福祉避難所への要援護高齢者の移送は、当該要援護高齢者の家族等が行うものとする。</p> <p>(物資の調達及び介護支援者の確保)</p> <p>第 7 条 甲は、要援護高齢者に係る日常生活用品、食材料、医薬品等の必要な物資の調達に努めるものとする。</p> <p>2 甲は、乙が要援護高齢者を適切に介護できるよう看護師、介護員、ボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。</p> <p>(報告)</p> <p>第 8 条 乙は、福祉避難所を設置運営したときは、次の各号に掲げる事項について、文書をもって甲に報告する。</p> <p>(1) 福祉避難所の設置期間</p> <p>(2) 福祉避難所の介護支援者数</p> <p>(3) 福祉避難所の設置運営に要した費用</p> <p>(4) 要援護高齢者の心身の状況</p> <p>(5) 要援護高齢者への介護の提供状況</p> <p>(6) その他必要な事項</p> <p>(経費の負担)</p> <p>第 9 条 福祉避難所の設置運営に要した費用であって、次に掲げるものについては、甲が負担するものとする。</p> <p>(1) 介護支援者に要する人件費</p> <p>(2) 要援護高齢者に要する食材料費及び日常生活用品費</p> <p>(3) その他災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成 2 5 年内閣府告示第 2 2 8 号）第 2 条第 1 号ハに定める避難所の設置のため支出できる費用</p> <p>2 前項の費用は、前条の報告後速やかに甲に請求するものとする。</p> <p>(事前協議)</p> <p>第 1 0 条 甲と乙は、本協定締結後、受入可能人数、介護支援者の職種及び人数、必要物資その他必要な事項について、あらかじめ協議するものとする。</p> <p>(守秘義務)</p> <p>第 1 1 条 乙は、福祉避難所の設置運営において知り得た情報を漏らしてはならない。</p> <p>(有効期限)</p> <p>第 1 2 条 この協定書は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。</p> <p>(協議)</p> <p>第 1 3 条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。</p> <p>付 則</p> <p>この協定の締結日以降、災害時における老人福祉施設等の使用に関する協定（平成 1 7 年 4 月 1 日締結）は廃止する。</p> <p>この協定締結を証するため、本協定書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その 1 通を保有する。</p> <p>平成 2 7 年 4 月 1 日</p> <p>甲 府中市 代表者 府中市長 高野 律雄 所在地 府中市宮西町 2 丁目 2 4 番地</p> <p>乙 社会福祉法人 多摩同胞会 代表者 理事長 鈴木 恂子 所在地 府中市武蔵台 1 丁目 1 0 番地</p>	<p>(新規)</p>
---	--	-------------

<p>(資-195-5)</p> <p>資料 8 6 - 4</p>	<p><b>資料 8 6 - 4 災害時における老人福祉施設等の使用に関する協定 (社会福祉法人茶屋の園)</b></p> <p>災害時における老人福祉施設等の使用に関する協定</p> <p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この協定は、府中市地域防災計画に基づき、府中市内で地震や風水害等の災害が発生し、又は発生する恐れがある場合(以下「災害時」という。)において、府中市(以下「甲」という。)が、社会福祉法人茶屋の園(以下「乙」という。)が運営する老人福祉施設等を要介護高齢者の福祉避難所として使用することについて、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第 2 条 この協定において「要介護高齢者」とは、原則として 65 歳以上の次に掲げる高齢者のうち、避難所での生活において特別な配慮を要する者をいう。</p> <p>(1) 介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)に定める介護認定審査会において、要介護度 3 から要介護度 5 までと認定された要介護者及び要介護度 1 又は要介護度 2 と認定された要介護者で、かつ、居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由があると認められる者</p> <p>(2) 前号に準じる者</p> <p>(対象施設)</p> <p>第 3 条 福祉避難所の対象となる老人福祉施設は次に掲げる施設とする。</p> <p>特別介護老人ホームたちばなの園白糸台</p> <p>(要請及び協力)</p> <p>第 4 条 甲は、災害時における要介護高齢者の安全等を確保するため、必要があると認めるときは、乙に対し福祉避難所としての使用を要請するものとする。</p> <p>2 乙は、甲からの要請があったときは、速やかに協力するものとする。</p> <p>(要請の手続)</p> <p>第 5 条 甲は、この協定による協力を乙に要請するときは、次に掲げる事項を明らかにした書面をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 要介護高齢者の住所、氏名、心身の状況、医療情報、連絡先</p> <p>(2) 身元引受人の氏名及び連絡先</p> <p>(3) 協力を必要とする機関</p> <p>(4) その他必要な事項</p> <p>(要介護高齢者の移送)</p> <p>第 6 条 福祉避難所への要介護高齢者の移送は、当該要介護高齢者の家族等が行うものとする。</p> <p>(物資の調達及び介護支援者の確保)</p> <p>第 7 条 甲は、要介護高齢者に係る日常生活用品、食材料、医薬品等の必要な物資の調達に努めるものとする。</p> <p>2 甲は、乙が要介護高齢者を適切に介護できるよう看護師、介護員、ボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。</p> <p>(報告)</p> <p>第 8 条 乙は、福祉避難所を設置運営したときは、次の各号に掲げる事項について、文書をもって甲に報告する。</p> <p>(1) 福祉避難所の設置期間</p> <p>(2) 福祉避難所の介護支援者数</p> <p>(3) 福祉避難所の設置運営に要した費用</p> <p>(4) 要介護高齢者の心身の状況</p> <p>(5) 要介護高齢者への介護の提供状況</p> <p>(6) その他必要な事項</p> <p>(経費の負担)</p> <p>第 9 条 福祉避難所の設置運営に要した費用であつて、次に掲げるものについては、甲が負担するものとする。</p> <p>(1) 介護支援者に要する人件費</p> <p>(2) 要介護高齢者に要する食材料費及び日常生活用品費</p> <p>(3) その他災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準(平成 25 年内閣府告示第 228 号)第 2 条第 1 号ハに定める避難所の設置のため支出できる費用</p> <p>2 前項の費用は、前条の報告後速やかに甲に請求するものとする。</p> <p>(事前協議)</p> <p>第 10 条 甲と乙は、本協定締結後、受入可能人数、介護支援者の職種及び人数、必要物資その他必要な事項について、あらかじめ協議するものとする。</p> <p>(守秘義務)</p> <p>第 11 条 乙は、福祉避難所の設置運営において知り得た情報を漏らしてはならない。</p> <p>(有効期限)</p> <p>第 12 条 この協定書は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。</p> <p>(協議)</p> <p>第 13 条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。</p> <p>付 則</p> <p>この協定の締結日以降、災害時における老人福祉施設等の使用に関する協定(平成 17 年 4 月 1 日締結)は廃止する。</p> <p>この協定締結を証するため、本協定書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その 1 通を保有する。</p> <p>平成 27 年 4 月 1 日</p> <p>甲 府中市 代表者 府中市長 高野 律雄 所在地 府中市宮西町 2 丁目 2 4 番地</p> <p>乙 社会福祉法人 茶屋の園 代表者 理事長 木所 まさ子 所在地 府中市白糸台 6 丁目 2 番地の 17</p>	<p>(新規)</p>
------------------------------------	--	-------------

<p>(資-195-7)</p> <p>資料 8 6 - 5</p>	<p><b>資料 8 6 - 5 災害時における老人福祉施設等の使用に関する協定 (社会福祉法人正吉福祉会)</b></p> <p>災害時における老人福祉施設等の使用に関する協定</p> <p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この協定は、府中市地域防災計画に基づき、府中市内で地震や風水害等の災害が発生し、又は発生する恐れがある場合 (以下「災害時」という。) において、府中市 (以下「甲」という。) が、社会福祉法人正吉福祉会 (以下「乙」という。) が運営する老人福祉施設等を要介護高齢者の福祉避難所として使用することについて、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第 2 条 この協定において「要介護高齢者」とは、原則として 6 5 歳以上の次に掲げる高齢者のうち、避難所での生活において特別な配慮を要する者という。</p> <p>(1) 介護保険法 (平成 9 年法律第 1 2 3 号) に定める介護認定審査会において、要介護度 3 から要介護度 5 までと認定された要介護者及び要介護度 1 又は要介護度 2 と認定された要介護者で、かつ、居室において日常生活を営むことが困難なことに伴ってやむを得ない事由があると認められる者</p> <p>(2) 前号に準じる者</p> <p>(対象施設)</p> <p>第 3 条 福祉避難所の対象となる老人福祉施設は次に掲げる施設とする。</p> <p>(1) 府中市立特別養護老人ホームよつや苑 (2) 府中市立よつや苑高齢者在宅サービスセンター (3) グループホームよつや正吉苑</p> <p>(要請及び協力)</p> <p>第 4 条 甲は、災害時における要介護高齢者の安全等を確保するため、必要があると認めるときは、乙に対し福祉避難所としての使用を要請するものとする。</p> <p>2 乙は、甲からの要請があったときは、速やかに協力するものとする。</p> <p>(要請の手続)</p> <p>第 5 条 甲は、この協定による協力を乙に要請するときは、次に掲げる事項を明らかにした書面をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 要介護高齢者の住所、氏名、心身の状況、医療情報、連絡先 (2) 身元引受人の氏名及び連絡先 (3) 協力を必要とする機関 (4) その他必要な事項</p> <p>(要介護高齢者の移送)</p> <p>第 6 条 福祉避難所への要介護高齢者の移送は、当該要介護高齢者の家族等が行うものとする。</p> <p>(物資の調達及び介護支援者の確保)</p> <p>第 7 条 甲は、要介護高齢者に係る日常生活用品、食材料、医薬品等の必要な物資の調達に努めるものとする。</p> <p>2 甲は、乙が要介護高齢者を適切に介護できるよう看護師、介護員、ボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。</p> <p>(報告)</p> <p>第 8 条 乙は、福祉避難所を設置運営したときは、次の各号に掲げる事項について、文書をもって甲に報告する。</p> <p>(1) 福祉避難所の設置期間 (2) 福祉避難所の介護支援者数 (3) 福祉避難所の設置運営に要した費用 (4) 要介護高齢者の心身の状況 (5) 要介護高齢者への介護の提供状況 (6) その他必要な事項</p> <p>(経費の負担)</p> <p>第 9 条 福祉避難所の設置運営に要した費用であって、次に掲げるものについては、甲が負担するものとする。</p> <p>(1) 介護支援者に要する人件費 (2) 要介護高齢者に要する食材料費及び日常生活用品費 (3) その他災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準 (平成 2 5 年内閣府告示第 2 2 8 号) 第 2 条第 1 号ハに定める避難所の設置のため支出できる費用</p> <p>2 前項の費用は、前条の報告後速やかに甲に請求するものとする。</p> <p>(事前協議)</p> <p>第 1 0 条 甲と乙は、本協定締結後、受入可能人数、介護支援者の職種及び人数、必要物資その他必要な事項について、あらかじめ協議するものとする。</p> <p>(守秘義務)</p> <p>第 1 1 条 乙は、福祉避難所の設置運営において知り得た情報を漏らしてはならない。</p> <p>(有効期限)</p> <p>第 1 2 条 この協定書は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。</p> <p>(協議)</p> <p>第 1 3 条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。</p> <p>付 則 この協定の締結日以降、災害時における老人福祉施設等の使用に関する協定 (平成 1 7 年 4 月 1 日締結) は廃止する。</p> <p>この協定締結を証するため、本協定書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その 1 通を保有する。</p> <p>平成 2 7 年 4 月 1 日</p> <p>甲 府中市 代表者 府中市長 高野 律雄 所在地 府中市宮西町 2 丁目 2 4 番地</p> <p>乙 社会福祉法人 正吉福祉会 代表者 理事長 櫻井 千馨 所在地 稲城市平尾 1 1 2 7 番地 1</p>	<p>(新規)</p>
------------------------------------	--	-------------

<p>(資-195-9)</p> <p>資料 8 6 - 6</p>	<p><b>資料 8 6 - 6 災害時における老人福祉施設等の使用に関する協定 (社会福祉法人安立園)</b></p> <p>災害時における老人福祉施設等の使用に関する協定</p> <p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この協定は、府中市地域防災計画に基づき、府中市内で地震や風水害等の災害が発生し、又は発生する恐れがある場合 (以下「災害時」という。) において、府中市 (以下「甲」という。) が、社会福祉法人安立園 (以下「乙」という。) が運営する老人福祉施設等を要援護高齢者の福祉避難所として使用することについて、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第 2 条 この協定において「要援護高齢者」とは、原則として 6 5 歳以上の次に掲げる高齢者のうち、避難所での生活において特別な配慮を要する者をいう。</p> <p>(1) 介護保険法 (平成 9 年法律第 1 2 3 号) に定める介護認定審査会において、要介護度 3 から要介護度 5 までと認定された要介護者及び要介護度 1 又は要介護度 2 と認定された要介護者で、かつ、居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由があると認められる者</p> <p>(2) 前号に準じる者</p> <p>(対象施設)</p> <p>第 3 条 福祉避難所の対象となる老人福祉施設は次に掲げる施設とする。</p> <p>(1) 安立園特別養護老人ホーム</p> <p>(2) 安立園養護老人ホーム</p> <p>(要請及び協力)</p> <p>第 4 条 甲は、災害時における要援護高齢者の安全等を確保するため、必要があると認めるときは、乙に対し福祉避難所としての使用を要請するものとする。</p> <p>2 乙は、甲からの要請があったときは、速やかに協力するものとする。</p> <p>(要請の手続)</p> <p>第 5 条 甲は、この協定による協力を乙に要請するときは、次に掲げる事項を明らかにした書面をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 要援護高齢者の住所、氏名、心身の状況、医療情報、連絡先</p> <p>(2) 身元引受人の氏名及び連絡先</p> <p>(3) 協力を必要とする機関</p> <p>(4) その他必要な事項</p> <p>(要援護高齢者の移送)</p> <p>第 6 条 福祉避難所への要援護高齢者の移送は、当該要援護高齢者の家族等が行うものとする。</p> <p>(物資の調達及び介護支援者の確保)</p> <p>第 7 条 甲は、要援護高齢者に係る日常生活用品、食材料、医薬品等の必要な物資の調達に努めるものとする。</p> <p>2 甲は、乙が要援護高齢者を適切に介護できるよう看護師、介護員、ボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。</p> <p>(報告)</p> <p>第 8 条 乙は、福祉避難所を設置運営したときは、次の各号に掲げる事項について、文書をもって甲に報告する。</p> <p>(1) 福祉避難所の設置期間</p> <p>(2) 福祉避難所の介護支援者数</p> <p>(3) 福祉避難所の設置運営に要した費用</p> <p>(4) 要援護高齢者の心身の状況</p> <p>(5) 要援護高齢者への介護の提供状況</p> <p>(6) その他必要な事項</p> <p>(経費の負担)</p> <p>第 9 条 福祉避難所の設置運営に要した費用であつて、次に掲げるものについては、甲が負担するものとする。</p> <p>(1) 介護支援者に要する人件費</p> <p>(2) 要援護高齢者に要する食材料費及び日常生活用品費</p> <p>(3) その他災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準 (平成 2 5 年内閣府告示第 2 2 8 号) 第 2 条第 1 号ハに定める避難所の設置のため支出できる費用</p> <p>2 前項の費用は、前条の報告後速やかに甲に請求するものとする。</p> <p>(事前協議)</p> <p>第 1 0 条 甲と乙は、本協定締結後、受入可能人数、介護支援者の職種及び人数、必要物資その他必要な事項について、あらかじめ協議するものとする。</p> <p>(守秘義務)</p> <p>第 1 1 条 乙は、福祉避難所の設置運営において知り得た情報を漏らしてはならない。</p> <p>(有効期限)</p> <p>第 1 2 条 この協定書は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。</p> <p>(協議)</p> <p>第 1 3 条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。</p> <p>付 則</p> <p>この協定の締結日以降、災害時における老人福祉施設等の使用に関する協定 (平成 1 7 年 4 月 1 日締結) は廃止する。</p> <p>この協定締結を証するため、本協定書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その 1 通を保有する。</p> <p>平成 2 7 年 4 月 1 日</p> <p>甲 府中市 代表者 府中市長 高野 律雄 所在地 府中市宮西町 2 丁目 2 4 番地</p> <p>乙 社会福祉法人 安立園 代表者 理事長 本間 達三 所在地 府中市晴見町 1 丁目 1 3 番地の 5</p>	<p>(新規)</p>
------------------------------------	---	-------------

資料 8 6 - 7 災害時における老人福祉施設等の使用に関する協定 (社会福祉法人府中西和会)

災害時における老人福祉施設等の使用に関する協定

(趣旨)

第 1 条 この協定は、府中市地域防災計画に基づき、府中市内で地震や風水害等の災害が発生し、又は発生する恐れがある場合 (以下「災害時」という。)において、府中市 (以下「甲」という。)が、社会福祉法人 府中西和会 (以下「乙」という。)が運営する老人福祉施設等を要援護高齢者の福祉避難所として使用することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この協定において「要援護高齢者」とは、原則として 6 5 歳以上の次に掲げる高齢者のうち、避難所での生活において特別な配慮を要する者をいう。

- (1) 介護保険法 (平成 9 年法律第 1 2 3 号) に定める介護認定審査会において、要介護度 3 から要介護度 5 までと認定された要介護者及び要介護度 1 又は要介護度 2 と認定された要介護者で、かつ、居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由があると認められる者
- (2) 前号に準じる者

(対象施設)

第 3 条 福祉避難所の対象となる老人福祉施設は次に掲げる施設とする。

- (1) 特別養護老人ホーム 鳳仙寮
- (2) 鳳仙寮デイサービス

(要請及び協力)

第 4 条 甲は、災害時における要援護高齢者の安全等を確保するため、必要があると認めるときは、乙に対し福祉避難所としての使用を要請するものとする。

- 2 乙は、甲からの要請があったときは、速やかに協力するものとする。

(要請の手続)

第 5 条 甲は、この協定による協力を乙に要請するときは、次に掲げる事項を明らかにした書面をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

- (1) 要援護高齢者の住所、氏名、心身の状況、医療情報、連絡先
- (2) 身元引受人の氏名及び連絡先
- (3) 協力を必要とする機関
- (4) その他必要な事項

(要援護高齢者の移送)

第 6 条 福祉避難所への要援護高齢者の移送は、当該要援護高齢者の家族等が行うものとする。

(物資の調達及び介護支援者の確保)

第 7 条 甲は、要援護高齢者に係る日常生活用品、食材料、医薬品等の必要な物資の調達に努めるものとする。

- 2 甲は、乙が要援護高齢者を適切に介護できるよう看護師、介護員、ボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。

(報告)

第 8 条 乙は、福祉避難所を設置運営したときは、次の各号に掲げる事項について、文書をもって甲に報告する。

- (1) 福祉避難所の設置期間
- (2) 福祉避難所の介護支援者数
- (3) 福祉避難所の設置運営に要した費用
- (4) 要援護高齢者の心身の状況
- (5) 要援護高齢者への介護の提供状況
- (6) その他必要な事項

(経費の負担)

第 9 条 福祉避難所の設置運営に要した費用であって、次に掲げるものについては、甲が負担するものとする。

- (1) 介護支援者に要する人件費
- (2) 要援護高齢者に要する食材料費及び日常生活用品費
- (3) その他災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準 (平成 2 5 年内閣府告示第 2 2 8 号) 第 2 条第 1 号ハに定める避難所の設置のため支出できる費用

- 2 前項の費用は、前条の報告後速やかに甲に請求するものとする。

(事前協議)

第 1 0 条 甲と乙は、本協定締結後、受入可能人数、介護支援者の職種及び人数、必要物資その他必要な事項について、あらかじめ協議するものとする。

(守秘義務)

第 1 1 条 乙は、福祉避難所の設置運営において知り得た情報を漏らしてはならない。

(有効期限)

第 1 2 条 この協定書は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

(協議)

第 1 3 条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

付 則

この協定の締結日以降、災害時における老人福祉施設等の使用に関する協定 (平成 1 9 年 4 月 1 日締結) は廃止する。

この協定締結を証するため、本協定書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その 1 通を保有する。

平成 2 7 年 4 月 1 日

甲 府中市  
代表者 府中市長 高野 律雄  
所在地 府中市宮西町 2 丁目 2 4 番地

乙 社会福祉法人 府中西和会  
代表者 理事長 松村 秀  
所在地 府中市西府町 2 丁目 2 4 番地の 6

<p>(資-195-13)</p> <p>資料 8 6</p> <p>— 8</p>	<p><b>資料 8 6-8 災害時における老人福祉施設等の使用に関する協定 (社会福祉法人太陽会)</b></p> <p>災害時における老人福祉施設等の使用に関する協定</p> <p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この協定は、府中市地域防災計画に基づき、府中市内で地震や風水害等の災害が発生し、又は発生する恐れがある場合 (以下「災害時」という。) において、府中市 (以下「甲」という。) が、社会福祉法人太陽会 (以下「乙」という。) が運営する老人福祉施設等を要援護高齢者の福祉避難所として使用することについて、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第 2 条 この協定において「要援護高齢者」とは、原則として 6 5 歳以上の次に掲げる高齢者のうち、避難所での生活において特別な配慮を要する者をいう。</p> <p>(1) 介護保険法 (平成 9 年法律第 1 2 3 号) に定める介護認定審査会において、要介護度 3 から要介護度 5 までと認定された要介護者及び要介護度 1 又は要介護度 2 と認定された要介護者で、かつ、居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由があると認められる者</p> <p>(2) 前号に準じる者</p> <p>(対象施設)</p> <p>第 3 条 福祉避難所の対象となる老人福祉施設は次に掲げる施設とする。</p> <p>特別養護老人ホーム・介護老人福祉施設「わたしの家府中」</p> <p>(要請及び協力)</p> <p>第 4 条 甲は、災害時における要援護高齢者の安全等を確保するため、必要があると認めるときは、乙に対し福祉避難所としての使用を要請するものとする。</p> <p>2 乙は、甲からの要請があったときは、速やかに協力するものとする。</p> <p>(要請の手続)</p> <p>第 5 条 甲は、この協定による協力を乙に要請するときは、次に掲げる事項を明らかにした書面をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 要援護高齢者の住所、氏名、心身の状況、医療情報、連絡先</p> <p>(2) 身元引受人の氏名及び連絡先</p> <p>(3) 協力を必要とする機関</p> <p>(4) その他必要な事項</p> <p>(要援護高齢者の移送)</p> <p>第 6 条 福祉避難所への要援護高齢者の移送は、当該要援護高齢者の家族等が行うものとする。</p> <p>(物資の調達及び介護支援者の確保)</p> <p>第 7 条 甲は、要援護高齢者に係る日常生活用品、食材料、医薬品等の必要な物資の調達に努めるものとする。</p> <p>2 甲は、乙が要援護高齢者を適切に介護できるよう看護師、介護員、ボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。</p> <p>(報告)</p> <p>第 8 条 乙は、福祉避難所を設置運営したときは、次の各号に掲げる事項について、文書をもって甲に報告する。</p> <p>(1) 福祉避難所の設置期間</p> <p>(2) 福祉避難所の介護支援者数</p> <p>(3) 福祉避難所の設置運営に要した費用</p> <p>(4) 要援護高齢者の心身の状況</p> <p>(5) 要援護高齢者への介護の提供状況</p> <p>(6) その他必要な事項</p> <p>(経費の負担)</p> <p>第 9 条 福祉避難所の設置運営に要した費用であつて、次に掲げるものについては、甲が負担するものとする。</p> <p>(1) 介護支援者に要する人件費</p> <p>(2) 要援護高齢者に要する食材料費及び日常生活用品費</p> <p>(3) その他災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準 (平成 2 5 年内閣府告示第 2 2 8 号) 第 2 条第 1 号ハに定める避難所の設置のため支出できる費用</p> <p>2 前項の費用は、前条の報告後速やかに甲に請求するものとする。</p> <p>(事前協議)</p> <p>第 1 0 条 甲と乙は、本協定締結後、受入可能人数、介護支援者の職種及び人数、必要物資その他必要な事項について、あらかじめ協議するものとする。</p> <p>(守秘義務)</p> <p>第 1 1 条 乙は、福祉避難所の設置運営において知り得た情報を漏らしてはならない。</p> <p>(有効期限)</p> <p>第 1 2 条 この協定書は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。</p> <p>(協議)</p> <p>第 1 3 条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。</p> <p>この協定締結を証するため、本協定書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その 1 通を保有する。</p> <p>平成 2 7 年 4 月 1 日</p> <p>甲 府中市 代表者 府中市長 高野 律雄 所在地 府中市宮西町 2 丁目 2 4 番地</p> <p>乙 社会福祉法人 太陽会 代表者 理事長 藤木 二幸 所在地 足立区鹿浜 5 丁目 2 5 番 1 7 号</p>	<p>(新規)</p>
--	--	-------------



## 資料 8 8 広域避難場所一覧表 (震 2 1 0 頁)

広域避難場所一覧表

避難場所名称	住 所	対応災害種別						備 考
		地震	洪水	内水氾濫	崖崩れ	大規模火災	火山の噴火	
都立府中の森公園	浅間町一丁目	○	○	○	○	○	○	
都立多磨霊園 都立武蔵野公園	多磨町四丁目 多磨町三丁目	○	○	○	○	○	○	
都立武蔵野の森公園 朝日サッカー場	朝日町三丁目	○	○	○	○	○	○	
多摩川緑地 住吉地区	住吉二丁目	○	—	—	○	○	○	
多摩川緑地 是政・小柳町地区	是政四丁目 小柳町六丁目	○	—	—	○	○	○	
多摩川緑地 押立地区	押立五丁目	○	—	—	○	○	○	
郷土の森サッカー場 郷土の森第2野球場	是政六丁目	○	—	—	○	○	○	
市民球場 市民陸上競技場 都立農業高校	寿町二丁目	○	○	○	○	○	○	
武蔵台緑地	武蔵台二丁目	○	○	○	○	○	○	
東京競馬場	日吉町一丁目	○	○	○	○	○	○	※
東京農工大学	幸町三丁目	○	○	○	○	○	○	※
東芝府中事業所	東芝町	○	○	○	○	○	○	※
日本電気府中事業場	日新町一丁目	○	—	○	○	○	○	※
トヨタ府中 スポーツセンター	北山町三丁目	○	○	○	○	○	○	※

凡例 ○：該当 —：非該当

※印の広域避難場所は、火災等により地域避難場所や指定避難場所に危険が迫った場合のみに利用するもの。利用の際は、市職員及び警察官等により避難者を誘導する。

他の広域避難場所は、地域避難場所として活用可能である。

## 資料 8 8 広域避難場所一覧表 (震 2 1 0 頁)

広域避難場所一覧表

避難場所名称	住 所	備 考
東京農工大学	幸町三丁目	※
都立府中の森公園	浅間町一丁目	
都立多磨霊園 都立武蔵野公園	多磨町四丁目 多磨町三丁目	
都立武蔵野の森公園 朝日サッカー場	朝日町三丁目	
多摩川河川敷	—	
東京競馬場	日吉町一丁目	※
市民球場 市民陸上競技場 都立農業高校	寿町二丁目	
武蔵台緑地	武蔵台二丁目	
トヨタ府中スポーツセンター	北山町三丁目	※
東芝府中事業所	東芝町	※
日本電気府中事業場	日新町一丁目	※

※印の広域避難場所は、火災等により地域避難場所や指定避難場所に危険が迫った場合のみに利用するもの。利用の際は、市職員及び警察官等により避難者を誘導する。

他の広域避難場所は、地域避難場所として活用可能である。

<p>(資-198-2)</p> <p>資料 8 8 - 2</p>	<p><b>資料 8 8 - 2 災害時における広域避難場所としての使用に関する協定書（トヨタ自動車株式会社）</b></p> <p>災害時における広域避難場所としての使用に関する協定書</p> <p>災害時における広域避難場所としての使用に関し、府中市（以下「甲」という。）とトヨタ自動車株式会社（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。</p> <p>(目的)</p> <p>第 1 条 この協定は、府中市内に大規模な災害が発生し、又は発生する恐れがある場合に、甲が乙の管理する施設の一部を広域避難場所として利用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(広域避難場所とする施設名称等)</p> <p>第 2 条 乙は、次に掲げる施設を公共福祉の立場から広域避難場所として市民に使用させるものとする</p> <p>所在地 東京都府中市北山町 3-5-1 施設名称 府中スポーツセンターグラウンド 面積 12,000 m<sup>2</sup></p> <p>(広域避難場所の開設)</p> <p>第 3 条 甲は、府中市内に大規模な災害が発生し、又は発生する恐れがある場合に、乙に対して前条の施設を広域避難場所として開設するよう要請することができるものとする。</p> <p>2 前項の規定による要請は、甲が乙に対し、広域避難場所開設要請書（第 1 号様式）により行うものとする。ただし、緊急の場合は、口頭で行い、後日広域避難場所開設要請書をもって処理するものとする。</p> <p>3 乙は、前項の規定による甲からの要請に対し、特別の理由がない限り、乙の対応可能な範囲内で、広域避難場所を開設し避難者を受け入れるものとする。</p> <p>(広域避難場所の閉鎖)</p> <p>第 4 条 前条第 3 項に基づき開設した広域避難場所を閉鎖する場合には、甲は、その施設をすみやかに原状に回復し、乙の確認を受けた後、引き渡すものとする。</p> <p>2 避難者の移動や退出について、甲は責任をもって行うものとする。</p> <p>3 広域避難場所を閉鎖する場合は、甲が乙に対し、広域避難場所使用終了連絡書（第 2 号様式）、又は口頭（電話連絡含む。）で連絡するものとする。</p> <p>(費用負担)</p> <p>第 5 条 甲は、広域避難場所等の管理運営に係る費用を負担するものとする。その額については、甲乙協議のうえ決定するものとする。</p> <p>(従事者の災害補償)</p> <p>第 6 条 甲は、甲の要請に基づき乙が行った業務に従事した乙の雇用する者が、その者の責に帰することができない理由により死亡その他の事故が生じたときは、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和 6 3 年東京都市町村総合事務組合条例第 1 9 号）の例により、その損害を補償するものとする。ただし、当該従事者が他の法令により療養その他の給付もしくは補償を受けたとき、又は事故の原因となった第三者から損害補償を受けたときは、これらの給付額等の限度において損害補償の責を免れるものとする。</p> <p>(施設への常設設備の設置)</p> <p>第 7 条 本協定書による災害時における緊急避難場所としての指定は、第 2 条に定める施設への常設設備の設置等、乙による利用を何ら妨げるものではない。ただし、広域避難場所として使用する面積が著しく減少する場合は、乙は甲へ連絡するものとする。</p> <p>(協議)</p> <p>第 8 条 この協定に定めのない事項、又はこの協定の解釈について疑義が生じたときは、その都度、甲、乙協議のうえ定めるものとする。</p> <p>(有効期間)</p> <p>第 9 条 この協定の期間は、協定締結の日から当該年度末の 3 月 3 1 日を初年度の最終日とし、以後は 4 月 1 日より翌年 3 月 3 1 日までとする。ただし、期間満了の日の 3 ヶ月前までに甲乙いずれからも協定解除、または変更の申し出がないときは、さらに 1 年間延長されたものとみなし、以後はこの例によるものとする。</p> <p>平成 2 6 年 5 月 1 5 日</p> <p>甲 東京都府中市宮西町 2 丁目 2 4 番地 府中市 代表者 府中市長 高野 律 雄</p> <p>乙 文京区後楽 1 丁目 4 番 1 8 号 トヨタ自動車株式会社 代表者 専務役員 早川 茂</p>	<p>(新規)</p>
--	---	-------------

第1号様式（第3条関係）

府 第 号  
平成 年 月 日

トヨタ自動車株式会社 様

府 中 市 長

広域避難場所開設要請書

「災害時における広域避難場所としての使用に関する協定書」に基づき、広域避難場所の開設について、下記のとおり要請します。

記

日 時	平成 年 月 日 時 分
場 所	施設名称 所在地
内 容	広域避難場所の開設
開設を要する 期間（予定）	平成 年 月 日 時 分から 平成 年 月 日 時 分まで
そ の 他	

【担当】府中市 部 課  
担当者  
電 話

第2号様式（第4条関係）

府 第 号  
平成 年 月 日

トヨタ自動車株式会社 様

府 中 市 長

広域避難場所使用終了連絡書

「災害時における広域避難場所としての使用に関する協定書」に基づき、広域避難場所としての使用終了について、下記のとおり連絡します。

記

日 時	平成 年 月 日 時 分
場 所	施設名称 所在地
内 容	広域避難場所の閉鎖
そ の 他	

【担当】府中市 部 課  
担当者  
電 話

(資-198-6)

資料 8 8

一 3

**資料 8 8 - 3 災害時における広域避難場所としての使用に関する協定書（日本中央競馬会東京競馬場）**

災害時における広域避難場所としての使用に関する協定書

災害時における広域避難場所（大規模火災等からの避難を想定した広大なスペース）としての使用に関し、府中市（以下「甲」という。）と日本中央競馬会東京競馬場（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、府中市内に大規模な災害が発生し、又は発生する恐れがある場合に、甲が乙の管理する施設の一部を広域避難場所として利用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（広域避難場所とする施設名称等）

第 2 条 乙は、次に掲げる施設を公共福祉の立場から広域避難場所として市民に使用させるものとする  
所在地 東京都府中市日吉町 1 番地 1  
施設名称 日本中央競馬会東京競馬場  
使用範囲 別紙のとおり

（広域避難場所の開設）

第 3 条 甲は、府中市内に大規模な災害が発生し、又は発生する恐れがある場合に、乙に対して前条の施設を広域避難場所として開設するよう要請することができるものとする。  
2 前項の規定による要請は、甲が乙に対し、「広域避難場所開設要請書」（第 1 号様式）により行うものとする。ただし、緊急の場合は、口頭で行い、後日「広域避難場所開設要請書」をもって処理するものとする。  
3 乙は、前項の規定による甲からの要請に対し、特別の理由がない限り、乙の対応可能な範囲内で、広域避難場所を開設し避難者を受け入れるものとする。  
4 乙は、前項の規定により広域避難場所を開設する場合は、第 2 条に掲げる施設への入口口として、正門、東門、南門、事務所門、西業務用通用門を開放するものとする。

（広域避難場所の閉鎖）

第 4 条 前条第 3 項に基づき開設した広域避難場所を閉鎖する場合は、甲が乙に対し、「広域避難場所使用終了連絡書」（第 2 号様式）により行うものとする。ただし、緊急の場合は甲担当者による口頭（電話連絡含む。）で連絡するものとし、後日「広域避難場所使用終了連絡書」（第 2 号様式）をもって処理するものとする。

（費用負担）

第 5 条 甲の要請に基づく、乙による広域避難場所の開設及び閉鎖に係る費用は乙の負担とする。ただし、乙が避難者に対し、乙の所有する食料及び飲料水等を提供した場合、その購入費については甲が負担するものとする。  
2 前項に規定のない費用のうち疑義を生じたものについては、甲、乙協議のうえ負担者を決定するものとする。

（従事者の災害補償）

第 6 条 甲は、甲の要請に基づき乙が行った業務に従事した乙の雇用する者が、その者の責に帰することができない理由により死亡その他の事故が生じたときは、「東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和 6 3 年東京都市町村総合事務組合条例第 1 9 号）」の例により、その損害を補償するものとする。ただし、当該従事者が他の法令により療養その他の給付もしくは補償を受けたとき、又は事故の原因となった第三者から損害補償を受けたときは、これらの給付額等の限度において損害補償の責を免れるものとする。

（協議）

第 7 条 この協定に定めのない事項、又はこの協定の解釈について疑義が生じたときは、その都度、甲、乙協議のうえ定めるものとする。

（有効期間）

第 8 条 この協定の期間は、協定締結の日から当該年度末の 3 月 3 1 日を初年度の最終日とし、以後は 4 月 1 日から翌年 3 月 3 1 日までとする。ただし、期間満了の日の 3 か月前までに甲乙いずれからも協定解除、または変更の申し出がないときは、本協定は同一の条件で自動的に 1 年間更新されるものとし、以後同様とする。

平成 2 6 年 5 月 2 9 日

甲 東京都府中市宮西町 2 丁目 2 4 番地  
府中市  
代表者 府中市長 高野 律 雄

乙 東京都府中市日吉町 1 番地 1  
日本中央競馬会東京競馬場  
代表者 場 長 増田 知 之

(新規)

第1号様式（第3条関係）

府 第 号  
平成 年 月 日

様

府 中 市 長

広域避難場所開設要請書

「災害時における広域避難場所としての使用に関する協定書」に基づき、広域避難場所の開設について、下記のとおり要請します。

記

日 時	平成 年 月 日 時 分
場 所	施設名称 所在地
内 容	広域避難場所の開設
開設を要する 期間（予定）	平成 年 月 日 時 分から 平成 年 月 日 時 分まで
そ の 他	

【担当】府中市 部 課  
担当者  
電 話

第2号様式（第4条関係）

府 第 号  
平成 年 月 日

様

府 中 市 長

広域避難場所使用終了連絡書

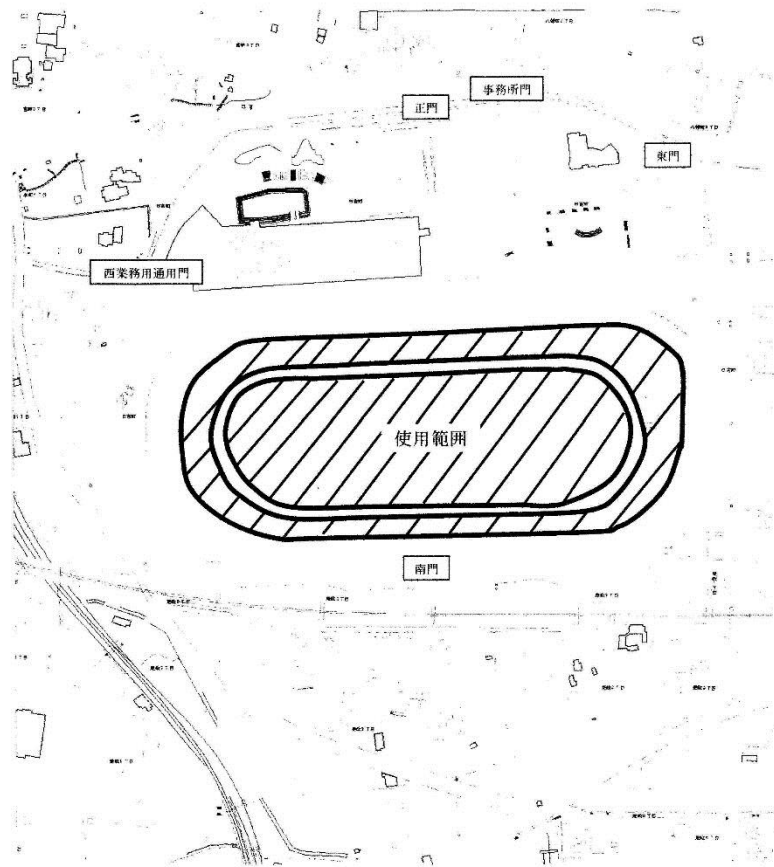
「災害時における広域避難場所としての使用に関する協定書」に基づき、広域避難場所としての使用終了について、下記のとおり連絡します。

記

日 時	平成 年 月 日 時 分
場 所	施設名称 所在地
内 容	広域避難場所の閉鎖
そ の 他	

【担当】府中市 部 課  
担当者  
電 話

別紙



<p>(資-198-11)</p> <p>資料 8 8</p> <p>ー 4</p>	<p><b>資料 8 8-4 災害時における広域避難場所としての使用に関する協定書（日本電気株式会社府中事業場）</b></p> <p>災害時における広域避難場所としての使用に関する協定書</p> <p>災害時における広域避難場所（大規模火災等からの避難を想定した広大なスペース）としての使用に関し、府中市（以下「甲」という。）と日本電気株式会社府中事業場（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この協定は、府中市内に大規模な災害が発生し、又は発生する恐れがある場合に、甲が乙の管理する施設の一部を広域避難場所として利用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>（広域避難場所とする施設名称等）</p> <p>第2条 乙は、次に掲げる施設を公共福祉の立場から広域避難場所として市民に使用させるものとする</p> <p>所在地 府中市日新町1丁目10番地 施設名称 日本電気株式会社府中事業場 使用範囲 別紙のとおり</p> <p>（広域避難場所の開設）</p> <p>第3条 甲は、府中市内に大規模な災害が発生し、又は発生する恐れがある場合に、乙に対して前条の施設を広域避難場所として開設するよう要請することができるものとする。</p> <p>2 前項の規定による要請は、甲が乙に対し、「広域避難場所開設要請書」（第1号様式）により行うものとする。ただし、緊急の場合は、口頭で行い、後日「広域避難場所開設要請書」をもって処理するものとする。</p> <p>3 乙は、前項の規定による甲からの要請に対し、特別の理由がない限り、乙の対応可能な範囲内で、広域避難場所を開設し避難者を受け入れるものとする。</p> <p>（広域避難場所の閉鎖）</p> <p>第4条 前条第3項に基づき開設した広域避難場所を閉鎖する場合は、甲が乙に対し、「広域避難場所使用終了連絡書」（第2号様式）により行うものとする。ただし、緊急の場合は甲担当者による口頭（電話連絡含む。）で連絡するものとし、後日「広域避難場所使用終了連絡書」（第2号様式）をもって処理するものとする。</p> <p>（費用負担）</p> <p>第5条 甲の要請に基づく、乙による広域避難場所の開設及び閉鎖に係る費用は乙の負担とする。ただし、乙が避難者に対し、乙の所有する食料及び飲料水等を提供した場合、その購入費については甲が負担するものとする。</p> <p>2 前項に規定のない費用のうち疑義を生じたものについては、甲、乙協議のうえ負担者を決定するものとする。</p> <p>（従事者の災害補償）</p> <p>第6条 甲は、甲の要請に基づき乙が行った業務に従事した乙の雇用する者が、その者の責に帰することができない理由により死亡その他の事故が生じたときは、「東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年東京都市町村総合事務組合条例第19号）」の例により、その損害を補償するものとする。ただし、当該従事者が他の法令により療養その他の給付もしくは補償を受けたとき、又は事故の原因となった第三者から損害補償を受けたときは、これらの給付額等の限度において損害補償の責を免れるものとする。</p> <p>（協議）</p> <p>第7条 この協定に定めのない事項、又はこの協定の解釈について疑義が生じたときは、その都度、甲、乙協議のうえ定めるものとする。</p> <p>（有効期間）</p> <p>第8条 この協定の期間は、協定締結の日から当該年度末の3月31日を初年度の最終日とし、以後は4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の3か月前までに甲乙いずれからも協定解除、または変更の申し出がないときは、本協定は同一の条件で自動的に1年間更新されるものとし、以後同様とする。</p> <p>この協定の締結を証するため、甲と乙とは本書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、その1通を保有する。</p> <p>甲 東京都府中市宮西町2丁目24番地 府中市 代表者 府中市長 高野 律 雄</p> <p>乙 東京都府中市日新町1丁目10番地 日本電気株式会社府中事業場 代表者 府中地区責任者 笠井 孝 眞</p>	<p>(新規)</p>
--	---	-------------

第1号様式（第3条関係）

府 第 号  
平成 年 月 日

様

府 中 市 長

広域避難場所開設要請書

「災害時における広域避難場所としての使用に関する協定書」に基づき、広域避難場所の開設について、下記のとおり要請します。

記

日 時	平成 年 月 日 時 分
場 所	施設名称 所在地
内 容	広域避難場所の開設
開設を要する 期間（予定）	平成 年 月 日 時 分から 平成 年 月 日 時 分まで
そ の 他	

【担当】府中市 部 課  
担当者  
電 話

第2号様式（第4条関係）

府 第 号  
平成 年 月 日

様

府 中 市 長

広域避難場所使用終了連絡書

「災害時における広域避難場所としての使用に関する協定書」に基づき、広域避難場所としての使用終了について、下記のとおり連絡します。

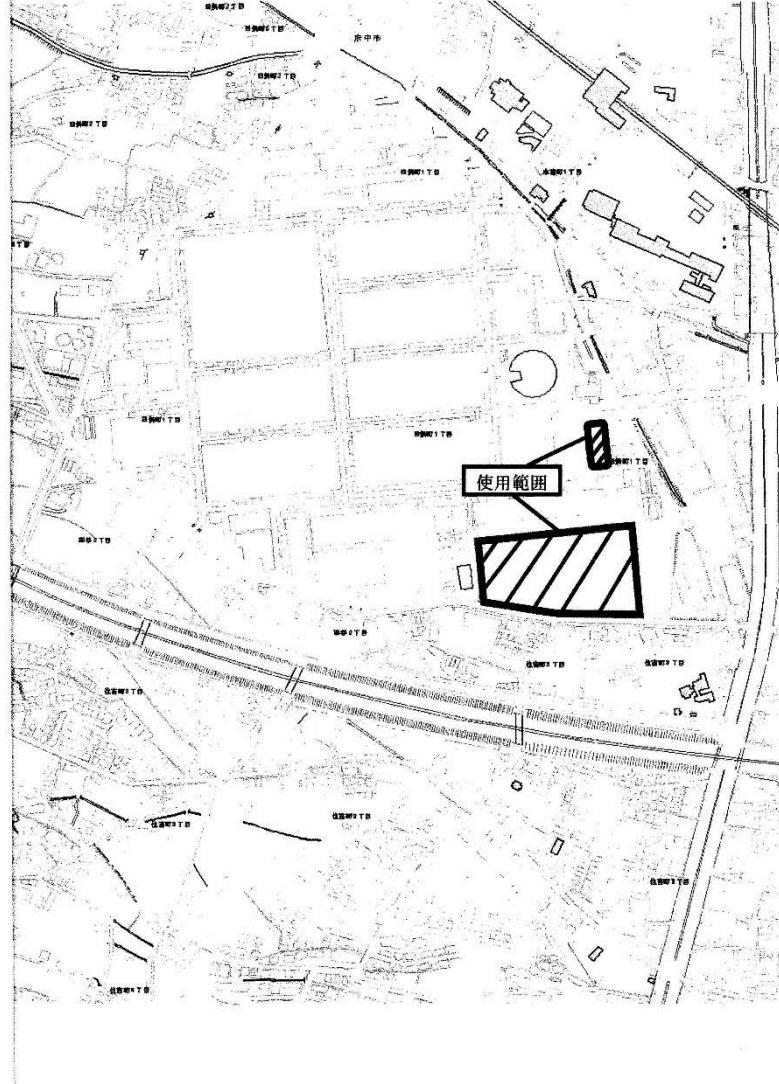
記

日 時	平成 年 月 日 時 分
場 所	施設名称 所在地
内 容	広域避難場所の閉鎖
そ の 他	

【担当】府中市 部 課  
担当者  
電 話



別紙



資-198-16

資料 8 8  
- 5

**資料 8 8 - 5 災害時における広域避難場所としての使用に関する協定書（国立大学法人東京農工大学）**

災害時における広域避難場所としての使用に関する協定書

災害時における広域避難場所（大規模火災等からの避難を想定した広大なスペース）としての使用に関し、府中市（以下「甲」という。）と国立大学法人東京農工大学（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、府中市内に大規模な災害が発生し、又は発生する恐れがある場合に、甲が乙の管理する施設の一部を広域避難場所として利用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（広域避難場所とする施設名称等）

第 2 条 乙は、次に掲げる施設を公共福祉の立場から広域避難場所として市民に使用させるものとする  
所在地 府中市幸町 3 丁目 5 番地の 8  
施設名称 国立大学法人東京農工大学  
使用範囲 別紙のとおり

（広域避難場所の開設）

第 3 条 甲は、府中市内に大規模な災害が発生し、又は発生する恐れがある場合に、乙に対して前条の施設を広域避難場所として開設するよう要請することができるものとする。

2 前項の規定による要請は、甲が乙に対し、「広域避難場所開設要請書」（第 1 号様式）により行うものとする。ただし、緊急の場合は、口頭で行い、後日「広域避難場所開設要請書」をもって処理するものとする。

3 乙は、前項の規定による甲からの要請に対し、特別の理由がない限り、乙の対応可能な範囲内で、広域避難場所を開設し避難者を受け入れるものとする。

（広域避難場所の閉鎖）

第 4 条 前条第 3 項に基づき開設した広域避難場所を閉鎖する場合は、甲が乙に対し、「広域避難場所使用終了連絡書」（第 2 号様式）により行うものとする。ただし、緊急の場合は甲担当者による口頭（電話連絡含む。）で連絡するものとし、後日「広域避難場所使用終了連絡書」（第 2 号様式）をもって処理するものとする。

（費用負担）

第 5 条 甲の要請に基づく、乙による広域避難場所の開設及び閉鎖に係る費用は乙の負担とする。ただし、乙が避難者に対し、乙の所有する食料及び飲料水等を提供した場合、その購入費については甲が負担するものとする。

2 前項に規定のない費用のうち疑義を生じたものについては、甲乙間で協議のうえ負担者を決定するものとする。

（従事者の災害補償）

第 6 条 甲の要請に基づき乙が行った業務に従事した乙の雇用する者に係る損害補償については、当該損害がその者の責に帰することができない理由により生じた場合に限って、「東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和 6 3 年東京都市町村総合事務組合条例第 1 9 号）」の例により甲が行う。ただし、当該従事者が他の法令により療養その他の給付もしくは補償を受けたとき、又は事故の原因となった第三者から損害補償を受けたときは、これらの給付額等の限度において損害補償の責を免れるものとする。

（協議）

第 7 条 この協定に定めのない事項、又はこの協定の解釈について疑義が生じたときは、その都度、甲乙間で協議のうえ定めるものとする。

（有効期間）

第 8 条 この協定の期間は、協定締結の日から当該年度末の 3 月 3 1 日までとする。ただし、期間満了の日の 3 か月前までに甲乙いずれからも協定解除、または変更の申し出がないときは、本協定は同一の条件で自動的に 1 年間更新されるものとし、以後同様とする。

この協定の締結を証するため、甲と乙とは本書 2 通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、その 1 通を保有する。

甲 東京都府中市宮西町 2 丁目 2 4 番地  
府中市  
代表者 府中市長 高野 律 雄

乙 東京都府中市晴見町 3 丁目 8 番地の 1  
国立大学法人東京農工大学  
代表者 学 長 松 永 是

（新規）

第1号様式（第3条関係）

府 第 号  
平成 年 月 日

様

府 中 市 長

広域避難場所開設要請書

「災害時における広域避難場所としての使用に関する協定書」に基づき、広域避難場所の開設について、下記のとおり要請します。

記

日 時	平成 年 月 日 時 分
場 所	施設名称 所在地
内 容	広域避難場所の開設
開設を要する 期間（予定）	平成 年 月 日 時 分から 平成 年 月 日 時 分まで
そ の 他	

【担当】府中市 部 課  
担当者  
電 話

第2号様式（第4条関係）

府 第 号  
平成 年 月 日

様

府 中 市 長

広域避難場所使用終了連絡書

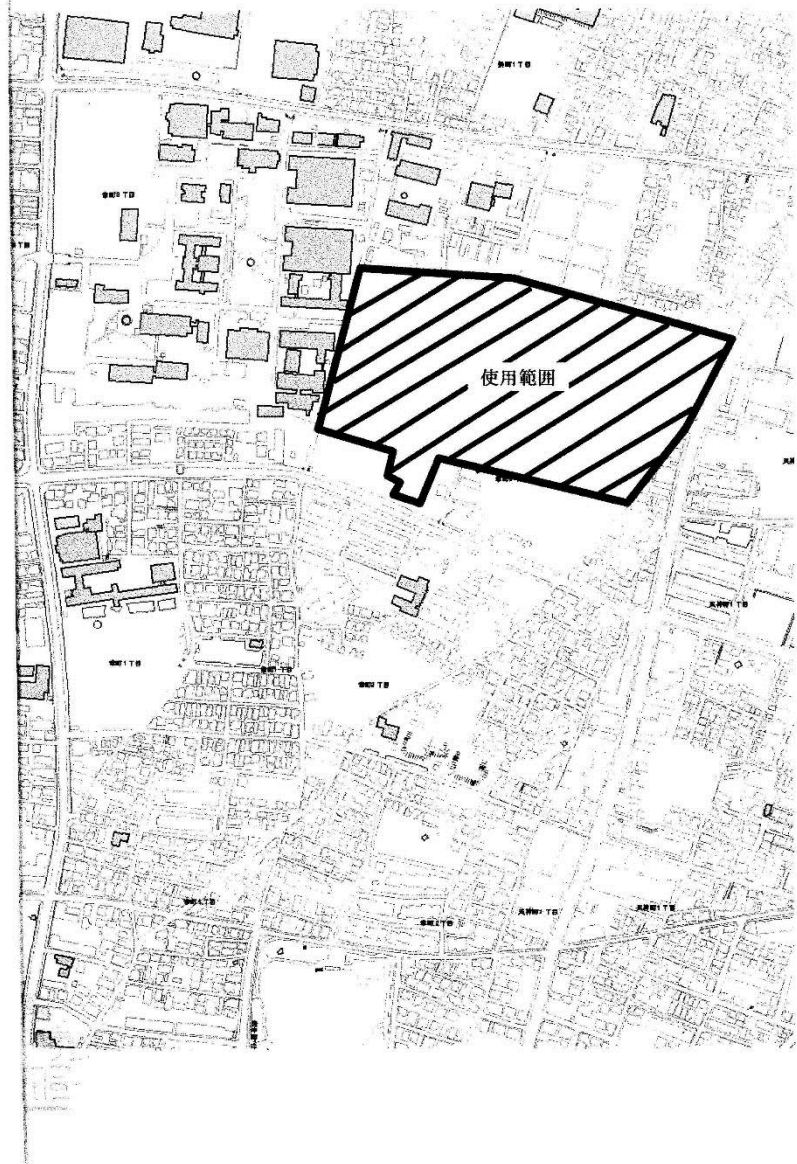
「災害時における広域避難場所としての使用に関する協定書」に基づき、広域避難場所としての使用終了について、下記のとおり連絡します。

記

日 時	平成 年 月 日 時 分
場 所	施設名称 所在地
内 容	広域避難場所の閉鎖
そ の 他	

【担当】府中市 部 課  
担当者  
電 話

別紙



**資料 8 8 - 6 災害時における広域避難場所としての使用に関する協定書（株式会社東芝府中事業所）**

災害時における広域避難場所としての使用に関する協定書

災害時における広域避難場所（大規模火災等からの避難を想定した広大なスペース）としての使用に  
関し、府中市（以下「甲」という。）と株式会社東芝 府中事業所（以下「乙」という。）との間におい  
て、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、府中市内に大規模な災害が発生し、又は発生する恐れがある場合に、甲が乙の管  
理する施設の一部を広域避難場所として利用することについて、必要な事項を定めることを目的とす  
る。

（広域避難場所とする施設名称等）

第 2 条 乙は、次に掲げる施設を公共福祉の立場から広域避難場所として市民に使用させるものとする  
所 在 地 府中市東芝町 1 番地  
施設名称 株式会社東芝 府中事業所  
使用範囲 別紙のとおり

（広域避難場所の開設）

第 3 条 甲は、府中市内に大規模な災害が発生し、又は発生する恐れがある場合に、乙に対して前条の  
施設を広域避難場所として開設するよう要請することができるものとする。  
2 前項の規定による要請は、甲が乙に対し、「広域避難場所開設要請書」（第 1 号様式）により行うも  
のとする。ただし、緊急の場合は、甲担当者が口頭で乙に連絡し、後日「広域避難場所開設要請書」  
を乙に提出することで処理するものとする。  
3 乙は、前項の規定による甲からの要請に対し、特別の理由がない限り、乙の対応可能な範囲内で、  
広域避難場所を開設し避難者を受け入れるものとする。  
4 乙は、前項の規定により広域避難場所を開設する場合は、第 2 条に掲げる施設への入門口として、  
南門を開放するものとする。  
5 避難者の誘導は乙が指示した場所へ甲が安全に実施する。  
6 甲は広域避難場所内における避難者による迷惑行為の防止等、秩序維持に努めなければならない。

（広域避難場所の閉鎖）

第 4 条 前条第 3 項に基づき開設した広域避難場所を閉鎖する場合は、甲が乙に対し、「広域避難場所  
使用終了連絡書」（第 2 号様式）により行うものとする。ただし、緊急の場合は、甲担当者が口頭で乙  
に連絡し、後日「広域避難場所使用終了連絡書」（第 2 号様式）を乙に提出することで処理するものと  
する。  
2 前項の規定により広域避難場所を閉鎖し、避難者を移動させる必要がある場合は、甲は乙の指示に  
基づき避難者の誘導を安全に実施する。

（費用負担）

第 5 条 甲の要請に基づく、乙による広域避難場所の開設及び閉鎖に係る費用は乙の負担とする。ただ  
し、乙が避難者に対し、乙の所有する食料及び飲料水等を提供した場合、その購入費については甲が  
負担するものとする。  
2 前項に規定のない費用のうち疑義を生じたものについては、甲、乙協議のうえ負担者を決定するも  
のとする。

（従事者の災害補償）

第 6 条 甲は、甲の要請に基づき乙が行った業務に従事した乙の雇用する者（乙から委託された者等の  
関係者も含む）がその者の責に帰することができない理由により死亡その他の事故が生じたときは、  
「東京都町村消防団員等公務災害補償条例（昭和 6 3 年東京都町村総合事務組合条例第 1 9 号）」  
の例により、その損害を補償するものとする。ただし、当該従事者が他の法令により療養その他の給  
付もしくは補償を受けたとき、又は事故の原因となった第三者から損害補償を受けたときは、これら  
の給付額等の限度において損害補償の責を免れるものとする。

（協議）

第 7 条 この協定に定めのない事項、又はこの協定の解釈について疑義が生じたときは、その都度、甲、  
乙協議のうえ定めるものとする。

（有効期間）

第 8 条 この協定の期間は、協定締結の日から当該年度末の 3 月 3 1 日を初年度の最終日とし、以後は  
変更の申し出がないときは、本協定は同一の条件で自動的に 1 年間更新されるものとし、以後同様とす  
る。

この協定の締結を証するため、甲と乙とは本書 2 通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、その 1 通を  
保有する。

平成 2 6 年 7 月 1 日

甲 東京都府中市宮西町 2 丁目 2 4 番地  
府中市  
代表者 府中市長 高 野 律 雄

乙 東京都府中市東芝町 1 番地  
株式会社東芝 府中事業所  
代表者 所 長 上 條 是

第1号様式（第3条関係）

府 第 号  
平成 年 月 日

様

府 中 市 長

広域避難場所開設要請書

「災害時における広域避難場所としての使用に関する協定書」に基づき、広域避難場所の開設について、下記のとおり要請します。

記

日 時	平成 年 月 日 時 分
場 所	施設名称 所在地
内 容	広域避難場所の開設
開設を要する 期間（予定）	平成 年 月 日 時 分から 平成 年 月 日 時 分まで
そ の 他	

【担当】府中市 部 課  
担当者  
電 話

第2号様式（第4条関係）

府 第 号  
平成 年 月 日

様

府 中 市 長

広域避難場所使用終了連絡書

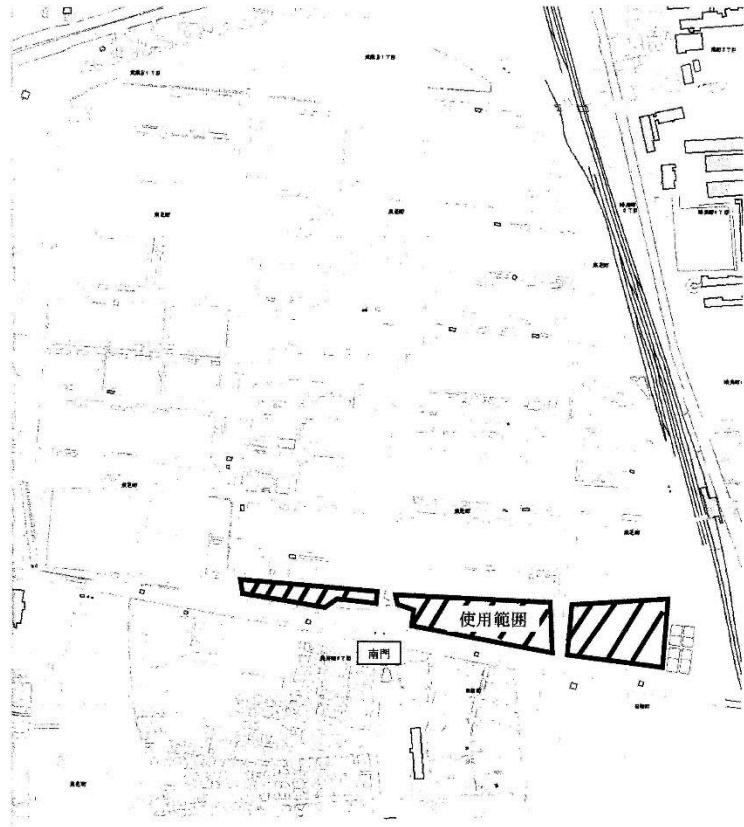
「災害時における広域避難場所としての使用に関する協定書」に基づき、広域避難場所としての使用終了について、下記のとおり連絡します。

記

日 時	平成 年 月 日 時 分
場 所	施設名称 所在地
内 容	広域避難場所の閉鎖
そ の 他	

【担当】府中市 部 課  
担当者  
電 話

別紙



**資料 9 3 災害時における飲料水等の供給協力に関する協定書（サントリービール株式会社武蔵野ビール工場）**

災害時における飲料水等の供給協力に関する協定書

災害時に必要となる飲料水及び生活用水（以下「飲料水等」という。）の地下水汲み上げによる供給に関し、府中市（以下「甲」という。）とサントリー酒類株式会社武蔵野ビール工場（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、地震や風水害等により、府中市内で大規模な災害が発生した場合に、府中市地域防災計画に基づき、甲が実施する災害応急対策に対する乙の協力のうち飲料水等の供給について、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力）

第 2 条 甲は、府中市内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、飲料水等が必要となる場合に、乙に対して飲料水等の供給協力を要請することができるものとする。

2 前項の規定による要請は、甲が乙に対し、「飲料水等供給協力要請書」（第 1 号様式）により、要請の理由、業務内容、協力を要する期間、その他必要な事項を明らかにして行うものとする。ただし、緊急の場合は、口頭で行い、後日「飲料水等供給協力要請書」をもって処理するものとする。

3 乙は、前項の規定による甲からの要請に対し、特別の理由がない限り、乙の対応可能な範囲内で、甲へ飲料水等を供給するものとする。

（費用等負担）

第 3 条 甲の要請に基づく、乙による飲料水等の供給協力に係る費用は乙の負担とする。ただし、停電時において地下水を汲み上げる際に必要となる非常用発電機の燃料については甲が負担するものとする。

2 前項に規定のない費用のうち疑義を生じたものについては、甲、乙協議のうえ負担者を決定するものとする。

（従事者の災害補償）

第 4 条 甲は、甲の要請に基づき乙が行った業務に従事した乙の雇用する者が、その者の責に帰することができない理由により死亡その他の事故が生じたときは、「東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和 6 3 年東京都市町村総合事務組合条例第 1 9 号）」の例により、その損害を補償するものとする。ただし、当該従事者が他の法令により療養その他の給付もしくは補償を受けたとき、又は事故の原因となった第三者から損害補償を受けたときは、これらの給付額等の限度において損害補償の責を免れるものとする。

（協議）

第 5 条 この協定に定めのない事項、又はこの協定の解釈について疑義が生じたときは、その都度、甲、乙協議のうえ定めるものとする。

（有効期間）

第 6 条 この協定の期間は、協定締結の日から当該年度末の 3 月 3 1 日を初年度の最終日とし、以後は 4 月 1 日から翌年 3 月 3 1 日までとする。ただし、期間満了の日の 3 か月前までに甲乙いずれからも協定解除、または変更の申し出がないときは、本協定は同一の条件で自動的に 1 年間更新されるものとし、以後同様とする。

付 則

この協定の締結日以降、災害時における飲料水等の供給協力に関する協定書（昭和 5 9 年 8 月 2 7 日締結）は廃止する。

この協定の締結を証するため、甲と乙とは本書 2 通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、その 1 通を保有する。

平成 2 6 年 5 月 2 6 日

甲 東京都府中市宮西町 2 丁目 2 4 番地  
府中市  
代表者 府中市長 高野 律 雄

乙 東京都府中市矢崎町 3 丁目 1 番地  
サントリー酒類株式会社 武蔵野ビール工場  
代表者 工場長 岡賀 根 雄

**資料 9 3 災害時における飲料水の供給協力に関する協定書（東芝府中事業所他）**

（震 2 2 9 頁）

**災害時における飲料水の供給協力に関する協定書**

（協定の趣旨）

第 1 条 この協定は、府中市地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、災害時における民間協力計画の一環として、府中市（以下「甲」という。）と（市内事業所等）以下「乙」という。）との間に、応急給水業務に関する協力を求める手続を定めるものとする

（協力の内容）

第 2 条 乙の協力内容は、次に各号に掲げる範囲のものとする。

(1) 甲が実施する応急給水に対する飲料水の供給

(2) 乙周辺の住民に対する飲料水の供給

（協力の要請）

第 3 条 甲は、災害発生時に飲料水の提供を必要とするときは、乙の所有する飲料用水を応急給水用として、供給することを要請することができる。

（要請の手続）

第 4 条 甲は乙に対して、この協定による協力を要請するときは、要請の理由、業務内容、協力を要する期間、その他必要な事項を明らかにして要請しなければならない。

（協力）

第 5 条 乙は甲から要請を受けた事項に関し、特別の理由がない限り、必要な業務を実施するものとする。

（費用）

第 6 条 乙の協力に係る飲料水の供給に要する費用は、無償とする。

（有効期間）

第 7 条 この協定の有効期間は、昭和 60 年 9 月 1 日から昭和 61 年 3 月 31 日までとする。

ただし、期間満了の日の 3 か月前までに、甲、乙何らの申出がないときは、更に 1 年延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。

（協議）

第 8 条 この協定の解釈について疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲と、乙とが協議して定めるものとする。

この協定書を証するため、甲と乙とは本書 2 通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、その 1 通を保有する。

昭和 60 年 8 月 26 日

甲 府中市  
代表者 府中市長 吉野 和 男

乙

災害時における飲料水の供給協力に関する協定締結事業所等

番号	事業所等名	所在地
1	株式会社東芝府中事業所	東芝町 1 番地
2	日本電気株式会社府中事業場	日新町 1 丁目 10 番地
3	日本中央競馬会東京競馬場	日吉町 1 番地
4	西武建設株式会社 多摩川競艇場	是政 4 丁目 11 番地
5	サントリー株式会社 武蔵野ブルワリー	矢崎町 3 丁目 1 番地
6	キュービー株式会社 中河原工場	住吉町 5 丁目 13 番地
7	東京農工大学（農学部）	幸町 3 丁目 5 番地
8	大國魂神社	宮町 3 丁目 1 番地



第1号様式（第2条関係）

府 第 号  
平成 年 月 日

様

府 中 市 長

飲料水等供給協力要請書

「災害時における飲料水等の供給協力に関する協定書」に基づき、災害応急対策に対する飲料水等の供給協力について、下記のとおり要請します。

記

要 請 の 理 由	
業 務 内 容	
協力を要する 期 間	平成 年 月 日 時 分から 平成 年 月 日 時 分まで
そ の 他	

【担当】府中市 部 課

担当者  
電 話

資-213-4

資料 9 3  
- 2

**資料 9 3 - 2 災害時における飲料水等の供給協力に関する協定書（多摩川開発株式会社）**

災害時における飲料水等の供給協力に関する協定書

災害時に必要となる飲料水及び生活用水（以下「飲料水等」という。）の地下水汲み上げによる供給協力に関し、府中市（以下「甲」という。）と多摩川開発株式会社（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、地震や風水害等により、府中市内で大規模な災害が発生した場合に、府中市地域防災計画に基づき、甲が実施する災害応急対策に対する乙の協力のうち飲料水等の供給について、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力）

第 2 条 甲は、府中市内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、飲料水等が必要となる場合に、乙に対して飲料水等の供給協力を要請することができるものとする。

2 前項の規定による要請は、甲が乙に対し、「飲料水等供給協力要請書」（第 1 号様式）により、要請の理由、業務内容、協力を要する期間、その他必要な事項を明らかにして行うものとする。ただし、緊急の場合は、口頭で行い、後日「飲料水等供給協力要請書」をもって処理するものとする。

3 乙は、前項の規定による甲からの要請に対し、特別の理由がない限り、乙の対応可能な範囲内で、甲へ飲料水等を供給するものとする。

（費用等負担）

第 3 条 甲の要請に基づく、乙による飲料水等の供給協力に係る費用は乙の負担とする。ただし、停電時において地下水を汲み上げる際に必要となる非常用発電機の燃料については甲が負担するものとする。

2 前項に規定のない費用のうち疑義を生じたものについては、甲、乙協議のうえ負担者を決定するものとする。

（従事者の災害補償）

第 4 条 甲は、甲の要請に基づき乙が行った業務に従事した乙の雇用する者が、その者の責に帰することができない理由により死亡その他の事故が生じたときは、「東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和 6 3 年東京都市町村総合事務組合条例第 1 9 号）」の例により、その損害を補償するものとする。ただし、当該従事者が他の法令により療養その他の給付もしくは補償を受けたとき、又は事故の原因となった第三者から損害補償を受けたときは、これらの給付額等の限度において損害補償の責を免れるものとする。

（協議）

第 5 条 この協定に定めのない事項、又はこの協定の解釈について疑義が生じたときは、その都度、甲、乙協議のうえ定めるものとする。

（有効期間）

第 6 条 この協定の期間は、協定締結の日から当該年度末の 3 月 3 1 日を初年度の最終日とし、以後は 4 月 1 日から翌年 3 月 3 1 日までとする。ただし、期間満了の日の 3 か月前までに甲乙いずれからも協定解除、または変更の申し出がないときは、本協定は同一の条件で自動的に 1 年間更新されるものとし、以後同様とする。

付 則

この協定の締結日以降、災害時における飲料水の供給協力に関する協定書（昭和 5 9 年 8 月 2 7 日締結）は廃止する。

この協定の締結を証するため、甲と乙とは本書 2 通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、その 1 通を保有する。

平成 2 6 年 5 月 2 7 日

甲 東京都府中市宮西町 2 丁目 2 4 番地  
府中市  
代表者 府中市長 高野 律 雄

乙 東京都府中市是政 4 丁目 1 1 番地  
多摩川開発株式会社  
代表者 代表取締役社長 上 田 保 治

（新規）

第1号様式（第2条関係）

府 第 号  
平成 年 月 日

様

府 中 市 長

飲料水等供給協力要請書

「災害時における飲料水等の供給協力に関する協定書」に基づき、災害応急対策に対する飲料水等の供給協力について、下記のとおり要請します。

記

要請の理由	
業務内容	
協力を要する 期 間	平成 年 月 日 時 分から 平成 年 月 日 時 分まで
そ の 他	

【担当】府中市 部  
課

担当者  
電 話

<p>資-213-7</p> <p>資料 9 3 - 3</p>	<p><b>資料 9 3 - 3 災害時における飲料水等の供給協力に関する協定書（日本中央競馬会東京競馬場）</b></p> <p>災害時における飲料水等の供給協力に関する協定書</p> <p>災害時に必要となる飲料水及び生活用水（以下「飲料水等」という。）の地下水汲み上げによる供給協力に関し、府中市（以下「甲」という。）と日本中央競馬会東京競馬場（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。</p> <p>（目的）</p> <p>第 1 条 この協定は、地震や風水害等により、府中市内で大規模な災害が発生した場合に、府中市地域防災計画に基づき、甲が実施する災害応急対策に対する乙の協力のうち飲料水等の供給について、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>（協力）</p> <p>第 2 条 甲は、府中市内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、飲料水等が必要となる場合に、乙に対して飲料水等の供給協力を要請することができるものとする。</p> <p>2 前項の規定による要請は、甲が乙に対し、「飲料水等供給協力要請書」（第 1 号様式）により、要請の理由、業務内容、協力を要する期間、その他必要な事項を明らかにして行うものとする。ただし、緊急の場合は、口頭で行い、後日「飲料水等供給協力要請書」をもって処理するものとする。</p> <p>3 乙は、前項の規定による甲からの要請に対し、特別の理由がない限り、乙の対応可能な範囲内で、甲へ飲料水等を供給するものとする。</p> <p>（費用等負担）</p> <p>第 3 条 甲の要請に基づく、乙による飲料水等の供給協力に係る費用は乙の負担とする。ただし、停電時において地下水を汲み上げる際に必要となる非常用発電機の燃料については甲が負担するものとする。</p> <p>2 前項に規定のない費用のうち疑義を生じたものについては、甲、乙協議のうえ負担者を決定するものとする。</p> <p>（従事者の災害補償）</p> <p>第 4 条 甲は、甲の要請に基づき乙が行った業務に従事した乙の雇用する者が、その者の責に帰することができない理由により死亡その他の事故が生じたときは、「東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和 6 3 年東京都市町村総合事務組合条例第 1 9 号）」の例により、その損害を補償するものとする。ただし、当該従事者が他の法令により療養その他の給付もしくは補償を受けたとき、又は事故の原因となった第三者から損害補償を受けたときは、これらの給付額等の限度において損害補償の責を免れるものとする。</p> <p>（協議）</p> <p>第 5 条 この協定に定めのない事項、又はこの協定の解釈について疑義が生じたときは、その都度、甲、乙協議のうえ定めるものとする。</p> <p>（有効期間）</p> <p>第 6 条 この協定の期間は、協定締結の日から当該年度末の 3 月 3 1 日を初年度の最終日とし、以後は 4 月 1 日から翌年 3 月 3 1 日までとする。ただし、期間満了の日の 3 か月前までに甲乙いずれからも協定解除、または変更の申し出がないときは、本協定は同一の条件で自動的に 1 年間更新されるものとし、以後同様とする。</p> <p>付 則 この協定の締結日以降、災害時における飲料水の供給協力に関する協定書（昭和 5 9 年 8 月 2 7 日締結）は廃止する。</p> <p>この協定の締結を証するため、甲と乙とは本書 2 通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、その 1 通を保有する。</p> <p>平成 2 6 年 5 月 2 9 日</p> <p>甲 東京都府中市宮西町 2 丁目 2 4 番地 府中市 代表者 府中市長 高 野 律 雄</p> <p>乙 東京都府中市日吉町 1 番地 1 日本中央競馬会東京競馬場 代表者 場 長 増 田 知 之</p>	<p>(新規)</p>
--------------------------------------	--	-------------

第1号様式（第2条関係）

府 第 号  
平成 年 月 日

様

府 中 市 長

飲料水等供給協力要請書

「災害時における飲料水等の供給協力に関する協定書」に基づき、災害応急対策に対する飲料水等の供給協力について、下記のとおり要請します。

記

要請の理由	
業務内容	
協力を要する 期 間	平成 年 月 日 時 分から 平成 年 月 日 時 分まで
そ の 他	

【担当】府中市 部 課  
担当者  
電 話

資-213-10

資料 9 3  
— 4

**資料 9 3 - 4 災害時における飲料水等の供給協力に関する協定書（日本電気株式会社府中事業場）**

災害時における飲料水等の供給協力に関する協定書

災害時に必要となる飲料水及び生活用水（以下「飲料水等」という。）の地下水汲み上げによる供給協力に関し、府中市（以下「甲」という。）と日本電気株式会社府中事業場（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震や風水害等により、府中市内で大規模な災害が発生した場合に、府中市地域防災計画に基づき、甲が実施する災害応急対策に対する乙の協力のうち飲料水等の供給について、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力）

第2条 甲は、府中市内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、飲料水等が必要となる場合に、乙に対して飲料水等の供給協力を要請することができるものとする。

2 前項の規定による要請は、甲が乙に対し、「飲料水等供給協力要請書」（第1号様式）により、要請の理由、業務内容、協力を要する期間、その他必要な事項を明らかにして行うものとする。ただし、緊急の場合は、口頭で行い、後日「飲料水等供給協力要請書」をもって処理するものとする。

3 乙は、前項の規定による甲からの要請に対し、特別の理由がない限り、乙の対応可能な範囲内で、甲へ飲料水等を供給するものとする。

（費用等負担）

第3条 甲の要請に基づく、乙による飲料水等の供給協力に係る費用は乙の負担とする。ただし、停電時において地下水を汲み上げる際に必要となる非常用発電機の燃料については甲が負担するものとする。

2 前項に規定のない費用のうち疑義を生じたものについては、甲、乙協議のうえ負担者を決定するものとする。

（従事者の災害補償）

第4条 甲は、甲の要請に基づき乙が行った業務に従事した乙の雇用する者が、その者の責に帰することができない理由により死亡その他の事故が生じたときは、「東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年東京都市町村総合事務組合条例第19号）」の例により、その損害を補償するものとする。ただし、当該従事者が他の法令により療養その他の給付もしくは補償を受けたとき、又は事故の原因となった第三者から損害補償を受けたときは、これらの給付額等の限度において損害補償の責を免れるものとする。

（協議）

第5条 この協定に定めのない事項、又はこの協定の解釈について疑義が生じたときは、その都度、甲、乙協議のうえ定めるものとする。

（有効期間）

第6条 この協定の期間は、協定締結の日から当該年度末の3月31日を初年度の最終日とし、以後は4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の3か月前までに甲乙いずれからも協定解除、または変更の申し出がないときは、本協定は同一の条件で自動的に1年間更新されるものとし、以後同様とする。

付 則

この協定の締結に伴い、従前の災害時における飲料水の供給協力に関する協定は廃止する。

この協定の締結を証するため、甲と乙とは本書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、その1通を保有する。

平成26年6月4日

甲 東京都府中市宮西町2丁目24番地  
府中市  
代表者 府中市長 高野 律 雄

乙 東京都府中市日新町1丁目10番地  
日本電気株式会社府中事業場  
代表者 府中地区責任者 笠 井 孝

(新規)

第1号様式（第2条関係）

府 第 号  
平成 年 月 日

様

府 中 市 長

飲料水等供給協力要請書

「災害時における飲料水等の供給協力に関する協定書」に基づき、災害応急対策に対する飲料水等の供給協力について、下記のとおり要請します。

記

要請の理由	
業務内容	
協力を要する期間	平成 年 月 日 時 分から 平成 年 月 日 時 分まで
その他	

【担当】府中市 部 課

担当者  
電 話

<p>資-213-13</p> <p>資料 9 3</p> <p>— 5</p>	<p><b>資料 9 3 - 5 災害時における飲料水等の供給協力に関する協定書（国立大学法人東京農工大学）</b></p> <p>災害時における飲料水等の供給協力に関する協定書</p> <p>災害時に必要となる飲料水及び生活用水（以下「飲料水等」という。）の地下水汲み上げによる供給協力に関し、府中市（以下「甲」という。）と国立大学法人東京農工大学（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この協定は、地震や風水害等により、府中市内で大規模な災害が発生した場合に、府中市地域防災計画に基づき、甲が実施する災害応急対策に対する乙の協力のうち飲料水等の供給について、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>（協力）</p> <p>第2条 甲は、府中市内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、飲料水等が必要となる場合に、乙に対して飲料水等の供給協力を要請することができるものとする。</p> <p>2 前項の規定による要請は、甲が乙に対し、「飲料水等供給協力要請書」（第1号様式）により、要請の理由、業務内容、協力を要する期間、その他必要な事項を明らかにして行うものとする。ただし、緊急の場合は、口頭で行い、後日「飲料水等供給協力要請書」をもって処理するものとする。</p> <p>3 乙は、前項の規定による甲からの要請に対し、特別の理由がない限り、乙の対応可能な範囲内で、甲へ飲料水等を供給するものとする。</p> <p>（費用等負担）</p> <p>第3条 甲の要請に基づく、乙による飲料水等の供給協力に係る費用は乙の負担とする。ただし、停電時において地下水を汲み上げる際に必要となる非常用発電機の燃料については甲が負担するものとする。</p> <p>2 前項に規定のない費用のうち疑義を生じたものについては、甲乙間で協議のうえ負担者を決定するものとする。</p> <p>（従事者の災害補償）</p> <p>第4条 甲の要請に基づき乙が行った業務に従事した乙の雇用する者に係る災害補償については、当該損害がその者の責に帰することができない理由により生じた場合に限って、「東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年東京都市町村総合事務組合条例第19号）」の例により甲が行う。ただし、当該従事者が他の法令により療養その他の給付もしくは補償を受けたとき、又は事故の原因となった第三者から損害補償を受けたときは、これらの給付額等の限度において損害補償の責を免れるものとする。</p> <p>（協議）</p> <p>第5条 この協定に定めのない事項、又はこの協定の解釈について疑義が生じたときは、その都度、甲乙間で協議の上定めるものとする。</p> <p>（有効期間）</p> <p>第6条 この協定の期間は、協定締結の日から当該年度末の3月31日までとする。ただし、期間満了の日の3か月前までに甲乙いずれからも協定解除、または変更の申し出がないときは、本協定は同一の条件で自動的に1年間更新されるものとし、以後同様とする。</p> <p>付 則</p> <p>この協定の締結日以降、災害時における飲料水の供給協力に関する協定書は廃止する。</p> <p>この協定の締結を証するため、甲と乙とは本書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、その1通を保有する。</p> <p>平成26年6月12日</p> <p>甲 東京都府中市宮西町2丁目24番地 府中市 代表者 府中市長 高野 律 雄</p> <p>乙 東京都府中市晴見町3丁目8番地の1 国立大学法人東京農工大学 代表者 学 長 松 永 是</p>	<p>(新規)</p>
--	--	-------------



第1号様式（第2条関係）

府 第 号  
平成 年 月 日

様

府 中 市 長

飲料水等供給協力要請書

「災害時における飲料水等の供給協力に関する協定書」に基づき、災害応急対策に対する飲料水等の供給協力について、下記のとおり要請します。

記

要請の理由	
業務内容	
協力を要する期間	平成 年 月 日 時 分から 平成 年 月 日 時 分まで
その他	

【担当】府中市 部 課  
担当者  
電 話

資-213-16

資料 9 3  
- 6

**資料 9 3 - 6 災害時における飲料水等の供給協力に関する協定書（キュービー株式会社  
中河原工場）**

災害時における飲料水等の供給協力に関する協定書

災害時に必要となる飲料水及び生活用水（以下「飲料水等」という。）の地下水汲み上げによる供給協  
力に関し、府中市（以下「甲」という。）とキュービー株式会社中河原工場（以下「乙」という。）との  
間において、次とおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震や風水害等により、府中市内で大規模な災害が発生した場合に、府中市地域  
防災計画に基づき、甲が実施する災害応急対策に対する乙の協力のうち飲料水等の供給について、必要  
な事項を定めることを目的とする。

（協力）

第2条 甲は、府中市内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、飲料水等が必要と  
なる場合に、乙に対して飲料水等の供給協力を要請することができるものとする。

2 前項の規定による要請は、甲が乙に対し、「飲料水等供給協力要請書」（第1号様式）により、要請  
の理由、業務内容、協力を要する期間、その他必要な事項を明らかにして行うものとする。ただし、  
緊急の場合は、口頭で行い、後日「飲料水等供給協力要請書」をもって処理するものとする。

3 乙は、前項の規定による甲からの要請に対し、特別の理由がない限り、乙の対応可能な範囲内で、  
甲へ飲料水等を供給するものとする。

（費用等負担）

第3条 甲の要請に基づく、乙による飲料水等の供給協力に係る費用は乙の負担とする。ただし、停電  
時において地下水を汲み上げる際に必要となる非常用発電機の燃料については甲が負担するものと  
する。

2 前項に規定のない費用のうち疑義を生じたものについては、甲、乙協議のうえ負担者を決定するも  
のとする。

（従事者の災害補償）

第4条 甲は、甲の要請に基づき乙が行った業務に従事した乙の雇用する者が、その者の責に帰するこ  
とができない理由により死亡その他の事故が生じたときは、「東京都町村消防団員等公務災害補償  
条例（昭和63年東京都町村総合事務組合条例第19号）」の例により、その損害を補償するものと  
する。ただし、当該従事者が他の法令により療養その他の給付もしくは補償を受けたとき、又は事故  
の原因となった第三者から損害補償を受けたときは、これらの給付額等の限度において損害補償の責  
を免れるものとする。

（協議）

第5条 この協定に定めのない事項、又はこの協定の解釈について疑義が生じたときは、その都度、甲、  
乙協議のうえ定めるものとする。

（有効期間）

第6条 この協定の期間は、協定締結の日から当該年度末の3月31日を初年度の最終日とし、以後は  
4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の3か月前までに甲乙いずれからも  
協定解除、または変更の申し出がないときは、本協定は同一の条件で自動的に1年間更新されるもの  
とし、以後同様とする。

付 則

この協定の締結日以降、災害時における飲料水の供給協力に関する協定書は廃止する。

この協定の締結を証するため、甲と乙とは本書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、その1通を  
保有する。

平成26年6月23日

甲 東京都府中市宮西町2丁目24番地  
府中市  
代表者 府中市長 高野 律 雄

乙 東京都府中市住吉町5丁目13番地の1  
キュービー株式会社中河原工場  
代表者 工場長 中野 徹

（新規）

第1号様式（第2条関係）

府 第 号  
平成 年 月 日

様

府 中 市 長

飲料水等供給協力要請書

「災害時における飲料水等の供給協力に関する協定書」に基づき、災害応急対策に対する飲料水等の供給協力について、下記のとおり要請します。

記

要 請 の 理 由	
業 務 内 容	
協力を要する 期 間	平成 年 月 日 時 分から 平成 年 月 日 時 分まで
そ の 他	

【担当】府中市 部 課  
担当者  
電 話

資-213-19

資料 9 3

ー 7

**資料 9 3-7 災害時における飲料水等の供給協力に関する協定書（株式会社東芝府中事業所）**

災害時における飲料水等の供給協力に関する協定書

災害時に必要となる飲料水及び生活用水（以下「飲料水等」という。）の地下水汲み上げによる供給協力に関し、府中市（以下「甲」という。）と株式会社東芝 府中事業所（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震や風水害等により、府中市内で大規模な災害が発生した場合に、府中市地域防災計画に基づき、甲が実施する災害応急対策に対する乙の協力のうち飲料水等の供給について、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力）

第2条 甲は、府中市内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、飲料水等が必要となる場合に、乙に対して飲料水等の供給協力を要請することができるものとする。

2 前項の規定による要請は、甲が乙に対し、「飲料水等供給協力要請書」（第1号様式）により、要請の理由、業務内容、協力を要する期間、その他必要な事項を明らかにして行うものとする。ただし、緊急の場合は、甲担当者が口頭で乙に連絡し、後日「飲料水等供給協力要請書」を乙へ提出することで処理するものとする。

3 乙は、前項の規定による甲からの要請に対し、特別の理由がない限り、乙の対応可能な範囲内で、極力甲へ飲料水等を供給するものとする。

（費用等負担）

第3条 甲の要請に基づく、乙による飲料水等の供給協力に係る費用は乙の負担とする。ただし、停電時において地下水を汲み上げる際に必要となる非常用発電機の燃料については、原則として甲が用意するものとする。

2 前項に規定のない費用のうち疑義を生じたものについては、甲、乙協議のうえ負担者を決定するものとする。

（従事者の災害補償）

第4条 甲は、甲の要請に基づき乙が行った業務に従事した乙の雇用する者（乙から委託された者等の関係者も含む）が、その者の責に帰することができない理由により死亡その他の事故が生じたときは、「東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年東京都市町村総合事務組合条例第19号）」の例により、その損害を補償するものとする。ただし、当該従事者が他の法令により療養その他の給付もしくは補償を受けたとき、又は事故の原因となった第三者から損害補償を受けたときは、これらの給付額等の限度において損害補償の責を免れるものとする。

（協議）

第5条 この協定に定めのない事項、又はこの協定の解釈について疑義が生じたときは、その都度、甲、乙協議のうえ定めるものとする。

（有効期間）

第6条 この協定の期間は、協定締結の日から当該年度末の3月31日を初年度の最終日とし、以後は4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の3ヶ月前までに甲乙いずれからも協定解除、または変更の申し出がないときは、本協定は同一の条件で自動的に1年間更新されるものとし、以後同様とする。

付 則

この協定の締結日以降、災害時における飲料水の供給協力に関する協定書は廃止する。

この協定の締結を証するため、甲と乙とは本書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、その1通を保有する。

平成26年7月1日

甲 東京都府中市宮西町2丁目24番地  
府中市  
代表者 府中市長 高野 律雄

乙 東京都府中市東芝町1番地  
株式会社東芝 府中事業所  
代表者 所 長 上 條 勉

（新規）

第1号様式（第2条関係）

府 第 号  
平成 年 月 日

様

府 中 市 長

飲料水等供給協力要請書

「災害時における飲料水等の供給協力に関する協定書」に基づき、災害応急対策に対する飲料水等の供給協力について、下記のとおり要請します。

記

要請の理由	
業務内容	
協力を要する 期 間	平成 年 月 日 時 分から 平成 年 月 日 時 分まで
そ の 他	

【担当】府中市 部 課  
担当者  
電 話

資-227-2

資料 9 8

— 2

**資料 9 8 - 2 指定給水拠点における初動応急給水活動に関する覚書（東京都）**

指定給水拠点における初動応急給水活動に関する覚書

東京都（以下「甲」という。）と府中市（以下「乙」という。）は指定給水拠点における初動応急給水活動について、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 この覚書は、東京都地域防災計画、東京都水道局震災応急対策計画及び府中市地域防災計画の趣旨に基づき、住民への速やかな初動応急給水活動を実施するに当たり、必要な事項を定めることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この覚書において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 指定給水拠点 給水拠点（応急給水槽を除く。）のうち、甲が指定する給水拠点をいう。
- 二 初動応急給水活動 応急給水用資器材を設置し、水質検査を行った後、応急給水を行うことをいう。
- 三 応急給水区画 指定給水拠点の敷地のうち、応急給水活動に使用するために甲が指定する区画をいう。

（乙による初動応急給水活動の実施）

第3条 住民への速やかな応急給水の実施のために必要がある場合において、乙は、当該指定給水拠点において、初動応急給水活動を実施することができるものとする。

（初動応急給水活動に従事する者の指定）

第4条 乙は、乙が指定する者（以下「指定従事者」という。）により指定給水拠点における初動応急給水活動を行わせることができる。

2 前項の場合には、乙は、あらかじめ指定従事者について甲に通知するものとする。

（当事者等の責務）

第5条 乙は、指定給水拠点における初動応急給水活動（指定従事者により行う場合を含む。次項及び第7条において同じ。）を円滑に実施できるよう、応急給水訓練の実施に努めるものとする。

2 甲は、応急給水資器材の維持管理など、乙の初動応急給水活動の実施に必要な措置を講じるものとする。

（指定給水拠点の通知）

第6条 甲は、第2条第1号に規定する指定給水拠点を指定したときは、乙に文書により通知するものとする。

（鍵の管理）

第7条 甲は、乙に対し、応急給水区画に出入りするための門扉、応急給水用資器材を保管する倉庫その他の初動応急給水活動を行うために錠を開ける必要がある施設に係る錠又は錠がダイヤル式の場合にあっては錠となる番号（以下これらを「錠等」という。）を貸与するものとする。

2 乙は、前項の規定により貸与された錠等を、乙が初動応急給水活動又は応急給水訓練を行うために使用することができるものとする。ただし、非常時以外の場合において、使用しようとするときは、事前に甲の承諾を得なければならないものとする。

3 乙は、錠等について、紛失、盗難及び外部への漏えいを予防する措置を乙の責任において講じるものとする。

4 乙は、錠等の紛失、盗難又は外部への漏えいが生じたときは、直ちにその旨を甲に報告し、甲の指示に従って対応するものとする。

（費用の補償）

第8条 乙は、乙の職員又は指定従事者が応急給水区画内の施設、応急給水用資器材等を破損した場合には、その修繕費用を甲に補償するものとする。

（相互の連絡調整）

第9条 甲及び乙は、必要に応じて連絡調整を行うものとする。

（実施細目）

第10条 この覚書の具体的な運用について必要な事項は、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

（疑義等に関する協議）

第11条 この覚書に定めのない事項及びこの覚書の実施に際し疑義が生じた場合は、甲と乙とが協議して決定するものとする。

甲と乙とは、本覚書締結の証として本覚書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保管するものとする。

平成26年 3月31日

甲 東京都  
代表者 公営企業管理者  
東京都水道局長 吉田 永

乙 府中市  
府中市長 高野 律雄

（新規）

資-231

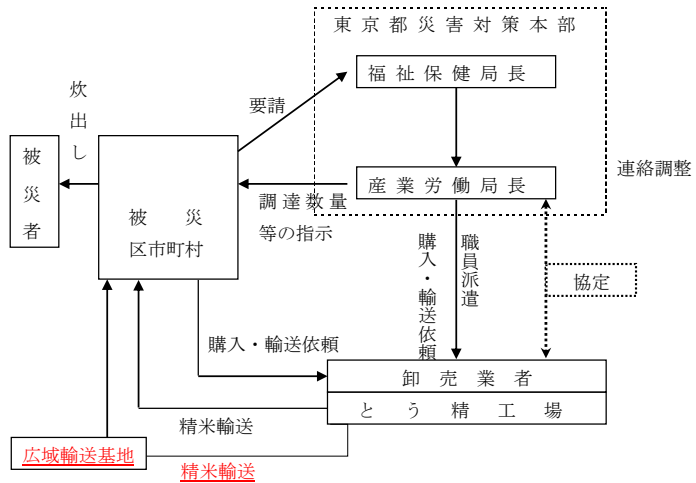
資料 101

資料 1 0 1 災害発生時の米穀・乾パン配給経路

別表 2

知事又は当該区市町村長が卸売業者から購入する場合

経路図

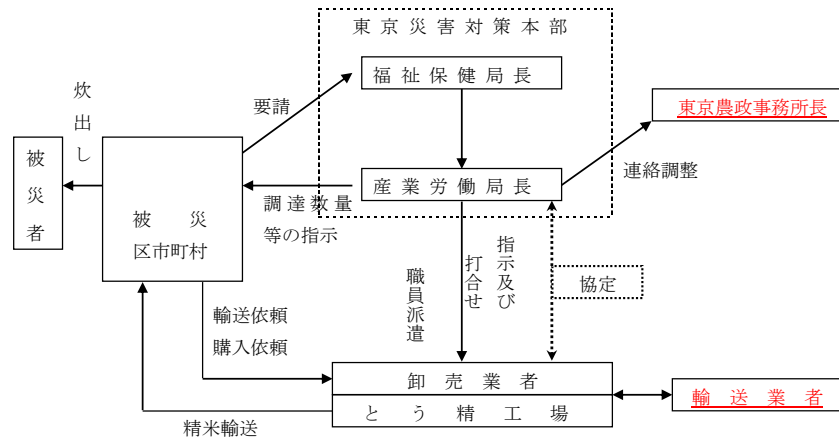


資料 1 0 1 災害発生時の米穀・乾パン配給経路

別表 2

知事又は当該区市町村長が卸売業者から購入する場合

経路図



資-232

資料 101

資料 1 0 1 災害発生時の米穀・乾パン配給経路

(削除)

資料 1 0 1 災害発生時の米穀・乾パン配給経路

別表 3 (省略)

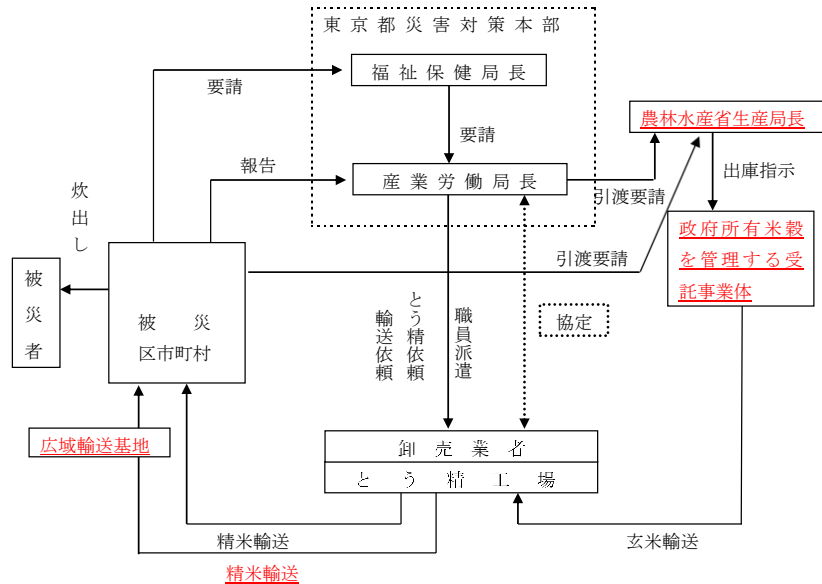
資-233

資料 1 0 1 災害発生時の米穀・乾パン配給経路

別表 3

災害救助法の発動又は国民保護法による国民保護措置時における災害救助用米穀の緊急引渡要請に基づく場合

経路図



- 1 知事又は区市町村長は、農林水産省生産局長に対し、政府米の緊急引渡しを要請する。
- 2 知事又は区市町村長は、「異常災害時における給食用米穀のとう精及び輸送に関する協定」に基づき、とう精及び輸送を卸売業者に依頼することができる。
- 3 国民保護措置等実施時には、東京都災害対策本部を東京都国民保護対策本部又は東京都緊急対処事態対策本部に読み替えるものとする。

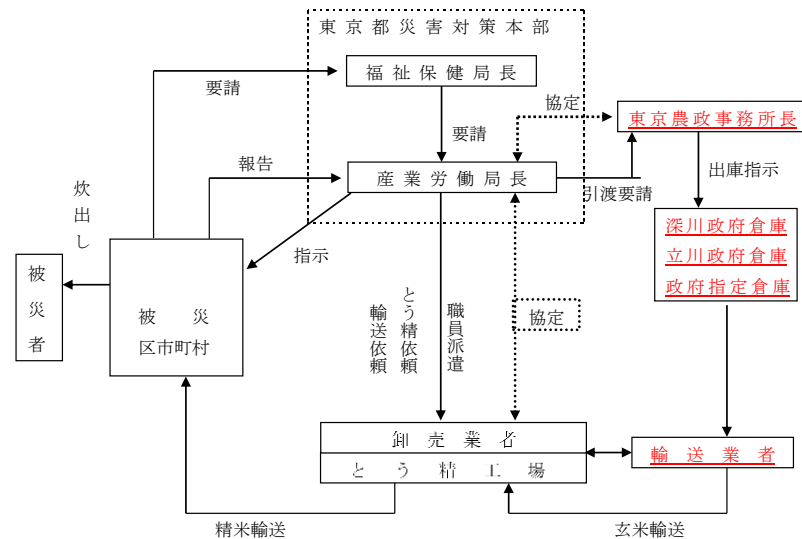
資料 1 0 1 災害発生時の米穀・乾パン配給経路

別表 4-1

災害救助法の発動又は国民保護法による国民保護措置時における災害救助用米穀等の緊急引渡に関する協定に基づく場合

[交通、通信等が保たれている場合]

経路図



- 1 知事は、東京農政事務所長に対し、政府米の緊急引渡しを要請する。
- 2 知事は、「異常災害時における給食用米穀のとう精及び輸送に関する協定」に基づき、とう精及び輸送を卸売業者に依頼することができる。
- 3 国民保護措置等実施時には、東京都災害対策本部を東京都国民保護対策本部又は東京都緊急対処事態対策本部に読み替えるものとする。

資-234

資料 1 0 1 災害発生時の米穀・乾パン配給経路

(削除)

資料 1 0 1 災害発生時の米穀・乾パン配給経路

別表 4-2 (省略)

資-235

資料 1 0 1 災害発生時の米穀・乾パン配給経路

(削除)

資料 1 0 1 災害発生時の米穀・乾パン配給経路

別表 5 (省略)